

平成26年第6回佐渡市議会定例会会議録（第5号）

平成26年9月18日（木曜日）

議事日程（第5号）

平成26年9月18日（木）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
20番	祝優雄君	21番	竹内道廣君
22番	加賀博昭君	23番	近藤和義君
24番	根岸勇雄君		

欠席議員（1名）

19番 金子克己君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君
会計管理者	原田道夫君	総務課長	計良孝晴君
総合政策課長	渡辺竜五君	行政改革課長	本間聡君
世界遺産推進課長	安藤信義君	財務課長	伊貝秀一君
地域振興課長	計良隆弘君	交通政策課長	渡邊裕次君

市民生活課長	村川一博君	税務課長	川上達也君
環境対策課長	名畑匡章君	社会福祉課長	鍵谷繁樹君
高齢福祉課長	後藤友二君	農林水産課長	山本雅明君
観光振興課長	濱野利夫君	産業振興課長	市橋秀紀君
建設課長	金田一則君	学校教員育長	吉田泉君
社会教育課長	大橋幸喜君	両津病院院長	小路昭君
監査委員局長	菊地誠君	農業委員会局長	長敏宏君
消防長	深野俊之君	危機管理幹	坂田和三君
契約管理幹	伊藤浩二君	庁舎整備幹	鈴木一郎君

事務局職員出席者

事務局長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
議事調査係	齋藤壮一君	議事調査係	太田一人君

平成26年第6回（9月）定例会 一般質問通告表（9月18日）

順	質 問 事 項	質 問 者
13	1 市本庁舎建設について (1) 本庁舎建設・整備についての大義名分を再確認する (2) 建築物の規模は妥当なのか (3) 必要な機能や災害時への拠点としての施設となっているか (4) 市の中心地として、病院跡地を含めた周辺整備の方針は 2 商工会・観光協会等のあり方について (1) 地域の商店や小企業が衰退する中、商工会の存在意義は何か (2) 観光協会は設置目的を全うしているのか (3) 両者共、補助金を有効に活用しているのか。また、祭りなどのイベントに追われる実態をどのように考えるか (4) 合併して10年、合併した観光協会。単独で来た商工会。この2団体を比較して、あるべき姿とは 3 医療と福祉の充実について (1) ひまわりネットへの登録状況と活用策について (2) 市立病院の耐震診断結果と対応策について (3) 国民健康保険の今後について ① 広域化への流れについて ② 安心して医療を受けられる仕組みづくりは (4) 社会福祉法人のあり方について (5) 認知症高齢者の搜索について ① マニュアルは策定済みか ② 搜索隊の安全管理は万全か 4 ふるさと納税について	金 田 淳 一
14	1 甲斐市政「将来ビジョン」と今後のまちづくりについて (1) 自公・安倍政権が進めている平成27年10月からの消費税10%への増税等は、「将来ビジョン」を台無しにするものでしかないが、見解を求める。 また、増税後の市内業者などの状況をどのように捉えているのか (2) ときわ丸就航などの目新しいものがあっても関わらず、深刻な観光の状況が6月定例会で明らかになったが、現在までの状況と今後の対応は (3) 自公・安倍政権が進めている農政改革（JA・農業委員会改選）は、佐渡の農業等に大打撃を与え、市が取組んでいる農業振興策にも甚大な影響が出るのではないか、見解を求める (4) 財政措置などの国の責任を放置・後退させておきながら、国は「地域包括ケアシステム」を地域に押しつける医療・介護等の大改悪を進めているが、	中 川 直 美

順	質 問 事 項	質 問 者
14	「地域包括ケア」体制は必要なものである。現実的に深刻な問題や課題と位置付けて実現すべきではないか。また、改正される介護保険制度で、介護問題に対応できるか 2 市民の命と健康を守る国保制度について (1) 国保の広域化が検討されているが、佐渡市の国保の問題や課題をどのように捉えているか。広域化でそれが解消されるのか (2) 国保税の負担増は深刻ではないか。緊急策として、申請減免や医療費窓口負担軽減等の生活困窮者等対応の周知徹底が必要ではないか (3) 資格証は事実上医療を受ける権利を奪うものであるから、発行はやめるべきではないか 3 来年度の保育制度改変に伴う対応と今後の方向 (1) 制度はどのように変えられるのか (2) 市としての「子育て計画」と方向性について (3) 法制化された学童保育の対応	中 川 直 美
15	1 行政改革と二重行政 (1) 市と県の地域振興局の間に二重行政と感じるものはないか (2) 市内にある県の出先機関別の職員数と人件費を含む予算額 (3) 農林水産課の不祥事を機会に機構・組織・職員意識の大改革が必要と思うが、市長の考えは (4) 千葉市教育委員会は「小学校学習指導要領解説社会編」で我が国の位置と領土を明確に教えているが、佐渡市ではどのような指導を行っているのか (5) 給食費の扱いと給食のあり方について 2 地産地消と産業支援（観光・農業・漁業・発酵醸造・航路）など (1) 地産地消推進系の陣容と事業及び予算 (2) 地元食材が観光関連業者に認知されない主因は何か (3) 佐渡観光の最大の問題点と最大の売りは何か (4) 宿泊提供施設のうち、ベッドでの宿泊人数と一人一部屋の対応が可能な施設数（地区別） (5) 観光戦略官からの観光協会についての指摘後、観光協会との協議はあったのか (6) 観光戦略官から来年度に向けての改善点と長期の提言があるのではないか (7) 佐渡インフォメーションセンターの運用方法と利用申込みの状況 (8) 6月定例会で佐渡汽船の誘客実績について指摘したが、その後佐渡汽船との協議はあったのか	祝 優 雄

順	質 問 事 項	質 問 者
15	(9) 誘客対策で航路料金が低いと指摘されることが多いが、料金軽減に秘策はないか (10) 佐渡汽船は第三セクターか、第二セクターか。市長の認識は (11) 市は佐渡汽船の何%の株式を保有し、その保有順位は何番目か (12) 佐渡汽船の経営姿勢について、県と協議した経過はあるか (13) 県は佐渡汽船の支配株主として、責任を果たしていると市長は思っているか (14) 佐渡空港の活用と新空港建設に新たな動きはあるのか（県条例改正以後の対応も含む） (15) 観光シーズン中に観光バスが不足していると聞くと、本当のことなのか	祝 優 雄
16	1 佐渡島の地域振興の考え方を問う (1) 主管課長の決裁書類がない手続きの無責任さについて (2) 平成23年度の県緊急雇用創出事業は、原則である「新たな事業展開」、「失業者の雇用」、「入札」の条件を守ったのか (3) N P O法人の監督と指導について (4) 佐渡映像アーカイブ事業の点検はどのようなになっているのか 2 佐渡市が関わる不正事件の原因究明、処分、報告など、けじめをつける姿勢について考え方を問う (1) 平成23年度の県緊急雇用創出事業の補助金 1 億 7 千万円に不正支出が疑われる件について (2) 平成23年度の佐渡観光総合情報発信事業における官製談合が強く疑われる件について、公募型プロポーザルにした疑惑を問う (3) 平成24年度の金山の町佐渡相川の伝統芸能とまつり保存継承実行委員会の負担金不正取得について 3 佐渡市の保育士養成の考え方を問う (1) 保育現場の現況はどのようなになっているのか (2) 今後、どのような保育士を養成したいと考えているのか	荒 井 眞 理

午前10時00分 開議

○議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いいたします。

金田淳一君の一般質問を許します。

金田淳一君。

〔10番 金田淳一君登壇〕

○10番（金田淳一君） おはようございます。一般質問も4日目を迎えましてお疲れかと思いますが、きょうはまた大変な1日となりそうですが、トップバッターとして頑張ります。よろしくお願いいたします。

最初に、市庁舎建設について質問をいたします。合併から10年が経過いたしました。そして、それ以前の合併協議の最中から庁舎建設についてはさまざまな議論を繰り広げてきました。建設位置においてはその協議がまとまらず、合併協議会からの離脱にまで及んだテーマです。新市が発足し、旧金井町庁舎を中心として業務がスタート。分散による不効率、職員に比較して狭い事務所スペース、佐渡市の中心となるべき庁舎は残念ながら不十分な形で10年が経過しました。

市長はようやくこの問題の解決を図るべく建設着手を決断し、今定例会に基本設計作成の予算を上程いたしました。きのうまでの一般質問では、建設地に割り当てられなかったことへの不満などから反対をするような議論に終始をしているような気がしてなりません。ここでもう一度なぜ今市庁舎建設が必要なのか、その大義名分をはっきりと説明願いたいと思います。そして、もし建設がかなわなかった場合の損失についても明快に答弁をお願いいたします。

示されている基本計画案では、現在の金井保育園のところに6,000平方メートルの建築物となっています。全国の事例と比較しても職員数の割にとっても小さく、狭いという印象をぬぐい切れません。災害への対応や会議室などの市民利用スペースを考慮すると再検討の余地があると思いますが、この規模にとどめた理由をご説明ください。

建設予定地周辺は、厚生連病院の新築移転により利用価値が高まっています。佐渡市として佐渡市の中心地として基盤を整備し、土地機能を高める必要性を感じます。旧病院跡地の再開発など課題があります。市民にとっても、島外からのお客様にも胸を張ってご案内できる佐渡市の顔をつくる必要があります。ランドデザインについて考え方を伺います。

人口の減少と高齢化、島外資本の参入など商工業者は厳しい環境に追い込まれ、後継者不足により廃業が相次いでいます。地域の商工会は、経営指導や金融あっせんなど会員の収益や利便性を実現するために設立された組織であると思ってきました。しかし、いろいろなところから「商工会はなくても経営には困らない。地域活動のためには頑張っているけれども、それって本当の業務なの」というふうな声を耳にします。各商工会とも会員の減少により運営に困難を来してきていることも伺うところです。会の必要性をまず説明をお願いいたします。

観光協会も同じことが言えるのではないのでしょうか。会は佐渡の観光を盛り上げ、発展させるべき団体であると思います。一部の大きな会社やホテルの利益のみ関心があるのは、趣旨に反していませんか。市長は設置目的に合っていると感じていますか、答弁をお願いいたします。

商工会、観光協会とも、行政から人件費を含む大きな補助金を受けて運営を続けているのはご承知のとおりです。補助金は、本来の目的をなし遂げるために支出されるものであります。ところが、両者とも補助金は既定事実、いただけるものとして認識され、その成果を検証しているようには見えていません。お祭り運営など地域活動に貢献している事実は受けとめますが、本来業務との仕事の区分けは不十分ではありませんか。市の予算編成において、来年度はゼロベースで臨むとの方針を伺っております。これらの状況について、市長はどうお考えになりますか。

市町村合併後、商工会は単独で歩んできました。行政が合併し、地域サービスが残念ながら低調になってしまい、そのすき間を埋める仕事を受けざるを得ない立場に追いやられたのかもしれませんが。観光協会も支部組織は統合しましたが、活動の停滞など数々の問題点を抱えてきています。改革が必要なのはどちらも同じです。従来の仕組みが回らなくなってきたのです。あるべき姿をどう捉えているのかを伺います。

次に、医療と福祉の充実について質問をいたします。患者の情報をデータ化して限られた医療資源を無駄なく活用しようとして発足したひまわりネットワークは、患者、医療機関、福祉施設の登録が多いほど利便性が拡大します。その件数と活用状況をお知らせください。抱えている問題点はどこにありますか、お聞かせいただきたい。両津病院の耐震診断の結果と対応策、三位一体となっている福祉施設の方向性についてもお聞かせ願います。

次に、国民健康保険について質問します。さきの6月議会で本年度の保険税額が決定しました。保険税の大きな値上がりは、市民生活に大きな影響を及ぼしています。市長は、経済対策として住宅リフォーム、プレミアム商品券など事業展開に取り組んでいますが、税の負担が大きくなり過ぎてせっかくの対策も吹き飛んでしまいそうです。これ以上の値上げは絶対無理と私は感じていますが、市長の率直な感想をお聞かせください。そして、さらなる値上がりにつながりかねない県が保険者になることを想定した広域化の進捗状況についてもお知らせください。

医療保険制度は、国民の暮らしに欠かせないとても重要な制度です。国民皆保険という世界に胸を張ることができる先人が苦勞の末に築き上げてきた宝物です。それが貧困などの理由により、制度はあっても利用できなくなりつつあるのではないのでしょうか。協会健保、組合健保、共済と比較して国保の置かれている現状についてご説明願いたい。そして、市民が安心して医療を受けられる体制をどう築くべきかを伺います。

特養などを運営している社会福祉法人は介護保険制度の充実により数多く設立され、福祉の担い手として活躍をいただいています。しかし、どの法人も規模が小さく、また財務基盤もさまざまと聞き及んでいます。設立からの歴史もさまざまであり、問題点もそれぞれに抱えているのでしょう。佐渡の福祉をトータルで考えた場合、活気ある法人がばらばらでなく、ある程度の規模で切磋琢磨しながら事業運営を果たしてもらいたいところです。特に公が設立に支援をしてきた団体はそのリーダーとなるべきですが、思うようにいかないのが現状のようです。全国的にも法人のあり方については、内部留保が過剰であるとか、

監査制度の充実を求められたり、動きがあるようです。公の支援を受けて事業推進をしている以上、役員の利害関係により運営されるのはいかがでしょうか。そのあたりの市長の考え方を再度確認したいと思います。

認知症高齢者の行方不明案件は、全国で深刻な問題となっています。搜索体制について、佐渡市ではマニュアルを作成しているのかを伺います。また、搜索隊を組織した場合にその安全確保はどう図っているのか、問題点はどこにあるのかを伺います。

最後に、ふるさと納税制度がさらに拡充される見通しです。佐渡市として今までの実績と今後の取り組み方針について伺いまして、演壇からの質問を終わります。

○議長（根岸勇雄君） 金田淳一君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。金田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、本庁舎建設の必要性についてであります。現在分散をしております本庁機能を集中させることにより、市民の利便性を向上させるとともに事務の効率化を図ることであり、設置、建設場所については合併協定書を尊重しているところであります。さらに、昨今頻繁に発生をいたします局地的かつ巨大化をしております災害に備えるために防災拠点機能を充実、拡充させ、安心して安全な市民の暮らしを支える庁舎を合併特例債を活用して整備をするものであります。これができない場合の損失ということでございますが、まず1点は対象事業費の95％に充当できることの合併特例債の活用であります。この合併特例債が活用できない場合は、概算でありますけれども、事業費の29億4,000万程度のものがいわゆる単費となるということであります。もう一点は、分庁による連絡、移動に要する経費、これが非常に、いろんな計算の仕方があるわけでございますけれども、年間1,600万円程度というふうに試算もされているわけであります。もう一点は、1カ所に職員が集まるということは、職員間の横の連携、さらには緊張感がそこで保てるということであります。そういう意味におきましても職員の効率的な業務ができるということがあるわけでございますので、その辺がやはり問題になってくるだろうと思っております。

次に、増設の規模につきましては、現庁舎を耐用年数まで活用することとし、その後は新庁舎のみで行政事務が遂行できる規模と考えております。また、防災や市民サービス、議会などの本庁舎に必要な機能は整備をしますが、市民負担軽減の観点から可能な限り必要最小限のものの規模にしたいというふうに考えております。さらに、非常時における支援団体の受け入れや物資の置き場などに必要な市有地を確保する防災や復旧、復興機能の充実も図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、佐渡総合病院の跡地を含めた周辺整備につきましては、市の中心部でもあり、佐渡総合病院、佐渡市役所を含めた活動人口の集中地区でもあることから、商店街を含めた地域の活性化拠点としての整備の可能性を今調査をしているところでありまして、そこに対しまして商工会とも協議に入ったところでございます。今後地域での理解あるいは方向性、合意、そういうものを得た段階で地域活性化計画等の策定、さらには民間活力を活用した整備方針、こういうものをつくってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、商工会、観光協会等のあり方の問題であります。商工会の必要性についてでございますが、商工会

法第3条、これに定められているわけでありますが、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するという目的を達成すると明記をされているわけであります。これを進めるのが商工会の役割であります。しかしながら、企業、商店等の商工会員からは「商工会が何をしているのかわからない」などという声も届いていることは事実であります。また、現在県商工会あるいは商工会や商工会事業部の会員などと将来どういう方向に持っていったらいいのかというものがやっと立ち上がりました。これについて今検討をいたしているところでありますが、そこの中から自らが自分たちの地域、商店街をどうしていくかというところ、ここを出発点として業務の洗い出しをいたしているところであります。

次に、観光協会であります。これも定款に、この法人は、観光関連事業者、地域住民、行政等との連携による佐渡観光振興に関する事業を行い、地域産業、経済の持続的な発展と文化の振興に寄与することを目的とすると明示をされているわけであります。現状の佐渡観光の低迷からすると、設置目的を全うしているとは言えないと考えております。市からいわゆる与えられる事業を受け身になって実施するだけではなくて、観光のプロとして佐渡の観光振興を通じた地域の活性を自らが考え、率先して実行していくことが必要であり、そのことが現段階においてできていないというふうに思っております。商工会、観光協会とも多額の補助金を交付をいたしております。それぞれにおきまして本来の目的に沿った事業に加えて祭りやイベントなどの地域活動に貢献する事業にも取り組んでおりますけれども、会員や地域、商店街での波及効果を検証し、事業実施について検討をしていくべきであるというふうに考えております。これらのことから、新年度の予算の編成に当たりましては各事業が補助金交付の基本、本来の目的に沿った形で実施されているのかということを検証していかなければならないわけであります。それをベースとしながら事業内容や費用対効果などを精査をし、ゼロ査定、ゼロベースから出発をしたいというふうに考えておるところであります。合併後、商工会は旧市町村区域ごとに単独で、また観光協会は支部組織の統合を行い、現在に至っております。それぞれに議員ご指摘のとおり、活動の停滞等さまざまな問題を抱えていることは事実であります。合併をするかしない等の判断は、それぞれ団体の自主的な考えであります。しかしながら、いずれにいたしましても今後さらなる人員削減などが予想される中、問題解決には職員のさらなる資質の向上を図りながら、それぞれの団体の設置目的等これと照らし合わせながらより効果的な方法を検討すべきと考えております。なお、一部であります。商工会におきましては広域連携という形でそれぞれのよい点を学び合うというところが出てきたということは、一つの明るい話題だというふうに考えております。

次に、ひまわりネットの問題であります。このさどひまわりネットへの登録の状況あるいは活用策につきましては、市民生活課長に説明をさせます。

次に、国民健康保険の広域化につきましては、現在国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場で議論されているところであります。本年8月、協議の場である国保基盤強化協議会が開催をされたところであり、財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方向性及び都道府県と市町村の役割分担のあり方について中間整理がなされたところであります。今後これら中間整理で示された内容についてさらに協議が行われ、年内に取りまとめられて来年の国会に法律が提出される予定となっておるところであります。広域化に向けまして、佐渡市としても財政構造の問題解決のため、保険者支援制度の拡充、公費の

追加等について主張をしまいたいというふうに考えております。医療費抑制等の取り組みにつきましては、詳しく市民生活課長に説明をさせます。

次に、市立病院の問題でございます。両津病院と歌代の里の耐震診断、これにつきましては3月26日付耐震判定書によりまして耐震改修工事が必要であるとの結果報告を受けております。これを受けまして庁内関係者で検討会あるいは病院の運営審議会への諮問という形で検討を進めており、答申も出されたところであります。耐震化の方向性等々につきましては、先日大森議員にもお答えをしたとおりでありまして、課題整理をした上で周辺介護施設も含め方針決定をしたいと考えております。

次に、社会福祉法人のあり方であります。佐渡市には、特別養護老人ホーム建設のために旧町村などが中心となって設立をされました社会福祉法人が5法人ございます。合併につきましては、平成20年から関係する特別養護老人ホームの理事長、施設長、職員などと懇談会あるいは意見交換会、合同研修会などを実施をしまいましたが、各法人のそれぞれの主張、諸事情もあり、現在もそれを継続的に今進めているところであります。いずれにいたしましても、合併によるスケールメリットを生かし、しっかりとした福祉理念を持ち、佐渡の福祉、介護全体の中心となって推進できるような社会福祉法人になるためには、やはり法人の合併ということは必要であるというふうに考えております。今後とも粘り強くお互いに検討をしまいたいというふうに考えております。なお、詳細については、高齢福祉課長に説明をさせます。

認知症の問題であります。行方不明者の検索マニュアルについてでございますが、佐渡市におきましては佐渡市消防本部、消防署及び消防団の災害以外の行方不明者に係る検索活動要綱により運用をしております。詳細につきましては、消防長に説明をさせます。

次に、ふるさと納税であります。ふるさと納税につきましては、佐渡におきましては制度創設の平成20年の7月からことしの8月までの6年間で約6,000万を超えるご寄附をいただいているところであります。ふるさと納税は趣旨からすれば、ふるさとを応援をしたい、ふるさとに貢献したいという思いを寄附金という形で具体化をし、これを後押しするための住民税等の税額控除という奨励策を設けた寄附金制度であります。ただ、現段階あるいは全国的に見ると、これは本来の目的から脱していわゆるお土産競争に入っているということは、私自身これは抑制をしていかなければならないなというふうに考えているところであります。ふるさとを思い、ふるさとを応援をしたい、その方々に対して我々はどう対応していったらいいのかということを経験的に考えていかなければならないわけでありまして、特に今国におきましては地方創生を掲げながら地方活性化策の柱の一つとしてふるさと納税の拡充が検討されておりますが、そこは我々も注視をしていかなければならないし、もう一つは土産競争にはならず、このことを通して佐渡のブランドというものの構築をする一つの手法としてこれから考えていかなければならないなと思っています。特に佐渡においでをいただくため、いろんな方々から佐渡においでをいただきたい、寄附をいただいた、佐渡を応援をしたい、ふるさとに貢献をしたい、ではそれを活用して佐渡がどうなっているのかということも含めて佐渡に大勢の方からおいでをいただく、そういうようなものもその特典といいますか、中に入れるとか、あるいは佐渡の活性化のために若者がどうしたらその定着をするのかというようなことで現地に入ってきていただく、こういうようなビジネスに結びつけられるような方策を今後検討をしまいたいというふうに考えているところであります。なお、このふるさと納税につきましては、来年の対策に向けまして今検討に入ったところでございます。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） さどひまわりネットについて説明いたします。

本年8月現在の住民の同意者数につきましては1万2,532名で、加入率が20.9%。また、参加している施設につきましては、対象となる病院、薬局、介護施設等で合わせて69施設が参加している状況でございます。登録したことにより、他の医療機関で受診した際、以前の受診や薬の説明をする手間が省けたり、場合によっては同じ検査を繰り返さなくてもいいといったように、今までの病気、薬、体質などがネットワークで共有されているため、万が一のときにも安心して受診していただけますので、限られた医療資源を最大限活用することによって安全で安心な医療が提供されるとともに、患者さんの負担軽減にもつながっているところでございます。問題点としては、参加している施設においても一部利用状況が芳しくないということがあるということも伺っておりますが、一方活用をされている施設におきましては大変便利ということでさらに活用が広がっていると聞いておるところでございます。

次に、国民健康保険の広域化の問題でございますが、既に平成27年度から全ての医療費の共同事業化がされることが決まっております。拠出超過をした場合は県の調整交付金で補填されるというような方向づけがされておりますが、まだ現段階では確定されたものではございません。広域化された場合に一番の問題点としては国民健康保険税の課税の問題が挙げられますが、国保税の場合は必要な医療費に対して課税されるわけでございますが、それぞれの地域によって提供される医療に格差があることなどから、現在のところどのような課税方法になるかということについては白紙の状態でございます。

また、協会健保等との比較につきましては、市町村の国保は加入者の平均年齢、1人当たりの医療費は高い一方で平均所得が低いという状況から、保険料の負担率は高くなっておるところでございます。現在の国保の仕組みにおきましては、税負担に頼らざるを得ないのが現状でございます。国の協議の場でも議論されておりますが、国保の負担軽減のためには低所得者対策として保険者支援制度の拡充やさらなる公費の追加投入の実現が必要であると考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） それでは、説明をいたします。

社会福祉法人の合併についてであります。法人としましては将来的に合併は必要と考えておるところであるが、現在新設、増床等の建設に向けて取り組んでおり、時期尚早であるとか、あるいは合併によるメリットが少ない、大きな経費節減につながらないというような理由によりまして、現在平成23年の半ばより今話は進んでいないような状態でございます。特養等の新設、増床が一段落した現在において、財政基盤の安定により地域福祉、介護の中心となっただけのよう、また将来の人口減少に向けまして法人の合併の必要性というものを粘り強く法人に説明して実現をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

深野消防長。

○消防長（深野俊之君） ご説明いたします。

佐渡市において行方不明搜索事案が発生した場合は、認知症高齢者に限らず佐渡市消防本部、消防署及び消防団の災害以外の行方不明者に係る搜索活動要綱により運用をしております。この要綱については、佐渡市内で発生した行方不明者の生命、身体を保護するため行う搜索活動に関して必要な事項を定めることを目的としたものでございます。搜索活動の安全管理については、しっかりした連絡体制をとり、搜索の状況、規模、活動範囲に応じ安全管理、2次災害に十分配慮し、関係機関等と協議の上、実施しております。

また、捜査隊の組織、安全確保についての問題点でございますが、2点ほど考えられます。現在、搜索には地域の住民の方々の協力を得ております。その方々の高齢化の問題。また、もう一点につきましては、出動機関の決定の協議の中に市長直属の実働機関である消防団が入っていないことが考えられます。この点につきましては、今後行方不明者発生の初期の段階から消防団の出動の可否についてもその協議の中に入れていただくようにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） それでは、再質問を行います。

最後のふるさと納税についてから再質問をしますが、先ほど市長のお答えのとおり、私もいろんなところから、ふるさと納税をしたのだけれども、残念ながら余りよそと比べるとなというお話も伺うものですから、きょう取り上げたわけですが、ご厚意で寄附というか、納税をいただける方、見返りを期待しているわけではございませんが、やはり何らかの心といいますか、お返しといいますか、そういうものがある、ではまた来年もという気持ちに多分なれるだろうと思しますので、その辺のところを十分配慮をしていただきたいということなのですが、もう一度ご答弁お願いします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 見返しというのは余りちょっと表現上よくないのですが、せっかくご寄附をいただいたわけですから、そのお礼として何がしかのものを、つまり佐渡はこれだけ頑張っているのだというようなものをお示しする、お返しするということは私は必要だと思っています。ですから、このことはだめだということを申し上げているのではなくて、これは今検討に入りましたけれども、そのことは来年以降やっていきたいと思っています。ただし、その中身として、一つの例としてどこかの県では500万出したら牛1頭やるとか、こんなのが出ているようでありますが、私はそれは違うのではないかと、と思っています。佐渡の活性化に結びつけるような方向で考えていきたいと、こう思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） さらに多くのご寄附がいただけるように改善していただきたいと思います。

庁舎問題に入りますが、きのう来いろんな質問ございまして、帰ってから、これ平成17年に発行されま

した「佐渡市の誕生と一島一市の実現」という冊子を見てまいりました。復習ですが、庁舎を語るときにはやはり合併の問題というのがありますので、復習をさせていただきますが、平成14年10月3日に新市の事務所の位置を決定する会議が開かれまして、佐和田町八幡地区という案と金井町千種地区という2案が協議されましたが、金井町千種地区ということを確認された。その結果、残念ながら離脱をする佐和田町さんができたということで、合併協議会だより「未来！！佐渡」というところに平成14年10月7日付で当時の協議会長の、当時の赤泊村長の石塚会長からのペーパーが全佐渡に配られました。その後残ったといえますか、9つの自治体で協議を始めましょうということで話が始まり、その後その協議が平成15年1月7日に「9つの市町村は速やかな合併に向けた強い意思を確認して、加えて近い将来には佐渡一島一市での合併を目指すことの共通認識を保ちながら船出をしたいと考えております」ということで、佐渡市町村合併協議会ということでその共同声明というのが出されています。その後佐和田地区でもいろんな動きがあり、一島一市を問う住民投票条例が佐和田町議会で可決され、その後町長の辞職による町長選挙を経て、その後佐渡一島一市実現へということで佐和田が加入を申請し、合併の協議会のほうで承認をしたという流れで平成16年に10の旧市町村が合併をしたということになるわけですが、庁舎の位置できのう来いろんな話がありますけれども、金井地区でやはりやることが私も今までの歴史的な流れからいっても間違いのない部分だと思います。それで、きょうといえますか、9月15日までパブリックコメントというのを募集しておったようですけれども、具体的に市民からどのような意見が寄せられているのかをまずお聞かせください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

9月15日でパブリックコメントは締め切ってございます。それで、全体で46人の方から意見をいただきました。大方の意見としましては、今後少子高齢化が進み、人口が減少すると予想される状況下で、老人福祉や教育、子育て政策のほうを優先して進めるべきだという考え方が18名。それから、現在の施設が老朽化して、再建が必要になった時点で建設を検討すべきだというような意見が8名。それから、借地の解消を急ぐべきだということが7名でございます。それから、具体的な事項について意見を述べられた方がいます。その方は、1つはパーク・アンド・ライドのことについて、これは中川議員からも指摘を受けたのですけれども、非現実的な構想だということで考え直すべきだというようなことがお一人からいただきました。それから、公共建築に木材を活用して環境対策や林業の活性化を図るべきだというような意見がお一人いただきました。そんなところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） きのうの議論で駐車場の問題と借地の問題ということがかなり前面に出ております。借地の問題についてはまだ少しといえますか、残っておることも承知をしておりますけれども、駐車場をどの程度確保したら新しい庁舎で健全というか、普通に運営ができるのかということで、必要な台数はどのように考えていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君）　ご説明いたします。

来庁者、これは議員とか、それから報道関係が含まれますけれども、130台。それから、公用車、これが110台。それから、職員関係、これが313台と。合計553台ということで計画してございます。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君）　来庁者と公用車は庁舎の近くに置くべき、公用車についても職員が少し遠くても歩いていくなり対応ができると思うのですが、必要な部分はやはり来庁者の分をしっかりと確保する。そのほかの部分についてもなるべく庁舎に近いほうがいいわけですが、職員については勤務時間までに庁舎にたどり着けば私はいいと思うので、それは庁舎に付随する駐車場ができればいいのですが、その部分についてはほかの用地を検討するとか、それで十分私は対応できると思います。それから、駐車場を予定している地区に、議員からもいろんな提案がありますけれども、今は平地に1台だけ、あるいは立体的にしてもう一台、2階建てにして駐車する台数をふやすというふうなやり方もありますし、あるいは今質問をしましたがけれども、佐渡総合病院の跡地のほうに佐渡市の土地も所有していますし、その土地と上手に交換をするなりして必要な土地を確保するなり、手法はまだまだあると思いますが、その辺のところは考えがありますか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君）　ご説明いたします。

必要な部分の土地については、早速買収に入りたいというふうに考えています。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君）　順序立てて疑問点を解消していけば議会側もそんなに反対はないと思いますので、しっかりとした対策を立てて早目に動いていただきたいと思います。

それから、移転をする保育園の移転先、旧女子高の跡地に金井保育園が統合という形で、子供たちがそちらで保育園として動くということで説明がありましたけれども、川沿いということで危険だという話もございました。しかしながら、その上流には新しい金井小学校も移転されておりますし、当然治水、河川の氾濫の防止というのは最重点の政策というか、施策が取り入れられると思いますので、また合併する前の金井町当時から佐渡総合病院の移転先に絡んでその旧女子高跡地は文教地区ということで、小学校やそういうものが移転するのだという約束があるやに聞いておりますし、そこに保育園がきっちりと移転をして運営されるというのが私もベターな形だと思いますが、もう一度その河川の危険はないということについての答弁をいただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

金田建設課長。

○建設課長（金田一則君）　ご説明いたします。

中川議員からのご質問をいただいたわけなのですが、危険区域というわけではなくて、浸水区域

というふうな表現でさせていただいておりますけれども、現在新潟県が示しています浸水の高さなのですから、氾濫したときの高さが50センチ未満ということで既に小学校につきましては基礎を上げるなどして対策は講じておるわけでございますが、当然当保育園につきましてもそういうふうな対策を講じるとともに、中川議員にもご説明いたしました、県とともに治水対策の向上については万全を期するように努力していきたいと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 最近非常に大雨が降りまして、心配されるのは当然のことであります。50年、100年に1度という雨も降りますから、万全の体制をしいていただくことをお願いしたいと思います。

それで、現在の体制でもし庁舎をつくることができなくて現在の体制が継続した場合は、当然年数が経過すれば古くなって使えなくなるわけで、新しい庁舎を建てなければならないということになるわけです。市長が説明したとおりなのですけれども、例えば今の金井庁舎がその耐用期限が過ぎた平成46年、人口が4万2,000人ぐらいと私は調べましたけれども、そのとき現状の今計画している建物が29億円だとします。単費で支払わなければならないという話がありましたが、そのときの佐渡市の財政的な規模、かなり先ですから明確には答弁できないかもしれませんが、現在平成25年度末に基金が224億円ぐらい所有していると思いますが、その辺あたりの基金はどういうふうな規模になっているのか、推定で構いませんが、説明いただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今議員お尋ねの庁舎の耐用年数経過後、およそ平成46年あたりの予算規模あるいは基金規模等のご質問で、大分先のことでなかなか推計はしておりませんけれども、目の予算でちょっと答えさせていただきたいとは思いますが、ただ人口については国立社会保障・人口問題研究所の推計が出ているわけですので、平成47年におきます佐渡市の推計人口といたしましては4万と697人という数字が出ているわけですので、この数字というのは、年に直すとおよそ900人程度のものが、人数が落ちていく、そういう数字でございます。そういった要素を考慮して、それからあと平成31年の姿につきましては既に将来ビジョンの財政計画でお示ししましたけれども、予算規模でおよそ367億円、それから基金規模ではトータルで154億、そのうち自由に使える財政調整基金で45億というふうに一応財政計画では見込みました。それを平成46年のときの規模を、想定を議員お尋ねなのですけれども、非常に難しいですけれども、いわゆる標準財政規模がどのぐらいになるのかと。市税、普通交付税等を合わせた一般財源がどのぐらいになるのかということ、これを平成31年の見込みでは220億ということで見ましたが、総論で見た場合、マクロで見た場合には今の交付税を取り巻く状況というものは非常に厳しいものがあると思います。交付税特別会計も33兆円の借金を依然として抱えておりますし、国の借金残高においてもGDPの2倍を超える借金を抱えているという国の危機的な状況の中において、果たして佐渡市の主要な財源である交付税がこのまま維持していけるのかどうかというところは、今後そういう状況を見た場合には楽観視できない部分があるということを考慮して考えても、平成46年というものが平成31年で220億の標準財政規模を仮にその何割か落としてみた場合に大体180億程度の標準財政規模で仮に見たとする

ならば、予算規模としてはやはり300億ぐらいのものは、これもちっとわかりませんが、これを切る可能性がありますし、それから財政調整基金の関係においてもその標準財政規模の2倍程度、すなわち30億台ぐらいにはなっているのではないかというふうには、これはあくまでもそういう推計を、ちっと目の子算でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） すごく先の話なので、苦しい説明だと思うのですが、現在合併特例債という有利な起債を使えることによって今の期間中に建設するのが最後のチャンスだというふうに私は思っています。基金は確かに建設用に積み立てておいて、必要的なときに使えばいいという考えもあるかもしれませんが、やはり市の運営がうまくいかなければどうしてもそこから少しずつやっぱり使うような形になるのだろうと、国の財政事情を考えれば当然そうだろうと思いますし、今何とかして頑張って積み立てていただいたこれだけお金があるわけですから、将来の世代に負担をかけない形で現在のところにしかりとした施設、庁舎を建設するのが一番私はいいなと思っております。

それで、次に行きますけれども、庁舎の大きさですけれども、現在でも資料を読みますと職員1人当たりの面積というのは11平方メートル。ほかの市町村が新たに建てた事例を見ますと、大体1人当たり30平方メートルであります。必要最小限の施設ということでお金をかけないようにという気持ちはわかるのですが、それでは今と変わらないぎりぎりのスペース、会議室もとれないよというふうな感じに私は受けとめるのですが、なぜ11平方メートルで試算をしたのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

今後の情報通信設備の発達、これは目覚ましいものがあるわけですが、それから行政事務スペースの変化といいますか、ペーパーレスの導入等々を考慮して現状の面積を執務面積としては追随していくと。それから、現状に足りない部分、防災機能や待ち合いスペース等々を加算した規模で検討したということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） それこそ今の庁舎が使える間は何とか使えると思うのですが、それがなくなった場合、私は絶対狭くて困ることになると思います。この後、これは本当に不明確な話ですが、行政のあり方といいますか、新潟県がどうなるのかとか、行政が多分佐渡市のほうにおりてきて、佐渡のことは佐渡市でやりなさいみたいな形になるかもしれません。そのときになってまた足りないから新しいスペースが要るよというふうなことは避けるべきだと思いますし、今現状として会議室は第二庁舎のところが少しと本庁舎の3階の大会議室と、あとプレハブで建てたところぐらいしか会議室ってないですね。そう考えたときに、私はこの1人当たり11平方メートルというのは絶対足りないと思うのですが、ペーパーレスとか発展されるということもありますけれども、差し向きもうでき上がった3年、4年後あたりにそういうことにはなり得ないと思うのですが、本当にこれでできますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

執務面積等のいわゆる仕事をしている面積というのですか、そういうところにつきましては現状の面積を追従していくと。それから、それに対して、先ほども説明申し上げましたけれども、防災機能や待ち合いスペースとか、相談スペースとか、そういったものの必要な部分を、今不足している部分を加算したその合計が1,000平方メートルということでございますので、その中には相談スペースというか、個室の会議室、そういったものが含まれているということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） それでは、検討をされた委員会の方々が燕市庁舎や新発田市の設計をごらんになってそういう審議に当たられたと思いますが、それらの庁舎はほとんど25から30平米、職員当たりですね。そういう面積にしているのですが、ではその委員会の皆さんはそういう燕や新発田は過剰な建物だというふうに考えていらっしゃるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

5月26日に委員10名全員で燕と新発田へ視察に行きました。それで、燕市はもう既に去年の5月に竣工していますので、でき上がったものが見られたわけですが、それを見た委員の感想というのでしょうか、考え方というのでしょうか、やはりスペースに非常にゆとりがあると。それから、事務室が、非常に燕市はペーパーレス化が進んでいまして、机の上にいろんな書類みたいなものが一切ないということで、そういったペーパーレス化が進んでいることで事務が簡素化していると。それから、ワンフロアで窓口の長さが、間口というのですか、70メートルぐらいあるのです。ワンフロアでそこがまたオープンスペースなものですから、非常に広いというか、広々とした感じがある一方で、窓口が非常にわかりづらいというか、そういったものを指摘してございます。

それから、新発田においては設計の段階でございましたので、設計書の中身について説明してもらったわけですが、新発田は駅前の中心街に今度移転するというところでございますので、敷地が非常に窮屈であると。そして、来庁者のための駐車場も十分に確保しておられるというような様子もないということなものですから、また庁舎が完成した後も、あれは豊浦と加治川というのですか、分庁が引き続き続くということを説明されたものですから、ちょっと疑問だなというようなことを感じました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 将来の職員がその新しく建てたところだけで運営をすると376人で、1人当たりの面積が16平方メートルということで、今よりは少しは改善されるという、そういう試案になっていますけれども、ペーパーレス化の結果がどうこうというのは私はちょっとイメージわかりませんが、現在の普

通の市役所でやっている面積よりかなり小さいので、不足がないのかなと心配してきょう質問をいたしました。そういうことはないように、さらに精査をしていただきたいと思います。

次に、設計関係ですが、この資料の中にプロポーザル方式で業者を選定するとありますけれども、こういう市役所庁舎を設計したことがある実績を考慮して選定私はしてほしいと思いますが、総合体育館のときにそんな大きな体育館を設計したことがない業者が選定されて、その後非常にスポーツ団体からクレームがついたようなこともございました。その辺のところはどのように考えていますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

基本計画の中で検討会議で検討されたものにつきましては、プロポーザル方式が好ましいというか、ふさわしいと、適しているというような提案でございます。プロポーザル方式にして発注するかどうかというのこれから、予算も決まっていないものですから、まだ未定ですけれども、もし仮にプロポーザルをするとすれば、今議員が言われるように設計事務所の類似施設の設計実例というのですか、実績、それから佐渡の事情に精通してもらわないと、気候等々の条件もわからないで設計されたのでは困りますということでございます。それから、十分な技術者の数とか、技術力を有することというようなことが条件になってくるかなというふうに考えます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 設計というのは非常に大事です。佐渡市は余り大きなかわりはありませんでしたけれども、佐渡総合病院に伺いますと、特に私親とか連れて内科の外来とかに伺いますと非常に混雑しておりまして、他方検査のほう行くと大きな廊下に全然人がいなかったり、何でこんな設計したのかなというも疑問に思っているのですが、利用するときに不便な形にはならないように、しっかりした業者を選定していい建物をつくっていただきたいと思います。

次、病院跡地、それから市庁舎周辺のことについて質問をしますが、当然市の中心部でありますし、これからの佐渡市の顔になる地域です。道路等の建設も進んでおりますが、なかなか佐渡で中心地ということができにくい現状ですが、やはり民間企業に進出していただけるためには、市役所があり、病院があり、人が集まるスペースだというふうなことが必要条件ですが、民間企業を呼び寄せるためどのような方法があるかと思うのですが、その辺の検討は担当課でされていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

やはり民間の企業の参画も含めまして、地域を活性化していくということは原則地域の方々がやっぱり頑張っていこうというところが1つでございます。それにつきましてやはり地域の活性化計画等をつくっていかなければいけないというふうに今考えているところでございます。あと、また民間を入れる場合、また市の土地の場合、公平性といいますか、そういうものがちょっと担保できるような形を考えなければいけないというふうに考えておりますので、民間の同意、民間の計画を含めて、それに合うような形で募

集といいますか、プロポーザルになるのかどうか方向はわかりませんが、民間からのご提案というか、そういうものをいただけるような方向で考えてまいりたいというふうに今詰めておるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 商店地域にも新たな店ができ上がりつつありまして、非常にあの地域がにぎわいが始まったなというきょうこのごろでございますけれども、いろんな思惑で業者さんは参入してくると思いますので、きちっとした方向性を持って取り組んでいただきたいと思います。

ここで1つ質問しますが、病院周辺のバスロータリーですとか駐車場の完成がまだ、市民の方が大変心待ちにしておりますけれども、完成はいつごろを予定されておりますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

総合病院周辺整備につきまして、病院の正面に近い第1工区のバスロータリー部分につきましては、完成は来年の3月10日ということで発注者である佐渡総合病院から伺っております。第2工区と言われます病院より国道側の病院駐車場につきましては来年度以降の発注になるということで、完成の時期については聞いておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 駐車場来年度ということなのですが、道を1本渡らなくてはいけないのです。今こっちの砂利のところの駐車場にとめますと非常に危ないので、早く完成してもらうように再度要望をしていただきたいと思います。

それでは、商工会に移ります。先ほど市長から厳しいといいますか、お話がありましたが、商工会は商業者のための団体、商業者、商工業者が会員となっておるわけですが、会員の減少あるいは活動の停滞によりさらなる会員の減少、悪循環が続いているように思っています。本来の経営に関する指導というのなかなか見えてきません。最近、小規模企業を支援する企業基本法ですとか、支援法ですとか、そういう法律が成立をいたしまして、小規模の会社頑張きなさいというふうな政府の方針も出ておりますが、それと商工会が絡んでいって何とか末端で頑張っている皆さんの応援をしようというところだと思うのですが、その辺の考え方は担当課はどのように思っていますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

小規模支援法の改正については、今までですと商工会の役割としては、会員さんの記帳、税務指導、経営の改善という部分がメインでありましたが、新たに潜在的な顧客層に向けた商品、販売方法の変更等経営の発達に関する支援を行うものであるというふうに明記されております。そういった形で、今までは今現状を改善をするという部分だったのですが、物を売る、どう進めていくという前へ引っ張っていく部分が、今回ここで打ち出された部分がありますので、商工会にもこの部分は積極的に取り組んでいただきた

いと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 商工会という団体は国と県から大きな補助金をいただいております、人件費についてはそれでほとんど賄われているような団体だと聞いています。しかしながら、それぞれ団体の会員さんが少なくなっているものですから、商工会というのは収益活動ができない団体ということもありまして、自らの会費収入、それから連合会等で運営している共済の手数料ですとか、会員さんからの記帳の手数料ですとか、そういうのを自己財源として活動をしている。それでも足らないので、今現状として佐渡市からの補助金をいただいているというふうな形でどの会も運営をされているようですが、それが回らなくなってきている団体がふえてきたというふうな現状だと思います。本来であれば国や県の補助金というのは商工業を支援するための補助金ですから、その事業をしっかりと取り組むべきだと思うのですが、先ほど演壇からお話ししましたとおり、各地域振興事業など行政から任されたり、あるいはやらざるを得なかったりして、その人件費が残念ながらその目的に使用されていないというふうな部分が私は感じます。これをどう解決するかということが非常に難しい悩みだと思うのですが、では地域のそういう事業は誰がやるかということにぶち当たります。自らがやればいいのですが、なかなか大きな事務作業等是不可能的、しかし市からの助成金も減らされてできない、それで今悩んでいる団体が多いと思いますが、市長はどのようにお考えになりますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 商工会につきましては私も行っていろいろ話をしているわけではありますが、基本的に今議員がおっしゃったように、収益事業はできないというこれが大原則なのです。このことをやっぱり取り違えている部分がいっぱいあると私は思うのです。確かに収益事業はできないという法律になっている。だから全て人件費も何でもかんでもどこかからもらうのだという気持ちをやっぱり直してもらわなければ困る。ある商工会において、例えば大学の人たちが入って、そこでカフェをつくったり、やったり、いろんなことをやるのだけれども、そのときにその地域の商工会員の人たちにそのことをやっぱり知らせてもらうとか、みんながそこに一緒に行ってカフェに入るとかというような動きになっていないということ、ですから根本にあるものは何だかということ、収益事業はできません。そのとおりです。しかし、だからといって全部依存でいいという考えのところから脱却をしなければならないと、こう思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 依存からの脱却ということはよく言われる言葉ですが、特に役員さんについてもやはり事務局にお任せ的なイメージはぬぐい切れません。ですから、自分たちの会の運営は自分たちでやるのだという意識づけをやはり持っていただくことがとても大事だと思いますし、しかしながらその中でやはり与えられた自分たちの商売以外のことも、地域振興事業と言うのだそうだけれども、それもやらなくてはいけないというジレンマもあるのも確かなところだと思います。そのあたりについては、その地域振興事業が地域のためにとても重要なことであればやはり市としても何らかの支援はするべきではないかと私は

と思いますが、市長はどうお考えになりますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 行政が支援をしないということを私は申し上げているのではなくて、さっきもちょっと申し上げましたが、来年度の予算においてはどのような事業活動をやっていくのですかと、そのためにどのような効果をそこで出すのですかというものが明確になっていないとだめだと思う。今まではシーリングで、例えばことし100円行きましたと、来年は5%シーリングで95円にしますというような、こういう考えだったわけです。ですから、そうではなくて、私はそここのところを変えて、本年度の事業としてこういうことをやりますと、このためにはどのようなものが必要なのですということに対して我々がそこに行政もお手伝いをする、これが必要だと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 地域の商工業者さん非常に経営が厳しゅうございまして、悪戦苦闘だと思うのですが、本来の自分の商売を頑張るための組織、そして周りにある地域を応援する組織としても商工会の役割は大変重要だと思いますので、役員が中心になってやるということのまず自覚をさらに高めていただくことがやはり重要だと思いますし、担当課も今度補助金の説明やそういうことで話をする機会が多分多くあるのだと思いますので、自分たちの会は自分たちでやっていくのだという自立の考え方をぜひお話をしていただきたいと思います。

観光協会のほうに行きますが、依存体質というのはこれも同じというふうな答弁になると思いますが、観光協会、観光業者の目線と違いますか、それが私はちょっと違うのではないかなと思うのですが、来てくれたお客さんから自分たちの会社や施設のためにお金をもらうことが全てみたいなふうにしか私は見えませんが、そのあたりの認識というのは改める必要があると思うのですけれども、会のメンバーがずっとかわらないというのは、これは何か理由があるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

会員については観光協会の定款で決まっております、正会員と、それから賛助会員ということでございます。いずれも会員からの申し出により会員となることができるということになってございまして、今正会員が40会員ぐらいです。それから、その他の賛助会員が旧観光協会、支部ということでございますが、それが約10倍ぐらいおりまして、全体では400会員ぐらいということでございます。おっしゃるように、余り変わりはないという状態でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 定款で決められているということなので、私がどうこう言うことではありませんけれども、全国の事例を見ると特異な活動といたしますか、活躍が見えるところにはそれなりの方が活動をしているはずなので、ただ佐渡の場合はどうかというと、その会社の誰々さん、代表者誰々さんということ

で、これはもう同じメンバーで同じ会議をしているというふうには私には見えないので、そのあたりはやはり特にそこの中心となるべく、事務局長さんですとか、そういうところをもっと専門家を配置するなり、そこにはお金を私はかけてもいいと思うので、それは市長部局のほうでも考えて、これからの観光本当に大事なので、それはやるべきだと思います。

商工会でも観光協会でも同じなのですけども、数年前にそちらの演壇で答弁をされていた方が就任されるということ非常に多く見受けられますけれども、それはなぜなのでしょう。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

実際の選任については観光協会の理事が行っておるのですが、推測するところだと事務的管理、人的管理を任せられるのではないかなというようなこと、それから長年行政にかかわっておりますので、地域のこともある程度わかるのではないかなというようなお考えがあって判断されているのではないかと推測いたします。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 行政経験が長いということでそういうお役所とのやりとりには当然たけていますと思いますが、それぞれの団体の業務にはどうかなと思います。やはり特に佐渡市6万人の自治体の商工会のトップなり、観光協会のトップといたしますか、きちっとチームを回す人でありましたらそれなりの報酬を支払う形にして、専門家の方あるいはそこのプロパーでもいいでしょう。その方をしっかりと据えて日々業務を行うほうが私は業界の発展につながるのではないかな。大変失礼な話ですが、退職されて、ではあの方がちょっと時間があるので、お願いするというのではなかなかその効果は得られないと思いますが、その辺のお話をする気持ちは市長はございますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私のほうから商工会の幹部なり、観光協会の幹部に、市役所のOBを採用してくれとか、こんなことは一言も言っておりませんし、ですから結果として天下りみたいな形になっているような場面がありますが、これは正確に言うと天下りではない。私どものほうからそういうことをやったわけではない。ただ、そこでやっぱり採用するほうとしては、いわゆるこれもやっぱり依存体質なのです。役所のほうとのつながりがあるということは非常に便利だということも私は裏にあると思っています、このことは。だから、今までのようにシーリングとか、そういうことではなくて、ゼロベースに立ってどういう効果が出るかというところに切りかえていきますよと。そうすると、本当の実力が出ると思うのですね、はっきり言って。そうなれば徐々に変わってくるのだと思いますが、現段階においてあなたのところに誰々、うちのOBが行ったからそれはだめだよということは私の口からも言えないわけで、そういう人も中にはいるけれども、そんなことは言えないわけでありますので、これはそこだけご理解をいただきたいと。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 両者とも厳しい団体ですので、会員の方が納得するような形で頑張っていたきたいと思います。

商工会について、今広域連携が集まっているという話でした。なかなか合併という形もとりにくい団体のように聞きますので、緩やかな広域連携で、それぞれがそれぞれのポジションで協力し合うというのはとても大事だと思います。その形で県連のほうも進めるという方針だそうですので、それぞれ佐渡、同じ商売人ですので、協力してやっていっていただきたいなと思います。

今ほど市長からいろんな答弁いただきましたけれども、タウンミーティングのところでも観光協会や商工会や社会福祉協議会の改革をしなければいけないよという市長のお話がありましたが、具体的な何かお考えがありましたらお示しいただけますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 基本的には、合併するか、例えば商工会の場合ですね。合併、佐渡市が1市になったわけですから、これ合併したって別に問題ない。合併するかしないかというところは、またこれはなるべく合併という方向ではいろいろと話をしています。ただ、私は家族をつくるということがだめだと思っているのです、仕事において。仕事をする上において、家族経営ではやっぱりこれからはやっていかないけないと思うのです。今までのものはやっぱり家族なのですね、どちらかというと。家族ではなくて、厳しいところで仕事ができるということがやっぱり必要だと思いますから、私は合併というのは必要だと思っているのです。

それから、もう一つは、広域のものをやるということは、それぞれお互いのところがよく見れるわけがありますので、刺激が出てくると思っています。だから、そういう意味では一挙に合併ということはなかなかできないと思いますが、今広域で始まりましたので、これをやっぱり徐々に広げていかなければならないなと。ここのところに重点を置きたいと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） ひまわりネットに参ります。同僚議員から質問があったので、大体わかりました。ただ、NPOの運営について、中心になるのは佐渡総合病院だと思うのですが、それにお任せではなくて、やはり市も積極的に関与をするべきというふうに思います。事務所がどこにあるのかなと思って伺いましたら、ほんの何か外来の片隅のようなところに寂しく3名の職員が座っておられました。その辺からもやはり重要性というものが余りわかっていないのかなと思いましたが、診療所の加入促進に向けても、市長の答弁で、お医者さんが高齢者なので、なかなか機械が使えないというふうなお話もありましたが、今医療クランクみたいなことをお願いするような、医療秘書というのですか、そういう方々もいらっしゃるようですので、そういう人を使ってなるべくやはり佐渡の患者の皆さんに不便をかけることない形をぜひ構築していただきたいと思いますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君）　ご説明いたします。

事務所は確かに佐渡総合病院の中にあります。佐渡総合病院に任せているわけではなく、初期の事務局体制としましては、佐渡医師会、佐渡総合病院、佐渡市の3団体が参画して事務所とともに運営に携わってきたところでございますが、この組織強化のために本年度から事務室長を採用して、今までできていなかった、今議員が言われました未加入の診療所等の施設について訪問活動をして、加入促進を図っているところでございます。このNPOとしてはあくまで自主運営を目標にしておるところでございますので、自主財源の安定確保やさらなる組織強化等課題と言えますが、そのあたりできる範囲ではありますが、支援をさせていただきたいと考えております。また、大勢の市民の方が参加していただくことが最大のメリットになるわけですが、その加入の促進につきましても佐渡市の窓口とか、また検診の機会等にパンフレット等を用意して加入促進を図っているところでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君）　これ新聞で読んだのですけれども、本当にお医者さんがいないので、東北のほうだったか、テレビ電話等を使ってお医者さんとお医者さんがやりとりをして、看護師さんがその現場の患者さんと話をしながら診療するという遠隔治療というのも進んできていますよというふうな話もありますけれども、そういうことはこのひまわりネットと直接関係ないかもしれませんが、今何か研究が進んでいますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君）　説明いたします。

言われるとおり、少ない医療資源ということでテレビ等を使った遠隔受診というのは非常に効果的なものかとは考えますが、現在は佐渡市におきましてはひまわりネットを活用した在宅診療のシステムも検討を進めているところでございますので、今後そのテレビ電話を使った遠隔診療等については、事例等について研究させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君）　病院と特養、老健について、私前々から民営化についてお話をしていますが、今回耐震診断の結果、移転する必要が出てきたということでございます。なかなか難しい問題ですが、将来ビジョンの職員数に向けて調整するためにも民営化の手法は欠かせないと思います。福祉施設も同様だと思いますので、検討を引き続きお願いしたいと思います。

国保に参ります。先ほど説明で共同事業は平成27年度ということで、当初の計画はそうなのですが、新潟県中の各市町村の国保の保険は、赤字の団体もあるし、黒字の団体も当然ありますが、その辺の保険料をどういうふうに調整していくかというのが一番の問題で、私たちは医療機関が少ないので、余り使っていないのに保険料だけ高く払うというのは絶対できません、これ以上の値上がりは絶対無理という

ふうに演壇で申し上げましたが、その辺の交渉はしっかりと権利主張をしていただいているのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

国の中間報告がなされてから、県の動きとしましては、具体的には我々事務方レベルの協議が先月まず1回行われました。さらに、あすでございますが、これもまた事務レベルの協議ということなのですが、先ほど1回目のご説明でも申し上げましたとおり、まだ具体的にどのような方法で課税を考えているということが示されておりません。今後基盤強化協議会の中でもその方向が示されるとは思いますが、議員が言われましたように離島というハンディがあり、提供される医療がほかの地域とは違うということもありますから、今後そういう会議におきましてはその辺を主張していきたいと考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 医療というのはやはり生活する上で一番大事な部分でございますので、しっかりと主張してこれ以上保険料が値上がりすることのないように頑張っていただきたいと思います。

社会福祉法人のほうに行きますけれども、決算書を私資料請求していなかったのですが、先ほど行政がかかわって設立した法人が5つあるというふうな答弁でしたけれども、内部留保的な金額はそれぞれのぐらい保有なのかを説明していただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明をいたします。

今ほどの特養を持っている各法人ということで、建てかえや大規模修繕に備えた積立金というようなものが施設平均で1億6,700万円余りございます。それから、運用資金等で流動性預金を持っている部分というものがこれを合わせまして、先ほどの積立金と合わせますと3億9,300万円余りということでございます。ちなみに国が平成23年度分の全国の法人の調査をしております。これの内部留保額を見ますと3億1,373万円という金額でございます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 今の説明だと、全国よりは少ないという感覚ですか。ちょっと今数字がわからなかったのですけれども。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） 大変失礼いたしました。3億9,300万円というのが市内法人の平均でございますし、国のほうが3億1,373万円でございます。失礼しました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 社会福祉法人ですので、税制にも非常に大きな優遇策を受けている団体です。これだけ高齢化が進んで、福祉サービス等で市民の皆さんが希望がある中で、やはりいろんな介護保険ですとかそういう事業を行って収益を得ているわけなので、なるべくその収益については社会に還元してほしいというのが市民の希望です。そのためにも、今までの助成をいただける事業ばかりではなくて、今社会にはいろんなすき間みたいなところで問題事例が発生しておりますので、そういうところにも積極的に進出されて市民のために活動をしていただく必要が私はあると思うのですが、その辺の話は担当課はされていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

確かにおっしゃるとおり、国のほうでも法人の見直し、社会福祉法人の見直しということで地域へ出て行く法人というようなことを、そのあり方でこの7月6日でしたでしょうか、報告書が出ておるところでございます。そういった意味も兼ねまして、我々のほうでいろいろな地域への取り組みということで、例えば認知症カフェでありますとか農園やはたの里という取り組みをされておるのですけれども、このような形でお願いできないかということで我々施設回りをしました。認知症カフェにつきましては、この9月26日から真野の里二号館、八幡の地区でございますが、やっていただけることと決まりましたし、はもちの里でも11月から始めてみたいというようなことで、徐々にではございますが、地域への貢献ということでお願いをしておるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 認知症は本当に困っている家庭が多いので、ぜひ進めていただきたい対策だと思います。そのほかもやはり高齢者のみのお住まいの方の問題ですとか、なかなか行政の守備範囲からこぼれるような、そういう事例が全国的にも多く発生しておりますので、その辺のところを余裕がある法人については考える、そしてできればやはり統合をして広い視野で地域を守っていただくということがぜひ必要だと思いますので、継続して協議をさせていただけるようお願いしていただきたいと思います。

最後に、認知症高齢者の搜索ですが、先ほど消防長から説明がありましたが、私も実は6月のときに地域でそういう事案が発生いたしまして、搜索隊に加わりました。地域の皆さんが積極的に出動をしてくださって、大勢の人数で探しました。警察署の方あるいは消防署の職員の方も大勢出ていただきましたが、やはりいろんな場所を大勢の人数で列になって搜索するものですから、とても危ない断崖絶壁のようなどころもおりていかなければならない、そういうところに出くわしました。私これ2回目なのですが、2回ともそうでした。やはり今消防長が話したように、ちょっと足元が、余り体力的にどうかという方だと転げ落ちて下に落ちてしまうのではないかと私とっても心配でした。やはり今消防団の話ありましたが、現役の消防団員さんも地域の代表というか、地域のメンバーとして参画されていましたが、消防団の若い皆さんからやはりそういうときには出てもらうほうが私はいいのではないかなと思ったのですが、それはできませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

深野消防長。

○消防長（深野俊之君） ご説明いたします。

先ほど説明でも申し上げましたとおり、初動が一番肝心でございます。また、行方不明者の人命の確保等緊急の場合でございますので、事案ごとにその対応は違ってまいります。こういった場合、搜索の範囲内に危険箇所が多い場合とか、あと動員が必要な場合、そういった場合は消防団の出動も考えていかなければならないということで、初期の段階、行方不明者が発生した段階から消防団の方々にかかわっていただくということで考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 今後ともこういうふうな事例は多く発生する可能性がありますので、きちっとした対応をとっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で金田淳一君の一般質問は終わりました。

ここで、昼食休憩といたします。

午前 11 時 35 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中川直美君の一般質問を許します。

中川直美君。

〔8 番 中川直美君登壇〕

○8 番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。自公安倍政権のアベノミクス、4 月からの消費税の増税や円安は毎日の暮らしを直撃し、暮らしと経済を破壊し、暮らしが成り立ちません。収穫時期の稲作の米価は大暴落。これは、主食の米への国の責任放棄と身勝手な農政の転換がつくっており、多くの農民は深刻さに怒っています。一方で、原発の再稼働や集団的自衛権、TPP の推進など、国民の願いに背いているのが自公安倍政権であります。この議場にも両政党に属する方はいると思いますが、地方の自公は違うのだろうというふうに私は考えております。

自公安倍政権は、安全保障、地域創生など日本を取り巻く第2章が始まるので、人身を一新すると第2次の内閣改造を行いました。マスコミは、女性閣僚も最多、消費税増税へ安倍政権新布陣と報道し、来年の消費税10%への増税をやりたいという意向であります。自民党の谷垣新幹事長は、12日の夜には公明党の山口代表、民主党の前首相である野田前首相と会い、消費税増税を決めた3党合意の確認までするという始末であります。いかに増税へ突き進もうとしているかがわかります。大企業を優先するアベノミクス効果で大企業は過去最高の利益を上げていますが、市民は4月の8%への増税や円安に伴う影響で消費は極端に冷え込み、市民の暮らしと経済を破壊しています。多くの市民は、4月以降3%の消費税値上げどころではないというのが市民の切実な声であります。こういった自公安倍政権に国民の暮らしも経済も任

せることができませんし、こんな政治は続けさせてはなりません。また、第2次内閣では地方創生などとうたい文句はあたかも地域をよくするかのごとくに振る舞っていますが、これまでのように看板だけで、中身は全く逆になると言わざるを得ません。こういった国の悪政から、市民の暮らしと営業、福祉、教育の切実な課題を守ることが地方自治体の役目であります。そして、身近な甲斐市政に今求められているということを強く指摘をし、質問に入ります。

1 番目は、甲斐市政の将来ビジョンの計画と今後のまちづくりの方向についてであります。特に今述べた安倍政権の国の政治とのかかわりでの方向についてお尋ねをいたします。1 つは、指摘をしたように、地方が必死になって地域振興を図ろうとしても、来年の10月に消費税が10%へ増税されたら、佐渡市の将来ビジョンもこの間の取り組みもすべて台なしにすると私は考えますが、消費税増税への見解を求めます。また、増税後の市内業者などの状況をどう捉えているのか、答弁を求めたいと思います。

2 つ目は、他の議員からも多く質問がありましたが、6 月以降の観光の状況はどうか、お尋ねをしたい。

3 つ目、収穫時期に入った稲作の米価が大暴落していますが、安倍政権は農業、農政改革と称して農協改革や農業委員会制度の改革なども進めようとしています、これは甲斐市政の農業振興への取り組みと地域農業と地域そのものへの大打撃となると思うが、市長の見解を求めます。

この問題での最後は、これまでも何度も取り上げてきていますが、国は住みなれたところで暮らせるようにとうたい文句を上げますが、実際には高齢者を医療、介護から追い出すというものであります。病院施設から高齢者を追い出すものであります。高齢者の多い佐渡市にとっては、ほかのところ以上に深刻な問題であります。高齢になっても地域で暮らせる地域包括ケアは、国に言われるまでもなく必要なものでありますが、これはどう地域をつくっていくのかといった問題であります。どのように取り組むのか、答弁を求めます。

大きな2 番目の質問は、市民の命と健康を守る国民健康保険制度についてであります。午前中の質問にもありましたが、国は国民健康保険制度を広域化すると言っています。広域化は、県単位の国保制度に変えるという改悪であります。これが行われれば、今以上に国民健康保険税が上がることは必至であります。さきの6 月議会で1 人当たり10万円にもなる国保税の値上げを行いました、この負担増は深刻過ぎるのではないかと。また、深刻な経済状況の中、緊急策として税の減免や医療費の窓口負担軽減など周知徹底などの対策が必要ではないかと。税を払えなく、滞納した市民に対して事実上無保険状態に追い込んでいる、医療を受ける権利を奪っている資格証明書などの交付はやめるべきではないかと、答弁を求めたいと思います。

3 番目は、来年度の保育制度の改変についてであります。制度はどのように変えられるのか、また市としての子育て事業の方向性、厳格化された学童保育の対応について答弁を求めます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 中川議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の消費税の問題であります。基本的に、私はこういうふうはこの導入に当たっての根底に

あるものは、実は経済成長が年に20%も伸びているというようなこういう高度経済成長下においてできた制度そのものが、今成熟社会、安定経済の中に入った段階でそれが維持できなくなってきた。これを何とか埋めていかなければならない。特に高齢化等がここに加味されているということでもあります。もう一点は、1,000兆円を超える国の赤字、これの対策ということが根底にあるというふうに考えております。しかしながら、増税後の経済状況を顧みますと、GDPの大幅な下落、円安誘導、これによって輸入が拡大をしている。それに伴いまして物価上昇あるいは国民の負担が非常にふえているという現状が今あらわれているところであります。まして離島である佐渡にとっては、その影響はまことに大きいものがあるというふうに考えております。増税につきましては、経済の立て直しを基本として、セットとしてやるべきものであるというふうに考えており、したがって今後このような経済状況の中において増税することは、私自身は反対であります。また、市内における影響がどうであるかということではありますが、業況判断調査を今やっているわけではありますが、これによりますと本年4月の増税後の市内企業における状況は、全体として駆け込み需要の反動による低迷からは、緩やかではありますけれども、回復する見込みということにはなっておりますけれども、業種や商圏の違いにより影響はそれぞれでありまして、今後も増税による影響というものは大きくなっている、懸念されるというふうに考えております。特に人口減少による購買力の低下というものがそこに加わってきているということでありまして、二重の影響が出ているというふうに考えております。したがって、将来ビジョンの目標達成におきましても、影響を最小限に食い止めるところに精力をつぎ込まなければならぬわけでありまして、そのためには、1つは複合化、第二創業化ということも進めてまいりました。もう一つは、高付加価値化を進めながらブランド力を高めていく。もう一つは、産業間の生産の波及力。つまり一つの例で申し上げますと、酒米と酒づくりというようなもので、島内におきまして原料をつくり、それを加工するというようなこと、そして交流人口の拡大によって島内消費の拡大を図るというような、こういう対策を地道にとっていかなければならないというふうに考えておるところであります。

次に、観光であります。8月までの観光動向につきましては、これまでもお答えを申し上げているところでございます。6月から8月までの観光動向でございますけれども、やはり何といたっても7月から8月の天候不順のために佐渡汽船の輸送人員で4.7%の減という厳しい状況にあります。しかし、一方で明るい兆しが出ているというのは、いわゆる泊数が拡大をしているということでございます。今後はこれを中心にやっていかなければならないというふうに思っております。観光事業の実施状況でございますけれども、9月10日現在で宿泊補助事業が34件で899泊、親子体験事業が82件で381人となっております。ホテル、旅館のいわゆる原油高及び消費増税への影響対策ということでもありますけれども、今ほど申し上げましたように、泊数の拡大ということはやっぱりこれからもメインとしてやっていかなければならないし、もう一つは流行を追いかけるばかりではなくて、値引き販促というようなもの、そういう小手先のビジネスではなくて本物を売っていく、適正価格によって競争ができるという、そういう商品をつくるということと、接客力、これを中心として単価の確保が必要であるというふうに考えておるところであります。

最後に、佐渡汽船の運賃の問題であります。これも今までもお答えをしておりますが、団体客に比べて個人客、こういうところにシフトをしているというのが現状でございます。この傾向は今後とも伸び

るというふうに考えております。したがって、この個人客がふえるということは、どうしても運賃というところにストレートに結びつくわけでございます。今までのような運賃というものを要望してまいったわけではありますが、そうではなくて実現ができる具体的な方策をやっぱり行政、そして佐渡汽船と徹底的に話し合いながらこれを取り組んでいくということでございます。

次に、農業の問題であります。この農業につきましては、いろんな改革という名のもとで今出されているところでありますが、根底に流れているものはスケールメリットによる競争力をどう高めていくのかというところが主眼であるというふうに私自身感じております。しかし、それが本当に農業改革、農政改革であるのかということについては大変なる疑問を持っているわけであります。私どもとしては、そういうスケールメリットの追求による競争力の拡大ということはもちろん必要ではあるわけではありますが、特に佐渡等におきましては本来の農協のあり方を目指す、つまり独自の農産物の販売等を強化をする、あるいは家族経営の維持、組合員への還元、加えて農業者への戦略的な取り組みへの支援、こういうことをやっぱり農業改革の中で農協はやっていかなければならない。これは、国の方向がどうであろうとも、我々は佐渡としてそれはやっていかなければならないと思っています。また、農業委員会につきましても、地域の声を拾う、そういう仕組みを検討していかなければならないと思っております。農業生産法人につきましては、非常に生産法人そのものが弱体化をしているということはこれ否めない事実。これは、佐渡だけではございません。全国的に言えることであります。したがって、そこの中におきまして今回も出ておるわけではありますが、役員の要件あるいは構成員要件等を緩和をしまして、企業が少しでもそこに参入できるというようなものが今打ち出されているわけでありまして、このことについては歓迎すべきことであるだろうと思っております。単なるスケールメリットによって競争力を高めるという改革ではなくて、独自の販売網を整備をすることによってその改革の弊害というものを少しでもカバーをしていかなければならないというふうに考えているところであります。農地中間管理機構につきましては、佐渡におきましては規模が小さいということが1点。もう一点は、条件不利地あるいは耕作放棄地というものがある。そういうことからしますと、非常にこの農地中間管理機構というものは活用しにくいというふうに私自身考えております。むしろこの農地中間管理機構というものを活用しまして担い手を特定して農地がその中で円滑に流動できるように、この機構の活用を図るべきであるというふうに考えておるところであります。

次に、社会保障制度の問題であります。国は社会保障制度の持続から地域包括ケア体制を構築するよう市町村に求めているということは事実でございます。その方向は、私は正しいと思っております。しかし、それに伴いまして地域の体制を整備をする、これと一体的に進めていかないと、私は絵に描いた餅になりがちであるだろうというふうに考えているところであります。市といたしましても、現状の医療、介護体制を踏まえながら、住まい、医療、予防、生活支援が一体的に構築される、そういう体制が整備されるようにこの地域包括システムというものを考えていかなければならないわけありますので、2025年までに段階的に構築をしていくという基本的な考えでございます。また、将来ビジョンを踏まえながら高齢者の施策を定める高齢者保護福祉介護保険事業計画を立てなければならないわけあります。この建てるために現在第6期の3年間の計画策定の作業を進めております。医療資源が十分でないというような大きな課題があるわけあります。そこをどう組み合わせ、連携をとりながらやっていくかということがこれからの課題であるだろうというふうに考えておるところであります。さらに、現状を踏まえながら、

市内各地域に核となる病院があるわけでありますが、その地域の特養等で既に連絡等がありますので、これを居宅介護サービスの予防と地域の助け合いを含めた通院や支援を入れた計画にしていきたいと思います。なお、前にもご質問ございましたけれども、特養の新設、増床等につきましては、将来の高齢者人口が減少していくというこの中におきまして、本当にそれができるのかどうかということを根底に置きながら、将来の状況と居宅サービスのバランスを図りながら、しかも雇用の維持と確保ということも考慮をしながら、介護保険事業計画で慎重に検討をしていましてということでございます。

国民健康保険の問題であります。国民健康保険制度の問題、課題でございますけれども、これは事佐渡市だけではなくて、全国の市町村国保も同様と思われます。加入者の平均年齢が高く、1人当たりの平均所得が低いため、医療費、後期高齢者支援金、介護納付金に対する負担が年々増加をしております。また、一方で保険者である市町村の国保財政調整基金等の財源も底をついているわけで、不足しておるわけでありまして、一般財源に頼らざるを得ないという状況になっているところも少なくはないわけでありまして、国民健康保険の広域化につきましては、現在国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場におきまして、財政構造の問題解決のため、保険者支援制度の拡充や公費の追加投入などが議論されているところでございまして、そのためには、被保険者の負担軽減をするためにはこの公費の追加投入の実現により負担割合を変えることが必要であるというふうに考えております。なお、詳細については、市民生活課長に説明をさせます。

次に、保育の問題であります。平成24年8月に子ども、子育てをめぐるいろいろな問題を解決するため、子ども・子育て支援法が制定をされたところであります。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡大やその向上を進めていく子ども・子育て支援新制度が来年の4月からスタートをいたすところであります。これは確かに都会の待機児解消に向けて、保育に関する規制緩和によって幼保一体化となった認定こども園の普及促進や3歳未満児向けの小規模保育事業に民間も参入できる仕組みづくり、教育、保育施設の量をふやし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会というものを目指すものとするということでこれはやっているわけでありまして、これが本当に佐渡市のようなところにおいて適用するということについては疑問なところもあり、これをどううまく活用するかということが課題であるというふうに考えております。詳細については、社会福祉課長に説明をさせます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 国民健康保険税の一部負担金並びに減免についてご説明いたします。

国民健康保険税の減免につきましては、災害を受けたこと、あるいは事業廃止、失業、著しい収入の減少があった場合などが減免の対象となります。適用される要件により、保険税の減免割合を要綱で定めております。なお、減免を受けるためには申請が必要となっており、申請をされた被保険者の減免事由により、保険税の減免を行っているところでございます。また、医療機関の窓口で支払う一部負担金につきましても、税と同様理由がある場合、その徴収の猶予あるいは減免をすることができることをこれも要綱で定めているところでございます。以上のことにつきましては、ともに市報並びにホームページ等で周知しているところでございます。

また、国民健康保険資格証明書につきましては、国民健康保険法施行令に定める特別の事情がないにもかかわらず1年以上の滞納がある方に、納付相談の機会を得ることを目的とし、交付しているものでございます。なお、この交付に当たりましては、催告書を送付し、納税相談等の通知をし、納税相談等に応じない場合は私どもの市では交付しているところでございます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明申し上げます。

保育制度の改正についてでありますけれども、こちらにつきましては利用者である保護者の保育を必要とする要件の認定審査が新たに加わるということになります。それから、佐渡市では、待機児童の課題については現状の調整で解決できるというふうに考えておりますが、新たな国の支援策によりまして保育のニーズに応じた保育士等の体制整備に補助金の拡大がされます。そして、質の向上が図られるということも期待されるところであります。

また、子育て計画とその方向性ということでございますけれども、こちらにつきましては新制度に伴いまして今後5年間の子ども・子育て支援事業計画がつけられるということになります。こちらにつきましては今年度中に策定を進めているところでございますけれども、保育所制度については改正児童福祉法の第24条第1項で保育所の入所は認定を受けることが前提ということでありまして、市町村は保護者が希望する場合は保育所への入所を行わなければならないということでありまして、市町村による認定によりまして全ての就学前の子供たちの育てを把握しまして、地域に見合った支援をしていきたいというふうに考えております。

そして、学童保育等の運営についてでございますけれども、こちらについてはこれまで国のガイドラインに沿って実施要綱を定めておりました。そして、地域のニーズに基づき設置をし、運営されているところでございます。現在、市内全域11カ所の保育施設を設けまして、昨年実績では全体で年間延べ3万1,562人、実数で335人の小学児童が利用しておるところでございます。今回児童福祉法第34条の8に放課後児童健全育成事業に関する条項が新設をされました。佐渡市も設備及び運営に関する基準条例を定めまして、施設の規模、そして放課後児童支援員の配置、児童集団の規模等の基準が明確になるというふうに思っております。その基準に沿いまして、そして利用者のニーズに基づきまして、施設等の適正な設置に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 消費税本当に冗談抜きに、地方も含め多くの佐渡市民がこれ怒っています。さっきも言いましたが、消費税の3%どころではないというのが状態です。資料1にも示しておきましたが、なるほどなと思ったもので、引用させてもらったのですが、これが下方修正される前のものです。わかりにくいもので、ここにつくってきましたが、4月の駆け込み需要は何でやったかという、上の線がいわゆる消費者ローン、クレジットカードなのです。現金で買ったのではないのです。がぁんとおっこちてきた

と。しかも、これ見てもらうとわかるのだけれども、安倍政権の閣僚や自公の皆様は、いや、そんな落ち込んでいない、さっき市長も佐渡市の状況そんなに落ち込んでいないというような話もあったのだけれども、消費税3%の導入のときがこの上のラインです。そして、3%から5%、それに比べても今回の落ち込みが本当にひどい。つまりこれだけ市民の暮らしが深刻なのです。

ついでに出しておきましたが、「週刊現代」でノーベル経済学者のクルーグマン、「日本経済は、消費税10%で完全に終わります」と。つい最近も「現代ビジネス」にインタビューが載っていましたが、市長さっき言ったのだけれども、高齢化のための社会保障と国の財政再建のために要るのだと言うのだけれども、この問題も過去にもやったように、社会保障のためだと言うのだけれども、実際には介護や医療の負担増、大改悪。これ以前にもやりましたけれども、全体の中で言うと社会保障に使われたのはほんのわずかだというのは一般マスコミでも言われているのだけれども、百歩譲って社会保障のために使うのだったらまだしも、口では格好いいこと言うのだが、実際にやってこなかったというのが私今の政権の状況だと思う。

とりわけ今回思ったのは、私不案内の分野なのだけれども、観光がさきの6月の補正のときに消費税の影響を見誤ったというのがありました。佐渡の観光を考えてみたときに、新造船があったし、市長は観光大使としてずっと頑張っているし、トキのふれあいプラザ、市長が頑張って連れてきたテレビ番組もしばらくありましたよね。吉永小百合さんのポスター、世界農業遺産、そして世界遺産への登録の準備、またジオパーク、ときわ丸の就航、こういうのを考えると、全国的に見ると佐渡の観光というのはある意味すごくほかに訴えるところもあったし、ネームバリューも私あったのだろうと。だけれども、落ち込んだと。市長のきのうだかの答弁だと、全国どこでも消費税はあったし、雨も降ったという話なのだけれども、私はやっぱりこれだけ家計消費が落ち込んでいるのだから観光が落ち込んで当たり前だと、私はそういうふうに思っているのですが、市長、どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 観光客が減少したということを単なる消費税とか、雨が降ったとか、台風が来たところにかこつけるというのがやっぱりおかしいということを私申し上げたので、影響がないわけではない。特に今回の5業種の、私どもずっと佐渡において5業種において追跡調査をやってまいりました。その中でやっぱり一番のものは複合的なものが出ていまして、特に増税によって家計への圧迫を回避するため、節約志向が非常に高まっているということなのです、つまり自分の財布がかたくなって出て行かないということです。したがって、そここのところに例えばさっき佐渡汽船の話が出ましたけれども、そういうものというのは一番身近に感ずるわけでありますから、そういう影響が大きかったということで、単なる消費税が上がったことの影響だけではなくて、複合的なものがいっぱい重なった大きな影響が出てきていると、こういうことです。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 観光大使相手に観光問題語るほど知識はないのですが、市長は同僚議員の質問に対して、この観光の問題では商店街と旅館をどう結びつけるのかがやっぱり重要なのですが、その問題を指示出しているという話をして、ああ、やっぱり地域の振興で頑張りたいのだなという姿勢がよくわかった

のですが、そこでお尋ねをするのですが、幾らか持ち直したとは言うのですが、観光関連業者の中でいうと今一体何が問題ですか、受け入れる側の問題として。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） お答えいたします。

観光関連事業者の中でのホテルとか、それから立ち寄り施設みたいなものがございますが、立ち寄り施設なんかが一番大きいのは、お客さんの数が少ないというのがやはり一番の大きいところです。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） そのとおりだ。お客さんが少ないのだけれども、その中でやっぱり悲鳴が上がっているのは、さっきも言ったけれども、市民の家計と同じように円高や原油高で、例えばホテルや旅館なんかでいうと燃油の高騰が従来以上に響いていると。そういう問題を、それは旅館で言えば客が来ないというのが一番なのだけれども、その中身えぐってみるとどうかといえば、来ないおまけにかかる経費がこの消費税や円安のおかげで本当に深刻化になっているというのが状況だと私は思うのですが、そうした燃油高対策とか、例えば今回の補正予算でありました。両津の北埠頭についてはインフレスライド分で7.1%の上乗せしますとって補正するのだが、同じように観光業者だって私は、これ佐渡市がやるかといって話あるのだけれども、客も来ない、全体としても経費もかさばっているということでこれやっぱり何とかしていくという私対応が要るのではないかと考えているのです。

午前中もありましたが、さっき課長にも言っておきましたが、小規模、中小企業の振興基本法を来年やるということで、来年の予算に向けて今やらなければいけないので、調査なんかもやっていると思うのです。国で審議になったときには、まず現場の声を悉皆調査で全部の声を拾って、今の現状どうなのかという上で新しく方向性を立てろと、こう言われています。市長もこの前の答弁では、まず検証ということなしに将来の方向性出せないと言ったのだが、その辺の小規模の振興法の関係ではどんな取り組みをやっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） お答えします。

小規模企業振興基本法については、現在県連の商工会等と佐渡の商工業のあり方検討会というのをやっております。その中で勉強会等をしまして、そしてこの基本法の中では小規模企業の役割、課題、小規模企業がとるべき対策等ここには新しく出ておりますし、それに伴う小規模支援法の中で、先ほどもありましたが、商工会が新たにやるべき事業というものを明確にしております。それについても商工会と一緒に連携してやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） さっきも言ったのですが、これはまさに企業の家族経営版なのです。5人以下の企

業がやっぱり地域の経済、地域支えるということで国でできた、全会一致でできた法律なので、ぜひ、確かに国の悪政で、消費税のおかげで、さっき言ったように燃油高騰で何とかできないという問題も含めて、やっぱり国会の参考人質疑でもあったように、全部の事業所というほどではないよ、5人だから。家族経営なのです。そこから何が悩んで持っているかというのを全部出してもらって、それをテーブルに上げてどこへ進むのかというのが私大事だと思うのですが、そういう点は調査はやる計画ありますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） お答えいたします。

調査については、商工会及び商工会の会員等から意見を聞いていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） そういった一部の意見ではなくて、やっぱりアンケートでも何でもやって、悉皆調査で私は国で議論されたようにやるべきだと思います。

これさっきの観光の関連でお尋ねをしておきます。これ参考までに富岡製糸と、「岩見银山」の「岩見」が間違っているそうですが、石見の観光客の推移というのをインターネット上から拾ったもので、出典も何も書いていませんが、どこかの大学の学生が調査したものなののですが、佐渡でいうとさっき言ったトキやいろんなものの流れの中で、今度世界遺産ということで世界遺産効果で観光客一時的にふえるだろうというふうに思うのです。だけれども、石見見てもわかるように下がるし、富岡も同じようになるのではないかとされているのだけれども、そのような取り組みはどんなふうに考えていますか。しかも、市長は消費税や天候の影響にはいけないと言うのだが、来年は期待をかけている両津の北埠頭もできるし、あかねちゃんというカタマランだかも走るようになるわけですから、その辺も含めてどんなふうに考えているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほどの中でいろんな業種、私5業種について追跡調査をやっていると、これは商工会を通じてやっている部分もあるのですけれども、ちょっと特に今観光の話をしておるわけありますので申し上げますと、今後消費税とも関連するのですけれども、観光の中で一番大きなものから挙げると、利用客の減と客単価の減なのです。それから、個人消費の減で余りお金を使ってくれない。その次に仕入れ単価の上昇というところが一番の問題になっているのです。ですから、先ほど私申し上げましたように、お客の数、全体の数というのは少なくなっているけれども、泊数をふやすということがまず1つだということさっき申し上げたし、もう一つは値引き合戦ではやっぱりだめだと思うのです。そこのところをやったり単価を上げてこれからもやっていかなければならないと私は思う。それからもう一つは、富岡なり石見というの、富岡はまだちょっと結論が出ていませんけれども、石見は顕著に出ている。唯一石見だけだと思いますけれども、大体登録されますとがっとな数がふえるというのは、これは当然でありますけれども、それをどうやって維持をするかということが一番大事なわけです。そのためにはやっぱり周辺のインフラ

整備と、もう一つは1回来たらもう来なくてもいいというのがやっぱりだめなのでして、そのところを深く突っ込んでいくというその対策ということが必要であると。現段階におきましては、佐渡金銀山の世界遺産登録については構成資産を今見直して、その精査をして推薦書の中に入れるということをやっていますし、片一方ではそのインフラ整備をどうしていくのか、まちなかをどうやって整備をし、歩いていくのかということとを並行して今やっていると、こういうことであります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これ見ればわかるのですが、石見でいうと2000年代は30万人だったのが一気に70万、80万まで上がって、その後どんどん落ちた。富岡製糸が問題になったときに、今観光での地域づくりというのが言われて、いろんな群馬の新聞も、「日刊現代」あたりもいつまで続くのだみたいな、かなり出ていますが、そこで言われているのは、確かに一時は時期が来るのだけれども、専門用語で履歴効果と言うのだそうです。1回行くのだけれども、その後必ず下がるのだと、間違いなく。下がるのだけれども、行ったことによってリピーターがどれだけ残るかというのか、そこをどうやるのかと言われているわけなのですが、そうすると予定でいくと、順調にいくと世界遺産登録は何年になる予定ですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 平成29年を目標として今進めているということであります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 私はこのところでちょっと言いたいのは、今回の架空工事ではないが、市長は芽出しができてどうのこうの、種まき終わって、芽出し終わって云々とよく言いますが、私は一言で言えば外を市長跳びはねているのではなくて、市長がやろうとしていること、例えばさっき言った観光を商店街に結びつけるというようなことを、市長は観光大使で跳びはねるのはもう大分やったのだから、ちゃんとデスクに座って佐渡の中をしっかりと見ていくということに、平成29年だから磨きをかけていく必要が私はあるのではないかと思います、どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 跳びはねているというのもちょっとあれなのだけれども、佐渡のやっぱり一番の欠点というのは、佐渡の本当のよさというものを本土の人たちに余り理解をしてもらっていなかったというところがある。したがって、いろんなお客様を獲得をするためにやってきたわけであります。当然のことながらそのお客様が来ていただけるような島内の体制をつくるということもちろん大事でありますから、そのことは並行してやっていかなければならないし、こちらにももちろん力をこれから入れていくということになります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） ちょっと横道にそれるようで恐縮ですが、もし通告もしていないので、答えられな

ければいいのですが、例えば今回今議会で問題になった架空工事の問題でいうと、私は市長が悪いのだろ
うと思っているのです。それは当たり前の話です。そこで言えば社長だろうと。市長の後ろ姿を見ている
というのが職員ですから、芽出しが一定程度までできたのではないかと私は見ている、市長は芽出しでき
ないと思っているのかもしれないけれども。しっかり中にいて、外から呼んでくるだけではなくて、この
後内政の問題やりますが、中の問題も含めてそれで地域しっかりつくっていく。例えば農産物を地場産業
使えるように佐渡の中でやりたいというのも市長の方針になっています。地場産のものを佐渡の中で使う
ということは、何十年来佐渡で言われてきていたけれども、なかなかそれは進まなかったことなのです。
だとしたら、市長がそこまで腹くくっているかどうかわからぬが、そこをきちんとやっぱり仕掛けていく、
またそういうことに力を注ぐべきではないかと私は思っていますが、市長はいかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 全くそのとおりであります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） ぜひそのようにしていただきたい。この後内政の問題、市長が言うお客様に日本一
愛され、選んで愛される島ではなくて、私はそれも大事だけれども、住んでいる市民がこの佐渡市を本当
に愛して喜んでもらえる市にしていくことに力を注ぐこともあわせてやるのが観光の島になるのだらう
と思っています。

ここで、観光の問題でもう一点最後に聞いておきたいのですが、市長もこの前の議員の質問の中で、観
光問題で一番のネックは今も言いましたが、海上交通の問題だと、こう言った。まさにこういった深刻な
不景気だからこそそうだと思うのです。例えばこの富岡の世界遺産登録前の観光客を分析したので言うと、
ご承知だと思うのですが、富岡への観光客は70%から80%が自動車なのです。関東圏域です、当たり前な
のだけれども。佐渡の経済も観光も、いろんな意味においてもやっぱり海上交通どうするかというのが私
はネックだと。とりわけそれを何とか安くするという方向が私やっぱり要るのだらうと。この前の改正離
島振興法でも「鉄道運賃並みの」という表現がありますが、そのところはどのような仕掛けをしていく
つもりですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今、離島振興協議会の中において正副会長会議もやっているわけでありまして、そ
この中において海上交通、いわゆるＪＲ並みというものを目指してやろうということで今進めているとこ
ろであります。ＪＲ並みです。そのことを実現できるのかどうかということなのでありますが、今現段階
では非常に厳しい状態であります、はっきり言いまして。ただ、そのデータというものが出ていないわけ
でありますので、事務局の方にはそれをしっかりと出すようにということで今資料づくりをやっている
という段階でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 今島民割り引きがありますが、島民割り引きの負担は誰が持っていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

ときわ丸の運賃還元として佐渡市の補助金を還元する格好にしております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） ときわ丸が入る前にもやっていたと思いますが、そのときは誰が持っていましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 年次によりましていろいろなパターンがありました。佐渡市が誘客上利用促進として支援をした場合もありますし、昨年におきましては佐渡汽船100周年記念ということで独自にやった経緯もあります。それから、新潟県を含めて、対岸含めて連携しながらやったというもろもろのケースがございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 皆さんも見ていると思うのですが、その海上交通、特に佐渡の航路を研究したのもいっぱいあって、最近でいうと何とかキャンペーン云々で県も出てきて、県もそのキャンペーンの中で持つというのあるのだけれども、もともとは形としては佐渡汽船自身が持つという形だったのではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

民間企業ですから、当然そういうふうにあるべきだというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） つまり私何言いたいかというと、最近はいろんなキャンペーンがあつて県が時々入ったりなんかするのだけれども、今回は佐渡市がときわ丸を買って、これ佐渡市のお金だけではないですか。もともとは今課長が言ったように佐渡汽船という会社が、半官半民の会社だと言ったらそれまでのだけれども、持っているのです。ある研究者に言わせると、その部分はきっちり県が交通として持つべきだ、観光客の視点から見ると島民、島発はあるのだけれども、なぜこれがないのだかと言うのです。だから、そのことが観光と大きく結びつくのではないかと、こういう研究者もいるのだけれども、来年は県議選挙もあるわけなのだけれども、運賃についてやっぱりきっちり県にもこういったときだからこそ負担を持ってもらふ必要が私はあると思うのですが、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君）　ご説明します。

県の離島振興計画というのがありますが、この中で佐渡航路は海上国道となっている区間もあり、離島に暮らす住民等にとって重要な航路であるということと、国、県を始め航路事業者と関係者が一体となって維持、確保する仕組みの中で安定運航が図られるべきであると、このような記載もあります。それから、佐渡汽船の筆頭株主という立場もありますし、新潟県につきましては相当の影響力を持つということとははっきりしておりますので、離島振興法の問題も踏まえまして県におきましてはこれらの活性化、利便性向上に向けて主体的に指導力を発揮していただきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君）　県の離島振興計画見てもわかるように、例えばときわ丸を買うといったって金出さない。小木の高速カーフェリーを買うといったって、債務負担になったけれども、責任果たしていないというのが佐渡市議会や皆さん方の認識ではないですか。あんなものただ絵に描いた餅でしかないではないですか。私何でこれ言いたいのかというと、政治をかえるときというのは選挙のとき大きく変わるのです。ですから、島民割引と同じように向こうから来る人も何か、これはことしのタウンミーティングには出ていませんが、去年のタウンミーティング真野でやったときに聞いていましたら、これは高齢化問題やりますけれども、母親だかの介護のために向こうから来ているのだけれども、割引がなくて困るねと市長に話をしたら、それ何とかしたいみたいなことを市長も話していたと思うのです。そういう高齢化の問題の角度から見たって、島民割引だけではなくて、向こうから来るのもいるのですって、これ。そこはこういった時期だからこそしっかりアピールしていく必要があると思うのですが、市長、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君）　答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君）　全くそのとおりで、ですから私も申し上げているように、ただ佐渡汽船に対して料金を下げてくれ、下げてくれということではなく、それでそういうことを言うだけではなくて、やっぱりお互いに知恵を出すということ、その中に県をやっぱり巻き込むということが絶対に大事なことだと思っています。それは作戦を変えていかなければならないし、企業、佐渡汽船は佐渡汽船として要するに営業、営利ということしか考えていない今の実態でありますから、そここのところの考え方をお互いに変えていくという姿勢をこれからつくっていくかなければならないと思っています。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君）　ぜひ時期が時期ですので、航路の問題は大きな問題にしていく必要私あるだろうと思っています。

次に、農業改革の関連です。前も言ったように、市長は地域の基幹産業である農業で地域おこしあるいは地域産業をつくっていくということで一生懸命やっているようなのですが、例えばことしの米価、仮渡しですけども、あれ以上上がるわけがないのだけれども、1万2,000円。本当に農家から悲痛の声が上がっています。本当に市長が今やろうとしていることもこっぱみじんには砕くような私中身だと思うのだ

が、市長は一定程度の規模で顧客という言い方しましたか。でやっていく、食べていける経営規模で、個人販売ルートの確立で何とか乗り切るのだと、こういう言い方をされているのですが、それはどのぐらいの規模でなら可能だと考えていますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今現在、この1万2,000円という仮渡金にことはなりました。その段階で全算入生産費を補うということは、これはもう不可能であります。ただ、所得という、経営費という視点からとると可能な部分があるのですが、今この生産コストを見ましても一つの基準というのは10町歩なのです。10町歩のところが一番下がってきて、そしてまたずっと上がって行って20町歩でまた下がるのです。つまり今の機械化で一番問題になっているのは、労働費でも何でもなく減価償却費であります。この減価償却費をどう落としていくかということになると、今の機械というの中型機械体系です。それは10町歩しかできないのです。そこのところが10というところをどう、今農林水産課でもやっていますけれども、地域農業システムの中で、その中で集団でやるかということをやっぱり大きな目標としてまず第1点は考えていかなければならないと、こう思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） お手元にも示しておきましたけれども、農業改革、農政改革あるいはJAの改革もそうなのですが、資料⑥に書いておきましたが、経済同友会、これ読んでみると安倍政権の農政うり二つなのです。ここで言っているのは、安倍政権は、ここに、資料に書いてあるように、10年後には4割削減して9,600円にしたい。このときの経済同友会は7,000円にしているのです。しかも、ここに書いてあるように、10年間で段階的に7,000円と引き下げることがあらかじめ告げてやれと。全体見ればわかるのだけれども、農地中間管理機構もそうなのだけれども、ここに書いてあるように8割が担い手に行くようにするためにやっている。しかも、それも6次云々とか言って企業が参入しやすいと。ここに書いてあるように、国際競争力のある農業だということが、財界の言うままになっているというのが今の農政だと私は思うのですが、市長、その辺はどうですか

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 安倍政権の9,600円、経団連等がやっている7,000円、これは実現可能なのです。ただし、日本では不可能であります。つまり外国の規模のでっかい、1,000町歩とかそういう規模でやっていけば可能なのですよ、これは。だけれども、それができないのです、日本は。まして佐渡はできない。そうすると、どういう現象が起きるかという、ほんのごく一握りの人で、ほんのもう数えるほどしかないものになって、それでもやっていけない場合はどうするかという輸入というところに来るのです。だから、これはもう全く日本の農業の現実を見ていない方策であると私は思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） JA改革も農業委員会改革もそうなのだけれども、大企業が農業でどうやってもう

けるかというため、そしてＴＰＰにらんでの流れなのです。農協なんていうのはＴＰＰ反対の総本部だから、それも潰れてしまえというのが今の国の流れなのです。ところが、なかなか現場に伝わっていないというところあります。

市長が言ったように、ここにも参考資料で出しておきましたが、今１万６,０００円が全算入の生産費ですよ、平均。ところが、今回１万２,０００円だから、全算入だけでも、赤字になるわけです。それをさらに下げるとこういう農政、本当地域創生とか再生するのだったら、米の値段上げたら私は地域再生していくのではないかと思うのです。本来民主党政権いろいろ問題もあったけれども、所得補償や価格保証をやって、やっぱり農業を守っていくというスタンスを本来発展させるべきだったのを自公安倍政権はそれを逆にまた今まで以上に悪くしたというのが私今の現実だと思うのですが、市長どうですか、その辺は。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） まさにやっぱり大企業寄りの方向である。つまり規模、規模というところに来ているところに私は問題があると思っています。これは私だけではなくて、全ての人がそう思っていると思いますけれども、とはいいいながら国がそういう政策をやった段階でそれを容認、追従するのではなくて、どうそれに対抗していくのかという施策を考えていかなければならない。そのためには、先ほど私申し上げましたが、農協改革において単なる、今度農協、経済連、県中、全中も株式会社になりますよ、はっきり言ってこれからの方向とすれば。そうすると、なかなか今の独禁法等の中で優遇措置を受けているものがなくなってくる。これ大変なことになるのです。だから、そのところを今からしっかりと踏まえて農家のほうの生産者のほうに目を向けた対策というものがやっぱり必要だと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） 農協改革でいえば、現場の農民からしてみると、これまでの農協体質の問題があるから、農民的な批判のところもあるのだけれども、市長が今言ったように全農なんかが解体されてしまえば独禁法の対象になるから販売も購入もできなくなってしまう、企業の思うがままになってしまうというのが今の流れです。だから、ここは本当に地域、農協がなくなるといことはある意味地域もやっぱり廃れてなくなっていくのです。私はそんなふうに考えていますが、農業はやはり地域の大きな産業ですから、それをどう発展させていくか、市長は農業で地域おこしやろうという、地域をつくっていききたいと、それは私いいと思うのだけれども、やっぱり今の政治ときっぱり対決してやっていかなければ無理だということを強く指摘をしておきます。

時間ありませんので、次へ進みます。これは、全体の甲斐市政の流れの中での福祉分野です。私このテーマで何言いたいかというと、観光と産業で頑張って金稼ぐというのはわかるのだが、もう一つやっぱり福祉の柱をしっかり入れる必要があるだろうと。とりわけ、これはよくないことなのだけれども、今国が医療と介護を大改悪をして、施設から、病院から追い出して地域にやるというときだからこそ知恵使って私やっていく必要があると思うのです。だから、そういう意味でさっき言ったように、外を跳びはねているという失礼かもしれぬけれども、ではなくて難しい課題だけれども、しっかり地に足つけて私はやっ

ていただきたいと思うのですが、そこでお尋ねをします。地域包括ケアシステムというのは、わかりやすく言うとどういうことですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明をいたします。

議員の資料にもついております地域包括ケアシステムの姿ということですが、介護、医療、そして住まい、生活支援、介護予防、これらを一体的にやって、最終的には施設に頼らず住みなれた地域、この市の各地域の中で生活をして、最後は地域の中で終末期を迎えるというようなものが今求められておるところです。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 要は国が福祉や医療、社会保障にかかる金を削りたいから地域に追い出すということだと思うのです。違いますか。それで地域これできますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

今議員がご指摘をされたお金の問題があります。非常に今国のほうが盛んに言っておりますのは、医療もそうですけれども、介護保険も制度の持続性の維持ということを言っております。そうしますと、そこは施設に頼らずに地域でということに変えていくという目的です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これも毎回出していますが、資料ナンバー12、地区別の特養の入所の待機者の数488名。要支援から介護2、これが今度から入所できない方になるわけです。今待機者で約488人のうち、82人は入所の対象から外して、今言ったことと言えば地域で何とかしなさいよと、こうなるのだけれども、こういった方々を私は放置できないと思う、1つは。放置できないと思うがどうかということと、もう一つ、これはいつまでたっても488人から変わらないのだ。あなた方、甲斐市長ではないけれども、検証で今一体何人待機者がいるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） お答えいたします。

特養の入所申込者、議員の資料は平成24年4月1日現在というものでございますけれども、平成25年10月に調査したものでありますと申込者については473人だったと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） この間、待機者200人解消計画だったかな、でやってきたのだけれども、200人解消したのだけれども、ほぼ同じなのです。さっき市長、将来高齢者減るから施設やってもしょうがない、だ

けれども、今現実に困っている人がいるわけなので、ここはやっぱり何とかするということが私は要るの
だろうと思うのです。どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 特養の待機者というのは、私ども最初にやったのが181名の解消、待機者がいるわけだからこれを解消しよう、そのためには幾つの施設をつくったらいいかというところから始まったのです。181名は解消したのです。でも、あれは、待機者というのは解消できないのです。これ絶対にできないです。なぜならば予備に申し込むということだってあるし、いろんな点があるのですよ、将来に向かって。したがって、どこで線を引くかということになると、長期的な見通しの中で、そこいったら、特養をどんどん、どんどんつくったけれども、そこになって少なくなったらだめになるというその見きわめが大事であるということを申し上げたわけであって、今488人の待機者がいるから488人を入れるものをそっくりつくるということの短絡的な考えではだめだと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） 今のに私が言わせてもらえば、将来高齢者も減るから要らない、子供も少なくなるから保育園も要らない、人口が減るのだから本庁舎も要らないという話になってしまうのです。これまさに農村畳み論なのです。

そうではなくて、やっぱり今本当に困っている人をどうするか、まずここが１つだし、将来を見据えることも１つなのだけでも、この資料に出しておいたのはちょっと古い資料なのですが、⑭と⑮です。市長は福祉なんていうのは金食い虫で何もならぬと思っているかもしれませんが、介護、社会保障というのはここに書いてあるように雇用創出や経済波及効果が非常に高いのです、実は。ご承知だと思うのですが、定員100人の特養ならほぼ100人の職員がいるのです。だから、ぜひ私はこの観光、農業だけではなくて、こういった現実に困っている問題を本当に解決するというスタンスに真剣に力を入れてもらいたいと思うのですが、どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 福祉が私は要らないなんてことは一言も言っているわけではないし、これは大事なことだと思っているのです。ただ、将来を見通した段階でそれも考慮して施設整備というものはやっていかなければならない。だから、福祉施設において雇用が生まれるということは当然のことです。そのこともわかっているつもりですが、例えば温泉なんかもそうですけれども、今これだけの人が欲しいという人がいるから、ではこのままずっと温泉残しておけばいいではないかという話にもつながるわけです。同じことであって、将来の見通しということも立てながら計画的に進めていくということが大事だということを申し上げたわけであります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） 今やっぱり重要なのは、将来を見通すことももちろん重要です。だけれども、今現実

に困ってそこへ倒れている人がいたらやっぱり助けていく。そのためにはやっぱりこれから地域包括ケアやるというのだけれども、時間もなくなったので、ちょっと言うが、具体的には佐渡市の場合はどのぐらいのエリア、これ中学校学区単位というのが国の指針なのだけれども、どのぐらいのエリアでつくっていかんと思っているのですか。例えば新潟県の長岡市にはこぶし園という先進的と言われて紹介されているところもありますよね。そういったものから学ぶべきところはないですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明をいたします。

中学校区単位ということで大森議員のご質問にもありました。日常生活圏域というのを両津、相川、それと国仲地域、南部地域で市で設けております。その中で、中学校区というのは、日常生活圏域の中でどれがどれだけのようなのかが不足するか、施設あるいは病院、そういうものを位置づけて考えていく必要がありますし、その中で例えば認知症の共同生活介護、グループホームでございますが、そういうものがあるのかないか、そういうものを見きわめながらやっていくということで、今第6期の計画に入れたと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 地域包括ケアシステム、言葉で言うの難しいのだけれども、高齢になって医療や介護が必要になる、あるいは買い物難民になったときでもそこでどれだけ安心して暮らしていけるかということで、医療や介護だけの問題ではないのです。そこでどう生きがいを持って暮らしていけるか。例えば市長がこれまでの方針転換した支所を全部なくするというのではなくて、旧市町村単位に支所を残して地域のかなめとしていくのだというようなところとも通じてくるのです。

そこで、お尋ねをするのだから、地域包括ケアシステムつくっていくには包括支援センターの役割が極めて大きいと思うのですが、今後の方針はどのように考えていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

確かにこの後地域包括ケアシステムに順調に移行していくためには、地域包括支援センターといういわゆる相談窓口なり、いろいろなプランを立てるという窓口が重要になってきます。それで、今までは社会福祉協議会のほうに4包括支援センターを設けておりますが、委託をしております。この後、我々できれば国仲地域は基幹型の、いわゆる市も入ってお互いの能力を高め合いながら介護に生かしていく必要があると考えておりますので、そのあたりを地域包括支援センターで変えていきたいと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） ぜひ直営でやって、全国には直営でやっているところがいっぱいあります。どちらかというと、連携とれているところもそうなのだけれども、直営でやっているところのほうが行政の責任性の発揮がやっぱりすぐれているように思います。

時間がありませんので、国保の問題に行きます。6月に国保を引き上げて、非常に高いという悲鳴が上がっています。その前に、なぜ悲鳴が上がっているのだと思いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

加入者の平均所得に対して保険料が高いということでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、下げればいいということですね。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 国民健康保険税の課税方式でも説明いたしましたが、国保税は必要な医療に対して課税するものでございますから、医療費が必要な限りは税を下げるということとはできません。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） では、ちょっとここで角度を変えて総務課長にお尋ねをします。職員の宣誓書でいうと、佐渡市の宣誓はどのようになっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明します。

宣誓ということですが、サービスの規定の中にございまして、佐渡市の場合におきましては採用時に、4月1日に新採用職員が登庁いたしますが、そのときに宣誓書に記名押印させまして、その所属長に引き渡すときにそこできちんとサービスの内容を説明するということになっております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 中身はこうなっているのではないですか。「私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います」、違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明します。

宣誓書の内容については、今議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○ 8 番（中川直美君） 国民健康保険法は、憲法に定められている憲法第25条をさらに具体化したものですよ、これ。憲法第25条を言うまでもありませんが、全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営むことを定めているものです。

そこでお尋ねをします。資料にも出しておきましたが、資料17、国民健康保険での所得300万円というのは一番左側に書いてあるものなのです。一番左側に書いてある課税所得が基礎控除の33万円だけを引いたものですから、267万円。だけれども、普通の税法に当てはめると年少控除、つまり子供さんの扶養とれたとき、今はとれなくなっているわけだけれども、16歳未満は。それでやると、そこでここの国保税が子供が2人で夫婦だと61万2,300円だから一番下です。①引く国保税。実態には子供の扶養控除とると、国保税引くと必要なもの、国民年金とか全部引くと9万7,000円しか残らないのです。年少控除なしでも75万円しか残らないのです。これだからとても1人10万、これどうやって食べていけるといいますか、市長。これ前に市長にも資料を上げたのですが。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今見させていただきましたけれども、9万7,740円しかないところで10万というのは、これやっていけないというのは、これは当然でありますね、この数字を見る限りにおいては。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○ 8 番（中川直美君） これ間違いないと思うのですけれども、どうですか、課長。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 数字には間違いございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○ 8 番（中川直美君） 例えばこれ給与所得ということですが、普通自営業だから1億円稼いで9,999万円の経費がかかれば1円とか10円になるのです。これたまたましようがないので、443万円という給与所得出しているけれども、443万円もらっている人は大体社会保険に入っているところなのですよね、実は。実際にやると今の国保税の課税の所得はどういうことかといったら、その年に払った国保税、前の年だから平成25年度の国保税55万9,000円、これさえも引けないのです。引けないで300万だと考えているのです。だから、㉔の所得階層別の滞納者数見てください。これ数字間違いないと思うのですが、まず確認です。どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 滞納者数は間違いございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○ 8 番（中川直美君） ㉔見てください。平成24年と平成25年、このときも上がっているのです。全体にパ

一セントが上がっているのだけれども、所得階層今言った300万から600万。600万といっても、今と同じような計算方式の600万なのです。逆に言うと子育てやそういった一番大変な世帯、平成24年度は3.3%の滞納だったでしょう。ところが、平成25年度値上げしたら9%。ことは上がっているのかどうなのかわかりませんが、一番子育てや暮らしで大変な世帯をこれ直撃しているということだと思うのですが、そういった調査していますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

国保の加入者の場合は、議員もご存じかと思いますが、昭和40年当時には自営業、農林水産業の加入者割合が6割を超えていたところでございます。しかしながら、現在この加入割合というのは16%程度まで落ち、実際に加入している方の中には年金等の非常に収入の低い方ばかりが加入しているというもう国保の加入者の構造的な問題がございます。議員おっしゃるとおり、そういうことからこのような中間所得層に負担がかかっていることは事実でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 市長、どうですか。やっぱりこれ以上払えというのは無理があります。しかも、ことし消費税の増税やらあんなものも含めて覆いかぶさっているのです。だから、ここは、私前に言いましたが、赤ちゃんが国保加入者で、赤ちゃん1人生まれると税を払う能力がないのに国保税というのはかけられるのですよ、1万円以上。市長研究してみるとこの問題取り上げたときにはそう言ったのだけれども、ここはやっぱりこの暮らしが厳しいときだからこそ甲斐市政として何らかの対応私要るのではないかと思うのだが、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） この数字を見る限りにおいては、大変厳しいということはわかりますが、一定のルールのもとでやっているわけでありまして、したがって、これについては再度でありますけれども、やっぱりなかなかこれ勉強するけれども、わからない部分いっぱいあるのです。したがって、課のほうと一緒に研究をさせてください。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 例えば⑯に示しておきましたが、さっきのをあらわすという表になるのだけれども、ここの表式を変えればいいのです。前にも均等割のことはお話をしましたが、所得割のことで言うと例えば岐阜市。岐阜市ではここに33万円掛ける被保険者数プラス26万円掛ける今度は重度障害者みたいなものをやっているの。やっぱり生活実態に近づけている。もともとは国がきちんと負担持っていたから。これ割り方の問題だから。だけれども、今は国の負担がなくてもろに所得に反映しているということだから、こういった所得割の賦課課税方式を研究して変える気はありませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 正しい答えになるかどうかわかりませんが、住民税等は税法上普通税でございます。国民健康保険税の場合は、目的税でございます。ある目的のために税を課税するものでございますから、この課税方法についてどうの、それを変えるというようなことについては、私のほうで答弁することはできないと思います。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） よく気づきました。国保料と国保税の問題がありますから。だけれども、やっぱりそこはこれ佐渡市の事業なのですから、こんな厳しいときだからこそやっぱりやっていく必要がある。さっき言った病院に行って医療費を払えないようなときも、減額の制度ある、いろんな制度あると言うのだけれども、これ周知だけでは足りないのだけれども、ぜひ周知を徹底していただきたいと思います。

そこで、もう一つお尋ねをしておきます。㉔と㉓を見ればわかるのですが、短期証というのは保険証の有効期間が短い。資格証は、保険証みたいなのをもらっているのだが、行くと10割の負担をしなければいけない。事実上私は無保険者だと思っているのですが、今佐渡市の保険証の種類は、それと正規の保険証もあると思うのですが、何種類になっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

普通どおりに医療機関にかかれる一般証、それから病院には通常の負担でかかれますが、期間が短い短期証、この短期証には特例短期と２種類ございます。それと、今言われました病院にかかった場合、国保の資格があるということのみを証明し、全額自己負担となる資格証明書の３種類でございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） ㉔を見ていただければわかるのですが、私もこれうっかりをしていたのですが、例えば平成25年度、滞納者世帯数でいうと一番下の欄、国保喪失世帯数、これは何ですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

そこにある374という数字は、かつて国民健康保険の資格を有していて、そのときに滞納して、現在は資格がなく、転出なり、社会保険等に加入した世帯ということでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） すると、これは全てほかの医療保険に入っているという理解でいいのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 通常ではそのような形になると思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 私は本当にそうかなと。また、後でお尋ねもしたいけれども、つまり一般的には6カ月以上1年未満滞納の場合は短期証さ。1年を超えて6カ月未満の場合は、資格証明書と言ってさっき10割を払うね。1年6カ月を超えると国保税取り上げてというのが基本ルールなのだから、これは例えば払ってもらえないものだとするのならばきちんとした処理をすべきものだと私思うのですが、その辺はできるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 国保の滞納額が従前から話題になっておりますが、本年4月から私ども国保係に賦課と徴収を持ってきました。その中におきまして、今まで以上に徴収を強化するというところでこの8月からその体制をしきまして、今現在取り組んでおるところでございます。今言われたような方につきましては、やはり社会保険に加入している方が多いと推測されます。その方たちは給料等をもらっておるわけでございますから、可能な限り悪質なものに対しては滞納処分等を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 私はこの資格証明書、病院に行っても10割払わなければいけないのも事実上無保険だとは思っていますが、国保喪失という方が100%私は答弁伺うとつかんでいないように思うけれども、もしいるとしたらこれはまるっきりの虐待に近いものだと私は思うので、ぜひ調べていただきたい。

そこで、もう一点だけ。⑨、⑩も書いておりましたが、資格証明書というのは前も言ったように10割だから風邪引いても病院に行けないのですよ、10割自分で払うのだから。ここに、⑨に書いてあるように、事実上この資格証明書をやめている自治体も県内にありますよね。それと同じように医療を受ける権利を阻害しないように資格証明書は私やめるべきだと思うのですが、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 資格証明書は医療を受ける権利を奪っているのではなく、保険証を使う権利を奪っているものと私は考えております。ですから、10割負担という非常に厳しいものにはなりますが、特別な事情がある等の相談をされれば私どもとしては短期保険証に切りかえるもしくは10割でかかった場合、申請してそれを認めれば、特別療養費という形でその本人が払いました自己負担金については給付をするという方向で考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 前も言いましたが、資格証明書だと受診率が下がるし、資格証明書は短期で病院に行けなくて、悪化して命を落とす、あるいは保険証がないことで命を落とすという事例もあるのだが、佐渡市にはそういった事例はありませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 説明いたします。

そのような事例は把握しておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） それは把握していないだけで、私はあるというふうに思っています。それはなぜかというと、結局保険証で金がないから、病院にかからないから悪化するのです。国も言っているように、税を納めることと医療を受けることは別の権利の問題だと。憲法第25条の最低限の文化的な生活、そのためにもやっぱり資格証明書は、例えば県内でいえば加茂市は発行していません。市長、やる気ありませんか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 担当課長とよく相談をして研究いたします。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 余り期待しませんが、検討してください。

子育ての関連をお尋ねします。将来ビジョンの関係もあるのですが、今保育園の統廃合、民営化計画は生きていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

民営化計画については、そのまま生きております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、あなたが1回目の答弁でも言ったのだけれども、佐渡市の保育事業というのは満ち足りていると。あなた方の民営化の指針ではどういうことを言っているかということ、規模は60人以上の集団保育でなければ保育ができない、だから統廃合するのだと、こう言っているのだ。一方では、基幹となる基幹保育所を佐渡市がやると言っているのだ。資料ナンバー4なのですが、今回あなた方条例でも出してきているけれども、地域型の保育事業、これは19人以下でしょう。19人以下の保育所の存在を佐渡の子育てとして、指針としてやらないという方向を持っているのにそんな条例つくる必要ないで

はないですか。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

今回の条例につきましては、改正の児童福祉法第24条の第2項に基づきまして、保育の場を提供するということでこれ確保するということになっておりますので、その確保に基づいて行うものであります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） だから、これどうしてもやらなくてもいいことになっているではないですか。現にやっていないところもあるでしょう。あなた方は、指針で行くと言ったのだから、小規模の保育所では子育てできないと決めたのだから。しかも、これ見てわかるように、これからの保育制度というのは、㉓—1 見てもらえばわかるのだけれども、保育士の資格がなくてもこういったことがやれるということなの。これもさきの安倍政権のあれで、企業が保育、子育てで参入して稼ぐためのものなの。今回の制度、課長わかっているのだけれども、本当にひどい中身になっている。例えば㉓を見ていただきたい。㉓の上の欄、ゼロ歳から5歳まで預かれるのは認定こども園と幼稚園、保育所しかないのです。ところが、この保育所は当面の間しか残さないと言っているでしょう。それがなくなると認定こども園になると思うのですが、そういう流れだと思いますが、違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

現行のこれから平成27年度スタートする法令に基づいて進めていきたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 何言っているのかわからないけれども、要はそうなるのです。当面の間なのです。だから、気のきいた自治体では、例えば下に保育士の状況を書いておいたけれども、将来認定こども園になるから幼稚園教諭の免許も要る。だから、それを予算化して取らせているところもあります。そうしたことをやる気はないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

現在のところ予定はございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 5年間の特例措置があるから5年間の間に、若い保育士さんだったら5年間のうちの特例措置では8単位だけ取ればいいのでしょうか。

〔「時計が回っていないぞ」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川直美君） だから、それは雇用のことも考えてやっぱりやっていく必要があるのではないかと
思うのですが、例えば現在ここに保育士の数、この時点のものなのですが、両方の免許を持っている方は
何人ぐらいいますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） 申しわけありません。把握しておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 佐渡に専門学校ができる云々というのも、こういう流れが私はあるのだろうと思
っています。

そこで、もう一点お尋ねをします。今度は保育が認定されるわけですよね。保育度ですよ、いわゆるこ
こに書いてあるように、1号認定、2号認定、3号認定。これは、フルタイムで働いているか働いていな
いか、それとパートかアルバイトかということになるのですが、あなた方の調査を見て私びっくりしたの
です。意外と半分以下がパート、アルバイトあるいは就労をしていないという人がいるのです。こういっ
た方は保育所に預けられますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

27番の表ということでよろしいでしょうか。半分以上パートとか現在働いていないというような集計に
なっております。こういった方でも、保育の必要があれば入所できるということになります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） あなた方今回条例提案していますよね。この小規模事業所保育とか、あなた方は小
規模保育だめだと言うのだけれども、金がもうかるようになれば今度は入ってくるのです。その場合、認
めるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） 申しわけありません。先ほどの説明の中で、就労をしていないという場合
については保育園に入所することはできません。

それで、保育園の入園についてということなのですが、それに対して企業が参入してきた場合に
その分については認めるということになります。内容よろしかったでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 私が聞いたのは、だから佐渡市の子育ての柱はどこに置くかとしっかりしなければ
いけないのです。結局何が起こるかという、安かろう、悪かろうの保育園が今度どんどんふえてくるこ
とになってしまうのです。しかも、この許可するかどうかというのは市長の権限なのです。ぜひ子育

てをどうするかということをしっかり考えていただきたいと思いますが、どうですか、市長。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私も何度もお答えしているわけでありますけれども、やっぱり人口対策というのがベースに私は考えていかなければならない。そのときに単なる保育所とか保育園とかという問題だけではなくて、結婚からいわゆる保育、教育、このところまでを一体的に考えていくというのが来年の方針であります。その中で対応といいますか、検討をしてみたいです。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） 放課後・子ども総合プランは、教育委員会どのようになっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

ことしの５月に国、厚生労働大臣と文部科学大臣のほうから一応その流れ的な部分は来ておりますが、今後どうするかという検討についてはまだこれからでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） 学童保育の条例等あわせて検討しましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 放課後のいわゆる空き教室の有効活用等につきましては、そこまでの詰めはしておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） 終わります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で中川直美君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 ３時０８分 休憩

午後 ３時１８分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

祝優雄君の一般質問を許します。

祝優雄君。

〔20番 祝 優雄君登壇〕

○20番（祝 優雄君） 離島をめぐる情勢がにわかに緊迫をしておりますが、安倍内閣の改造人事で離島保

全の先頭に立って活躍をされていた方が国境離島特別措置の担当大臣に就任をいたしました。内閣の決意のほどがうかがえる、心強く思っております。我が国には周囲100メートル以上の離島が6,487島あり、このうち有人離島は418と言われているとされています。離島が果たしている役割は言うまでもありませんが、離島の国家的役割はますます重要性を増しております。特に重要な離島、国境離島の保全、管理及び振興に関する特別措置について、国も必要な法整備を急いでおります。教育現場では国土に対して特に領土、領海、領空を正確に教えてこなかったのはなぜなのか、国民から疑問の声が上がっております。日本固有の領土である尖閣諸島、沖縄県、竹島、島根県、樺太を含めた北方領土について、児童生徒に正確に理解させることを国も地方も怠ってきたことは反省をしなければなりません。全国で最年少、31歳で千葉市長になった熊谷俊人氏は、2期目の選挙公約で領土に関する基本的な立場や歴史的事実について、子供たちの発達段階に応じた指導をすることを明記し、2期目の当選を果たしました。市長の公約を受けて千葉市教育委員会は、政府の立場と異なる指導や発言をしないよう留意することなどとする指導指針を定め、教師に配布をいたしました。外海に位置し、国境性を持つ離島佐渡として、領土に関する国の基本的立場や歴史的事実に基づいた領土、領海について、子供たちに正確に理解させることが必要と考えております。市長はどのように考えているのか、お聞かせをいただきたい。

次に、二重行政の解消についてお尋ねをいたします。泉田知事は、政令指定都市の新潟市に二重行政の解消を呼びかけて協議を進めております。佐渡市は、佐渡地域振興局を始め県の出先との二重行政の解消に向け、協議を申し入れるべきと考えますが、市長は現状について二重行政など無駄はないと捉えているのか、二重行政は解消しなければならないと考えているのか、率直に聞かせてほしい。あわせて佐渡市内にある県の出先別の職員数と事業予算、人件費を含めた予算額をお示しをいただきたい。

2、地産地消と地域経済、産業支援についてお尋ねをいたします。6月議会では、地産地消の総論を議論をいたしました。今回は、地産地消を組み込んだ地域経済に具体的な提案も含め議論をしてみたいと考えております。地産地消を担当しているのは産業振興課地産地消推進係ですが、専従職員は何人で、今年度事業と予算の内容を説明を願いたい。そしてまた、市長は担当から事業計画の説明を受け、どのような指示をされたのかも聞かせいただきたい。

次に、地元産のすぐれた食材が消費されない原因の一つに、野菜、鮮魚、肉、発酵醸造商品など地元食材の供給体制が整っていないと指摘をされております。このことが地元食材が生かされない最大の問題点と私も考えております。市長はどのように捉え、どのような改善策を考えているのか、お聞かせをいただきたい。

次に、観光についてお尋ねをいたします。すぐれた観光資源と近年多くの話題性を持ちながら、平成25年、平成26年佐渡が一人負けの現状が続いております。何が、どこに原因があるのか。佐渡観光に物語性が足りない指摘をされております。「トキまで2センチ、トキ踏んじゃった米」はキャッチコピーとしても、物語性から見ても超がつく1級品であります。しかしながら、全体で見ると一歩踏み込みが足りないのが現実であります。一生懸命さや真心などがお客さんに伝わっていない。6月議会で観光戦略のかなめである観光協会の現状について、観光戦略官は人災だとの確かな発言をいたしました。戦略官も任命から1年の折り返しに来ておりますが、戦略官から新年度に向け、具体的な提案は何かあったのでしょうか。

次に、北埠頭に建設中のインフォメーションセンターは何を目指し、どのような成果を求めているのか。

次に、交通体系についてお尋ねをいたします。人流と物流の全てを佐渡汽船1社に託している現状は、放置できない状況と受けとめております。最近、県は経営点検シートなるもので、県が期待する役割、当初の目的が既に達成されているのかの問いに、未達成、引き続き佐渡航路の安定的な運航が必要である。2番目に、民間事業者などとの競合はないのかの問いに、旅行業者などは民間と競合していると。3、市町村や外郭団体などが実施する事業ではないのかの問いに、佐渡航路の運航は県出資法人としての役割である、そのように答えております。何を言っているのかわかりにくい文脈ではありますが、県は今後も佐渡汽船について責任を持つと言っているように聞こえます。市長は、県が第三セクターとしての役割と責任を果たしていると考えているのか、県の役割は終わったと思うのか、役割は未達成と思っているのか、お聞かせいただきたい。

次に、空路についてお尋ねをいたします。県条例の変更で知事の事前承認と佐渡市長の関係について協議をするというふうに伺っておりますが、その後どのような協議がなされたのか。

次に、陸上交通についてお尋ねをいたします。観光シーズン中に新潟交通佐渡の観光バスが不足していると聞きますが、本当なのか、不足しているとしたら原因は何なのかをお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（根岸勇雄君） 祝優雄君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、祝議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の行政改革と二重行政、県と市の二重行政の関係でございます。私は市と県との、県の特に地域振興局でございますけれども、を中心でありますけれども、間の二重行政というものにつきましては、これからスピード感を求められておると、あるいは事務の効率化を求められるという時代に入ってきているわけでありまして、基本的には解消すべきものと考えております。しかしながら、法的な問題をクリアしなければならないこととか、あるいは地域特性というものを十分考慮する必要があるというふうに認識をいたしているところであります。法令等規定または趣旨により権限移譲が不可能な事業、事務、これは別といたしましても、現在佐渡地域振興局で行っている業務については移譲の必要性を改めて検討するとともに、これは佐渡市だけの問題ではなく、特に振興局というのは複数の市町村がある場合に振興局というものを設置するというのは、当初の考え方であります。しかし、合併があったわけでありまして、当然佐渡市も10あったものが1つになったということで、そういう見直しも当然やっているわけでありまして、他の地域でも同じことであります。今他市とも協議、例えば糸魚川とか、魚沼とか、西蒲があるわけでありまして、そこともいろんな情報交換をいたしておりますが、現在のところそれぞれの地域においてそれぞれの事情がございます。1つは、これをやると県の職員が少なくなるので、地域経済に影響を及ぼすというような意見もあるわけです。しかしながら、そういうことをベースとしながらもどうしても効率的な事務ができるかということについて情報交換を始めたところでありますし、今後これらの市町村とも連携をしながら県との協議を強めてまいりたいというふうに考えているところであります。なお、佐渡市内の県の出先機関の数とか人数等については、総務課長より説明をさせます。

領土の基本的立場や歴史的背景を学ぶということは必要でもあり、現在も各校においていろんな教材を

活用しながら指導をしているというふうに聞いております。学校における領土に関する指導については、教育委員会から説明をさせます。

次に、地産地消の問題であります。市役所における地産地消の所管課は、産業振興課でございます。その中の地産地消推進係というところが所管をいたしているところでありまして、職員体制は係長兼務の職員が1名、専任職員2名、計3名の体制でございます。

今年度の事業及び予算の概要であります。地産地消フェスタの開催経費などを計上いたしました地産地消推進事業が514万1,000円、学校給食における佐渡産米等の消費に対する補助金あるいは庭先集荷にかかわる経費などを計上した地産地消生産拡大支援事業、これが1,021万1,000円、島外物産展への参加経費や佐渡メシランのPR等にかかわる経費を計上したメイド・イン・サドブランド創出事業が961万4,000円となっているところであります。市場での現在におきまして地産地域の産物、特に野菜の流通量というのはまだ10%未満と非常に少ないわけですが、現在鋭意努力をいたしまして、学校給食、ホテル等に今マッチングを進めているところであります。この地産地消の推進に当たっては、島内の需要動向に見合った供給体制の確立ということが重要であります。これはもちろんであります。このことが不足しているということも事実であります。それとあわせてこの生産をしていこうという意欲、この動機づけというものが必要であるということで、農協等と連携をしながらこのところの体制整備をまずやれということを示唆をいたしているところであります。現在、市では庭先集荷の推進ということをやっております。これ年々拡大をいたしております。さらには、JA佐渡がやっている直売所、ここの連携、さらには今ちょっとというか、始めたのが、稲の育苗ハウス等を活用した園芸作物の栽培について、今普及センターあるいはJA等と協議をしているところであります。とにかくこれをまた観光産業とも連携をしていかなければならないというふうに考えております。

観光の問題であります。ご指摘のように、何が最大の売りで、何が最大の問題点かということになります。それは、売りはすばらしい素材だと思っております。しかし、裏腹の問題で最大の問題点、つまりこれもすばらしい素材を生かし切れていないと、つまり深さが足りないということだと思っております。ある離島におきましては、我が島においては何もありません、何もありませんがということで出発をしているところもあるわけでありまして、私どものところはいっぱいあり過ぎるのだけれども、それを生かし切れていないということでもあります。この問題を解消をしていくためには、まず何かを変えていこうという人がいて、場所があって行動を起こすことが必要であります。なかなか今の段階では依存体質からまだまだ抜け出ていないという部分がございます。難しい点もありますが、これは根気強く取り組んでいかなければならない基本であると思っております。

戦略官のほうからは、佐渡観光の課題分析あるいは施策の方向性、今後取り組む着地型の商品について、5つの項目にわたりまして提案がございました。そのうちの一部を今回本議会にお願いをいたしているものの中에서도生かしておりますし、この秋から大手旅行社の売り込み活動に入るとことで指示をいたしたところであります。

佐渡汽船の航路料金の軽減であります。この施策というのはなかなかないわけですが、しかし一つの例として国道並みということで1,000円というようなことも今までやってきた経過もございます。特に旅行形態が個人型、こういうところにシフトをしているという現状からするならば、何としても運賃の

低廉化というのは私は必要であるだろうと思っております。特にその中におきまして、目的別に団体客の割引きとか、あるいは個人の場合もこれこれ200以上やった場合にはこのくらいの割引きをするとかというようなインセンティブを明確にしていくというところに持っていかなければならないということで佐渡汽船のほうとも話をしているところでございます。

それから、ベッドの泊数等々につきましては、観光振興課長に説明をさせます。

それから、佐渡のインフォメーションセンターの設置目的、これは観光の情報発信拠点、それから地域の活性化の活動拠点、この2つとして位置づけておるところであります。地域にお金を落とすためのいわゆる発信の場であるということでもあります。その目的を達成するために具体的に今取り組みを始めたものは、佐渡の観光、食、文化、芸能の紹介というのは当然でありますし、そこにおいて販売等をやって地産地消を進めていくというようなことで施設内に売店スペースを設けるとか、そういうようなものを販売するというのもしております。

もう一つ、このインフォメーションセンターには、会議を開催できるというものもちゃんと整備をしてあるわけであります。しかし、その全体会議はインフォメーションセンターの中において可能であるわけですが、その分科会とかそういうようなものは、総会是可以するのですが、分科会とかというものがやるスペースがございません。したがって、これは地元のホテルと協力をしながら、会議をやってそこに宿泊をしていただくという連携をとりながら、地元のホテル、旅館等々の施設の活性化を図ることが1点でありますし、もう一つは住んでいる地域の人たちとともに一緒にこの運営をするということで、佐渡インフォメーションセンター利活用会議というものをそれぞれどここの組織ということではなくて、個人から参加をいただいたもので組織化を今図ったところでございます。さらに、このインフォメーションセンターというものは、両津周辺、あの周辺一帯地域の活性化の拠点でもあるわけありますので、加茂湖周辺とどう有機的に結びつけるのかというプランを今検討をしているところでございます。

次に、佐渡汽船に対する新潟県の責任、役割の問題であります。まず、申し上げますと、新潟県は佐渡汽船の株式38.45%を保有をしております、経営に関しまして主導的な地位を確保しておりますけれども、一方県の考え方は、佐渡汽船は東京証券取引所上場企業でもあることから、公による経営への関与は原則として必要最小限とすることが適当であるというのが新潟県の基本的なスタンスであります。しかしながら、離島航路につきましては我々の生命線、佐渡にとっての生命線でもあり、航路の維持、確保を始め、利用促進、経営の合理化等については、新潟県においては公の立場としての役割に加えまして、支配株主として果たすべき役割は今後とも大きなものがあるというふうに考えております。赤字航路維持のための運航支援など新潟県は一定の責任と役割を果たしてはおりますけれども、経営の合理化についてより一層の指導監督を行うよう引き続き強く要請をしまいたいというふうに考えております。

次に、防災の問題であります。6月議会の中でご指摘を受けたわけではありますが、いわゆる知事と市長との権限と申しますか、その問題であります。県の防災局と緊急時における佐渡空港への大型ヘリなどの離着陸の許可権限の付与について協議をしました。県の防災局からは、結論からいうと今までどおりだということではありますが、その理由は災害発生時など緊急時に知事と連絡がとれないという状況があってはならず、知事との連絡体制は確保している。緊急時に許可手続に時間を要して現場対応が遅れることがあってはならない、迅速に対応するというものでありまして、当然のことながら空港の航空機離

発着の県知事の事前届け出についても、緊急を要する場合はあらかじめ届け出を書面でできない場合は電話でする方法ということもできるということを言われているところであります。なお、災害時等におきます自衛隊の災害派遣につきましては、災害対策基本法の規定で市長が知事に代わり要請ができない場合、直接市長が自衛隊に要請することができるというふうにされているところでございます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 領土のことにつきましてお答えいたします。

佐渡は国境離島でありまして、日本の領土を子供たちにしっかりと認識させることが重要であるというふうに考えております。佐渡市が採用している教科書に北方領土、竹島、尖閣のことが取り上げられておりまして、学習指導要領及び社会科の解説に沿って一人一人教師が工夫をしながら我が国の位置と領土について地図帳や地球儀などで具体的に調べさせたり、白地図などに書きあらわさせたりするなどして、発達段階に応じてしっかりと指導しているというふうに捉えております。

なお、来年度採用予定の小学校教科書には、竹島、尖閣諸島についてコラムとして取り上げられておりまして、これまでの史実的なもの、経緯や問題点についても触れられております。国境離島という認識をしっかりと持ちまして、我が国の領土についての学習を子供たちにきちんと学習させるように、この後も機会あるごとに指導していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明いたします。

市内にある県の出先機関別の職員数と人件費を含む予算額ということでございますが、佐渡市内の県の出先機関には、佐渡地域振興局、佐渡トキ保護センター、新星学園、中央家畜保健衛生所佐渡支所、水産海洋研究所、佐渡水産技術センター、農業総合研究所佐渡農業技術センター、それと県立学校の6校がございます。そのうち、佐渡地域振興局の職員数は、臨時職員、非常勤職員を含めまして、平成26年4月1日現在で278人でございます。また、平成26年度当初予算では、本庁執行予算及び給与費を除いて52億7,690万1,000円ということでございます。議員の質問でありますと、人件費を含めた予算額ということでありましたが、地域振興局以外の施設につきましては県に問い合わせもしましたところ、もともと施設ごとに予算額を計上しているわけではないということでございますので、資料はないという回答をいただいております。職員についても同様ですので、今回は地域振興局に係る人数と予算額について報告させていただきました。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

バスの不足の関係でございます。現在、観光バス、いわゆる貸し切りバスを有しておる市内の事業者と

いいますと4社ございまして、4社で今のところマイクロ、小型、中型、大型を合わせまして50台、これは5月末の現在で持っております。それで、東日本大震災があった後、修学旅行が一時的にふえておるといようなことがございまして、それと一般観光が集中する6月において一部観光バスが足りないという、不足するという状況が生まれておるといことでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） 私が1回目の質問で、領土については市長の見解を求めたのです。そこで、教育長は来年度の教科書には竹島や尖閣が明記されているというふうに話しました。私が聞きたいのは、国境離島として特別な指導指針を示して徹底させるべきではないですかということを言っているのです。そのことは教育長はどういうふうに考えておるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） お答えいたします。

千葉市の教育委員会が教職員に配っている資料、こういったものなのですけれども、こういったものを作成して指導するというようなところは考えておりません。中身については、学習指導要領及び解説編にこのように指導するということがきちんと述べられております。もちろん国境離島というようなところでは書かれていないわけです。ですけれども、佐渡市の国境離島ということに関しましては確かに重要なことであると考えておりますので、佐渡市でつくっている副読本があります、「私たちの佐渡島」という。そのところ今改訂中でありますので、領土のことについて、国境離島というようなことについてそちらに資料として載せるというようなことを考えております。また、4月当初に佐渡に赴任する教師がおります。佐渡に初めて赴任するという教師に対して、佐渡の教育についてガイダンスや研修する機会があるのですけれども、そのところでも佐渡市は国境離島であるというようにこれで指導をきちんとしてくださいというように話を、指導するというような予定でおります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） 私が言っているのは、そんなことではないのです。今申請している教科書会社全てが明記をしましたよ、それで今副読本で入れますよではなくて、こういう形で入れますということをあなたは言わなければだめなのです。今、私は直接市長にお尋ねをしました。そうしたら、あなたのところは国境線を持たない地域なのに領土や領海について毅然とした姿勢というのはどういうところから出ているのだと。そうしたら市長は、国の根幹にかかわるものを正確に教えなければならぬと言った。そのところが国境離島とする佐渡の教育委員会として子供たちにきちっと教えるという姿勢が要るのではないのです。今新しく赴任した人にどうのこうのと言ったけれども、今おる先生方が本当に国境離島という認識を持っていますか。そのことをあなた確認していますか。私は、ほとんどしていないと思っているのだ。そのことを明確にしなければ、ここでさらっと答えたからそれで済むわけではないの。どういう形で明記するの。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） お答えします。

今議員ご指摘のとおり、領土ということ、国の領海、接続水域、それから排他的経済水域等があるわけで、それが佐渡の地理的なところへ行きますとその国境、そこに接しているということをしっかりと子供たちに捉えさせて、指導するようにきちんと指導していきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） これは私の通告があって、千葉市の教育委員会にはどういう聞き取りをしておりますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 学校現場への聞き取りはいたしておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） そんなことでどうなります。緊急事態という対応から始まったことなのですよ、これは。もっと危機感を持って対応し、これは市長が公約でうたったことなのです。それを受けて教育委員会が解説書をつくったわけです。ここのところが一番重要なのです。今の教育法いろいろもろもろからすると、市長が教育委員会に物を言うというのは非常に困難。そのことをきちっとを受けて教育委員会はこういうものを、全国に先駆けて社会科の解説要領というものをつくったわけです。これは当然の話だ。そのことをあなた方はしっかりと受けとめなければならぬ。私はそのことを本来なら、私が教育長ならどういってこれをあなた方につくったのだと、市長から直接言われたのか、指導されたのかと、そういうところまできちっと捉えておいて議会へ出てくるのが当たり前だ、そんなのは。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 私の認識不足、勉強不足であります。申しわけありません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） 市長、来年は全ての教科書が高校まで含めてこれを、竹島や領土の問題を明記することになりましたよ、まだもろもろ問題はありますけれども。ですから、そういう形で我々が今国境離島で取り組んでおりますけれども、ここが原点ですよ、やはりしっかりと現場でそれを教えていくということをしなないと。ですから、このことを言うておるのは、政府の立場と異なるような発言は間々ありましたから、そういうものは困るよと。しっかりそこのところは指導してくださいよと。それから、今子供たちの発育段階の中でしっかりと領土、領海という国の根幹にかかわるものを教えておきましょうと、これが精神ですから、それは教育委員会としてはしっかりとやっていただかなければなりません。

そこで、きのうもいろいろ議論がありましたけれども、佐渡中等教育学校の給食の問題。これは、教育

長、継続するという形で理解すればいいのだね。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） お答えします。

継続したいという方向であらゆる接点を通じながら県のほうに働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） これ今までの経過からしても、県はそんなこと、いや、やりましょうなんて言わないのだから、これ市長が何を言ったかあなたしっかり捉えなければだめです。市長は、子育て支援の一環として取り組むのだと言ったのだ。そして、市長はしっかりとこのところは、対応方については教育委員会の姿勢を見守ると言った。これが当たり前なのだ。先ほど私が言ったけれども、教育関係法からすると、こういう答弁しか市長はできない。このところ、あなたは市長の言ったことをきちっと捉えなければだめです。千葉市の教育委員会と同じようにきちっと捉えなければだめなのだ。どういうふうに捉えるのか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 市長の意を呈しながらいろいろと考えて取り組んでいるというつもりでおりますが、不十分であれば私の力不足です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） 教育長、議論の余地ない。あなたのところは予算を持っていないのだから。まず、この意図は市長何なのですかと、市長予算をつけるのですねというところから入らなければだめなのです。よ、市長がこう言っておるのだから。子育て支援、これ政策だよ。子育て支援としてやるのだから、これははっきり言えば市長の政治指導だ。そのことを教育委員会はきちっと受けとめて、だから関係法があるからこのところはそういう言い方できない。だけれども、政策として述べたのだから、市長が。そうしたら、それならあなたは予算をつけるのですねと、こういう形で接触を始めなければならぬのです。そのところについてはどういうふうにするの。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 中等の教育につきましては、6月の段階で今までの県に応分の負担を求めると、設置者である県が給食を提供する、そういう立場ですよということを私らは訴えてきました。ですけれども、そこのところは覚書のとおりですよという回答しかいただいていない状況であります。人口減少対策とか子育て支援、それから同じ佐渡の子供たち、県立の学校であるけれどもというようなことで、何とか佐渡市で提供をしたいというようなことで、もちろん予算面を含めてです。市長了承のもと県と今交渉という段階であります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） 教育長、あなたは県と、県とっておるけれども、県は出しっこないのだから、もう市長が政策としてきちっとここで、議会で答弁したのだから。子育て支援として対応をするのだという、はっきりここで言ったわけです。そしたら、これは本当は話をするのはまず市長と話をするのです。これは市長、政策として対応して予算をつけるのですねと。県は県としてのあなた方のルートで継続は進めればいい、やればいいのです。そんなこと言ったら間に合いません。だから、そのところきちっと、あなたは政治ということをやっぱりのみ込んで物事をやらなければだめですよ、ここへ出てきたのだから。そのところはきちり市長と相談をして、市長が政策として述べたのだからそれは責任持ちますよ。ですから、私はこのことについては、教育長も職責を全うするという形でやりますとはっきり言えばいい。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 今ご指摘のように、これから誠心誠意努めていきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） そこで、もう一つちょっとお願いをしておきたい。私は以前にも指摘をしたのですが、この給食費というのはPTAの会費と同じように私会計なの。ほとんど教頭の机の中に入っている。こういう形であってはならないと思うのです、各地でもう不祥事も起きていますから。このところは公会計に組み入れてしまうという形をやらなければならぬと思うのですが、このことについてはどう考えていますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） お答えします。

佐渡市の学校給食会計につきましては、私会計で行っています。過去に同様のご質問がありましたけれども、その後教育委員会では公会計を実施している上越市へ視察を行い、給食会計につきまして検討した経緯がございます。公会計と私会計のメリット等を比較した結果、費用負担、人的負担などの面から、佐渡の現状を踏まえまして私会計での処理が最善というふうに判断しております。現在、会計事務につきましては、会計担当者、それから発注者、納品確認者等複数の職員の確認を経て会計処理を行っており、適正な処理を行っております。今後においても私会計で処理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） 市長、多くの方から願の件についての機構の中の問題点が指摘されました。今回はもっとややこしい。私会計なのだ。子供たちから集める給食費が私会計なのです。これでは、後で不祥事が起きたときどう対応するのです。ここは私会計ではなくて、公の会計に組み入れてしまうという体系をとらざるを得ないと思うのです。また、とるべきだと思うのです。

そこで、これ私は市長に言うのはなぜかという、人事の問題がありますよ。人を一定量ふやさないと

その事務処理ができないだろうと思います。ですから、そこのところを教育委員会ときちっと相談をして、早目にこれを公会計にしてもらいたいのだが、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これは教育長と早急にこの内容を精査しまして、そちらの今議員がおっしゃったような形がベストなのか、それから今やっている私会計がどこに問題があるのか、それを精査をして早急に対応をいたしたいと。ただ、公会計にするかどうかという対応ということではなくて、その部分の対応をまず最初にやらせていただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） これ市長、公会計にするのあたり前ではないですか。これを私会計にしていることが問題があって、糸魚川なんかでも問題が起きているではないですか。だから、そういう二の舞を踏んではなりませんから、公の会計に組み入れてしまうという形をやってください。そうしないと、後で問題が起きたときにどうするのです。対応の仕方がありませんから、このところは公会計にして、親御さんたちからも、それから学校の現場の人たちからも安心をしてもらうという形にしていきたいと思います。これはそうしてください。

そこで、今時間も経過をしましたので、地産地消の問題を少し議論してみたいと思うのですが、市長は観光と地域とのきずなを深めていくというふうに言っておりますね。これはまさしく地産地消の形をとって地域の関係を深めていくというのが私は一番形としていいと思うのです。そして、先ほど地産地消係を聞いたら3人しかおらない。それから、予算の関係を聞いたら、外側へ向けての佐渡ブランドの発信を主にやっている。私は前回も話をしましたが、佐渡には6万人の消費者がいて、50万人の観光消費があるのです。このところをどうするのですかと。まず、経費が最小限で効果が得られるとすればここではないですか。このところをどうするのですかと、そのことを私はずっと言っているのです。ですから、そこに目を向けてください。どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員のご指摘のように、先ほどの予算の内容を見ても、いわゆる外に向かう部分、地産他消という部分がいっぱいあったわけでありまして。ただ、事業規模は非常に小さいわけでありまして、やっと始めたのが、地域において物をつくって、それを学校給食あるいは保育所あるいはホテル、寮等々と結びつけるというこのことも始めたわけでありまして、その段階で供給体制というのが徐々に問題になってきている。このところはこれからメスを入れてどういう体制をとっていくかということが大事だと思っていますので、これは両面でやっていくけれども、やっぱり佐渡には6万人の人口もあるわけですし、五十数万人の観光客も来るわけでありまして、原材料を佐渡で生産をし、それを加工し、佐渡で消費するというで島内にお金が落ちるということでありまして、このところは重視してやってまいりたいと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） 例えば消費側が何を求めているのか、まずこの確認です。例えば観光消費のところで、魚は生きたまま届けてほしいと言っておるのか、生き締めで届けてくれてもいいと言っておるのか、朝とれの野菜を板前が手にとって確認しながら仕入れたいと言っておるのか、だとすればその体制をきっちと把握するのが私は地産地消のこの係の問題だと思うのです。そこのところが何にも入っていない。これはどうなのです。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今議員のおっしゃるように、消費側がどういうものを求めているかということについて、この事業の中には入っておりません。正直入っておりません。ただし、それを例えば学校給食と結びつけるあるいは観光と結びつけるという中においてそういう意見も聞いているわけではありますが、ただし議員がご指摘のように、基本はやっぱりそこにある。相手が何を求めているかというところがなければ、何を生産したらいいのか、どういう形のものを生産したらいいのかということがわからぬわけでありますから、そこのところは産業振興課長とともに一緒になってそれを進めてまいりたいと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） ようやくわかっていただいたようなのですが、すぐそこのところを対応していただきたいのです。

そこで、今市長がおもてなしだと言うけれども、この優秀な食材が佐渡でできるということは、旅館の方々、ほかの食事を提供する人たち、それから地元の人たちもみんなわかっている。だけれども、供給体制が整っていないものだから、何にも手がつけれられないような状況です。そうしますと、市長が言うおもてなしも言葉だけで終わってしまう。満足のおもてなしというのはできないことになります。

そこで、私が今までいろいろ調査をして確認をした結果、例えば佐渡でマグロもとれると。アワビなんかもいっぱいこととれると。とれるけれども、我々が欲しいときに欲しい部位が欲しい量提供されないと。だから、結果として島外から仕入れをするのだと言われる。その体制を整えなければならぬのです。どうするほうがいいと思いますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） それを消費をするサイドがどういうものを求めているかということがもちろんこれは基本であります。ただ、それに対してどういう生産体制をやるのか、供給体制をやるのかというのを一体的にやっぱりやっていかなければならないなと思っています。今実は観光ホテル等あるいはいろんなところでも要望、オファーはありますけれども、それが供給できないということがあります。それは生産体制がまだ完全にでき上がっていないということと、それを結びつける供給体制ができていないということでもありますので、その辺はもっともな話でございますので、その辺が抜けている部分がありますので、その体制をこれから整えてまいりたいと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） それは単品ではなくて、同時進行でいかなければだめなのです。ですから、農林水産も、それから地産地消の係も、商工も、皆さんが一緒になってやっていく方法しかない。

そこで、私が1つ提案をしますが、道の駅、これを生かす方法を考えませんか。今は潰れたテーマパークのところに看板だけかかっている。佐渡観光の象徴みたいなものです。そんなことであってはなりませんから、この看板があったら一番活用のできる場所に移してしまうと。そこで、生産品全て、例えばマグロなんかにすれば、肉なんかにしてもそうなのですが、あるレベルの冷凍施設などが要ります。そういうものはどうしたらできるのか、どう手当てができるのかも含めて、野菜も入れて、地元の人たちも、そして観光客も、それから業者の方々もそこに行ったら全部そろろうと、欲しいものが欲しい量きちっとそろろうという体制を整えない限りこれは成功しません。ですから、私はやるとすればこの道の駅を活用することだと。しかるべきところにきちっと移して、活用のできる方向にしていきたいと思いますが、どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今佐渡における道の駅というのは、南線といいますか、あそこのところにあることはご存じのとおりであります。特に道の駅の場合は駐車場とトイレというものが必要である。これはもう必須条件であります。そういうことで今これやっているわけではありますが、今議員がおっしゃるようなあそこの中で佐渡のいわゆる物産とか、そういうものは売ることもできておりませんし、当然交流の場にもなっておらないと。ただ、今申し上げましたように、駐車場があって、なおかつトイレがあって、そういうスペースがあるということが一番の要件になって、あるいは地理的な要件ということも必要でありますので、これから観光振興課、それから産業振興課も含めて早急にそのことについては検討してまいりたい。これは、検討すると言うと何もしないように聞こえますけれども、前向きに検討をさせていただきます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） これは官でやる必要はさらさらないので、民間の力を活用しながらスピードを旨としてやってください。

それから、もう一つだけ提案をさせていただきますが、これはホテル、旅館では大体私ども食事に行きますと1品日本そばの料理が大体ついてます。この料理を活用してひとつ特産品をつくってほしい。というのは、休耕作物でそばというのは結構つくっていますし、それから生のそばを供給をする人たちもおられます。そこで、旅館、ホテルの方々と全部相談をして、この1品については佐渡でとれた生の物を使って、そして佐渡でとれただしを使って出していただくと。そして、食事時にはおかみか仲居さんが行って、お客さんのところで挨拶をしながら話をしますから、そのときに皆さん方のところにあるこのおそばを、佐渡でとれたもの、そしてつゆも全て佐渡のものでとったものですと、これこれこういう形でとったものですと、これを召し上がってくださいよと。そして、これは土産物としてはうちの売店にも置いてありますので、ひとつお求めいただきたいというような形で宣伝をしたら1つ私は特産品ができるのだらうと思うのです。そういう形の売り方を、あれもこれもではなくて、これでやってください。そして、次

に行くという形をとっていただければ、先ほど市長が言ったような横の連携というか、地域とのきずなもひとつできてくるわけです。それから、産業興しにもなるわけです。ですから、そういう形で物事をひとつ進めていただきたいなと。

もう一つは、これは朝の食事の折に、皆さん方きょう食べていただいているお米はうちの隣の田んぼで契約栽培したものですと、丁寧につくったものですので、賞味してくれとか、それから山間の棚田で、こういう形でトキも時々来るようなところでつくったものだとか、こういう物語をきちっとして佐渡のイメージアップと米の消費アップを図っていただきたい。こういう形をやはり全体が取り組む、ばらばらではなくて。そういう形のことを私はやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） もちろん今議員はお米、朝食の御飯という話があったわけでありますけれども、私は御飯だけではなく、例えばホテルなんかに入ったときに、これは何の刺身でどこでとれたのだとか、どういう食べ方をするということはやっぱお知らせをしてやるという、そういうのがもてなしの一つだと思っていますので、その一環として米も佐渡の場合、非常に日本一おいしい米でありますから、そういうものも物語をつくった中で全てのものを提供する、それも一つの商品として提供するという形で努力をしてみたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） これへしよります。私が実は議長に就任したときに、市長にもお願いをして、連名で全国の自治体に行政視察の誘致のメールを送りました。その結果、去年もふえています。また、ことは去年の倍ぐらいにふえている。ところが、私が心配をしたことが出てきている。というのは、対応が悪ければその人たちが不評を土産として持って帰っている。それは逆目が出るのです。お客さんは来てくれている、ありがたいのですが、そこのところを私は事務局にも、宿泊を頼まれたら、その宿泊先には、大事なお客さんですから、くれぐれも対応方をということ添えておけよという話はしておきましたが、エージェントで来る人たちがいっぱいいるわけだ。ですから、そういう形で心配の声というのは、歴史観光から脱皮ができていない、離島の条件を生かし切れていない、料金がかさむ、時間がかかる、交通が不便、接客マナーが悪い、従業員が不足しており、高齢化が進んでいる、宿泊施設の老朽化が目につく、食事が悪い、こういう声が直接我々のところへ届いてくるのです。これでは困りますので、一生懸命努力をさせてもらっているわけだから、このことは観光協会を通じてしっかりやはり市長のほうから伝えてください。こういう声があると、これはどうしても改善をしなければ、我々がいかに汗かいてもだめだということを伝えてほしいのです。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私も議員の視察というのが大幅にふえているということも、承知をいたしております。その中でいろんな問題点があるということも、これも聞かされております。例えばこの前のトライアスロンのときに、某地域から来た人が某ホテルに泊まりました。どうも食べたら刺身が寝臭かったと、こ

んな話がありまして、もう二度と佐渡へは来ないという話がありました。私の耳に届きました。したがって、私がそれぞれ各ホテルへ行ってずっとそこについているわけにもいきませんが、これは観光協会を通してやるということが1つ。もう一つは、私はこれはちょっと言葉はあれですけども、大謀網を引っ張って、全てを引っ張っていくということもやっぱり問題点があるのではないかと思います。だから、やっぱり努力というか、そういう、刺身の品数が少ないぐらいだったらまあまあ百歩譲っても許せるけれども、まあまあこれ寝臭いとは言わなかったですよ。それは佐渡弁が寝臭いので、ちょっと何か下がりぎみだという話だったようですが、ここはもうかばいようがないので、そういうところはどんどんおやめになっていただくというようなこともやっぱり必要だと思います。そういうことをやっぱり差別をしていく、もう大謀網を引くという時代ではないと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） それこそとにかくしっかりとやって、それから初日に猪股議員から指摘がありました石川動物園のトキの一般公開の計画、これ私もインターネットでちょっと調べてみました。そうしたらもう当初予算でなくて、実行予算まで組みたいようなこと書いてある。調査の予算をつけるとかつけないではないのです。そこまでいきますと、これはいいかげんにしろよという気がするので、これは市長は環境省からどんな話を聞いているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 実はこのことのそもそもの発端というのは、平成16年1月29日のトキの保護増殖計画というのがあるのです。このところでインフルエンザ等を予防するために分散飼育をやりますよという方針が出されました。そのときに、平成18年3月27日に佐渡市のほうから環境省に対して要望を上げているのです。その要望が3点でありまして、1点目は分散というのはあくまでもインフルエンザ防止であって、絶滅の危機回避でありますよと、これがその目的ですよと、これはそのとおりですよということを回答をいただいています。2つ目は、公開の場合、これはいずれ、トキも羽がついているわけですから、いっぱいふえれば飛んでいくわけですから、公開の場合は科学的な根拠、技術的な根拠、そして市民の感情対策を講ずること。3つ目、時期はトキが野生状態で定着となった段階と、この3つを要望しているのです、佐渡市のほうから平成18年に。私は、このことが基本なのです。ほかにいろんなことがあって、ロードマップがつくられたということで、このことが基本になっているのに先般、ちょっと日はあれですけども、NHKのああいふ報道が出てきた。

そこで、これは一体何だと、市長に説明をしないでこういうことを発表するのはどうかということで、例のレンジャー、すぐに東京から環境省を呼ぶというわけにはいきませんから、レンジャーを呼びました。朝の8時に呼んで、どういうものだと。向こうの方では大変申しわけなかったということは言っています。何か某報道機関のほうから環境省のほうにはわびの電話が入ったそうではありますが、そんなことはいいとしても、私はそのときに今言った3つのことに対してどう整合性をとったのか、とっていないではないか。もう一つは、この会合の中でこんなことができるのか。決定ができるのか。もう一つは、石川県は既に基本設計をやっているではないか、この会合で石川県自体が説明すること自体談合でないかということにつ

いて強く申し入れをいたしました。その結果、何か23日か4日の日に私に環境省から会いたいということで、来るということでありますが、まあまあ来るというのだから対応しますけれども、そのことは強くして、やっぱり今までの約束を守ってもらわなければならないし、15年前はトキはゼロだったのです、日本全国。それを350羽も360羽もふやしたというのは、それは環境省の技術もあるかもしれぬけれども、やっぱり佐渡島民の努力なのです。そのことを踏みにじって、ちょこちょこっと何か預かったところがぼうっと開いて公開するなんてとんでもない話、これはもう絶対にだめだということについては強く抗議を申し上げたいと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） もう一つ強いやっぱり姿勢をとって、私は県議会なんかも申し入れをして、一緒に異議申し立てをするような形をとっていただきたいというふうに思います。そうしないと、今これ分散したところ全部やりますよ。ですから、そんなことのないようにくれぐれも願いをしておきます。

そこで、これこのところちょっと私関連があって、きょう私のところに佐渡空港のことについて、私もこれ知らなかったのですが、平成23年に、3月24日に県議会で佐渡空港滑走路2,000メートル化促進に関する意見書というのが決議されて、そして国に送られているのです。このことを市長は知っておりましたか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） いや、私ちょっと今ぱっと聞いたのですけれども、把握はしておりません。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

平成23年の2月県会において、佐渡新航空路開設促進協議会としてはP I の陳情を上げて不採択になりましたが、今後の佐渡を考える会というところで2,000メートル化の意見書が上がって、それが採択をされて国に行っているという記憶がございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） そこで、私それちょうど県連のほうに確認をしたのです。そうしたら、このことについてはこの26日の日に自民党の県連四役と中野さんが何かお会いをして、このことを協議するのだという話も聞きました。そこで、このトキの件もそのときに一緒に持っていただいて、自民党の県連の方々ともご相談をして協力をいただくというような形をとっていただきたい。どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） トキの問題については、先ほど私が申し上げたとおり、これはもうまことに遺憾な問題であるから、放置はできないということが1点であります。

それから、空港については大変失礼しました。そのことは十分承知をしておりました。今回佐渡新航空

路開設促進協議会で齊藤さんお亡くなりになったのでありますけれども、大変だったのですが、今回佐渡新航空路開設促進協議会の会長がかわったのです。かわりました。したがって、佐渡新航空路開設促進協議会の会長がかわった段階で県の県議会のほうに改めて2,000メートルをやっていかなければならないということについて、ただ県議会のほうへ行ってぽっとほん投げてでもこれは意味がないので、これは佐渡新航空路開設促進協議会のほうで中野先生にお願いをして、26日か27日かちょっと忘れましたが、一緒に行っていて、県連三役の方々とお会いできるということについては報告を受けております。これからそういう形で連携をとらせていただきたいと、こう思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） 私きょう総務会長のところに連絡とったのです。そうしたら党一応四役という形でお話を承って協議をするというふうに言っておりましたので、よろしくお願いいたします。

そこで、先ほどもちょっと私述べたインフォメーションセンター、これは私はもう合併前、30年も前からコンベンションシティづくりを提案をしてきたのです。ですから、こういうことについて大賛成。しかしながら、これは建物自体、設備自体欠陥品です。何が欠陥かわかりますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私の今考えているのは、国際会議ができる300人というものがありますが、非常に狭いということが1点で、ただ会議をやる場合に当然普通の形態からすれば総会という全体会があって、分科会というのでしょうか、そういうものがある。ただ、分科会やる場所がないのですよ、あそこにははっきり言いまして。これは大変なことありますから、そこで先ほどもちょっとご答弁申し上げましたが、地元のホテルと契約をしながら、そこで当然座布団の上でやるというわけにもいきませんから、そのホテルについてもテーブルといいますか、机でやるような形、こういう契約をしまして、そして分科会が終わったら総会に行くなら行って、それから泊まるときにはそのホテルに行くという、送り迎えもやってもらうという、こういう連携契約を図っているということで改善をしていると、する方向で今いると、こういうことで、私の一番の欠陥はそこだと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） そのとおりなのです。分科会場がない。そこで、私は1度担当に黒川さんの事務所の方来ていただいて話をしました。あなた方こんな欠陥品を提案するのかと。ただ、それを採用した佐渡市のほうがまだ悪い。しかし、そういう状況ですから、地元と連携をとっていくのはこれで結構。しかし、これは今市長が言うように、座布団というわけにいかないのです。テーブルがあって、椅子があって、放送施設があって、そして今度はそこからの輸送体制がどうなっているのか、そして今度は宿泊設備をどうするのかということが必要なのです。ですから、それを一日も早くきちっと整えないと何にもならない。欠陥品なのです。ですから、そのところを早目にしっかり対応をしていただきたいというふうに思います。

そこで、これからホテルは、ほとんど来られる方1人1室欲しいという要望になってくるのです。そこ

で、そういう対応、例えばベッドがどれだけあるのかというようなことはどういう把握をしていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

この8月に調査をいたしております。それで、ベッドの部屋というのは主に観光旅館連盟の加盟の施設ということでございまして、24ある施設の中で部屋数が1,030ございます。そのうちベッドの対応をする部屋というのは120でございまして、120の部屋のうちベッドの数が285でございまして、ちなみにシングルの部屋はないということです。

〔「じゃ、両津はどうなの」と呼ぶ者あり〕

○観光振興課長（濱野利夫君） 両津地区ですと、部屋数が475、うちベッドの対応の部屋が26、ベッド数が74、これもシングルの部屋というのはございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） そうすると、これ300人来るとしたら74人はこういう体制とれます。では、あの人たちはどうされるのですか。この対応もどうするのか。

もう一つは、このコンベンションシティーというか、この会場を誘致したときのメリットは宴会なのです。300人プラス事務局の人数を入れた宴会のできる会場が両津にはあるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

これもこのたび8月に調査をしてございます。宴会場ということで、両津地区になります。30人までが7つ、50人までが6、100人までが5、100人以上が9という部屋数ということでございます。今300人以上というホテルの結婚式場みたいになるとは思いますが、100人以上が9というような数字でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） そうすると、一番メインの宴会場もない。これどうするのです。ですから、そのところをきちんと整えていかないとこれは対応できないのです。これは料理もさることながら器もない。そして、これは全部もうテーブルです。座布団並べてなんてことあり得ない。そういう形がとれるのかどうか。では、どこでやるのかこの準備をきちっとしてあとかからなければなりません。そのところは急いでください、もう。急がないとどうしようもありません。

そこで、もう一つ、これ最後になりますが、佐渡汽船の問題。佐渡汽船の問題については、まずこれはる述べようと思っておったのですが、ちょっとできませんので、先ほど市長は新潟県の株が38.45%と言われた。そうすると、佐渡市は幾ら持っているの。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

佐渡市は18万2,100株、持ち株比率でいきますと約1.28%でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） そこで、市長、これ私ども時間もなくなってきたので、へしよりますが、例えば先ほど市長も支配株主という言葉を使いました。まさしく県は支配株主。それから、県民からの問い合わせに対して県は、これは知事名で文書が出ているのです。佐渡汽船は第三セクターではありません、県は多くいる株主のうちの一人ですというような話をしています。しかしながら、これは全くうそ。第三セクター。県がやる経過から見ても、私経過言いませんよ。経過から見ても直営会社。知事が全ての責任をとらなければならない。その中で、平成16年から合併以後平成25年まで佐渡市はどれだけ今佐渡汽船に持ち出しをしたのか、県はどれだけの金額を持ち出したのか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

佐渡市は、合併後平成16年度から平成25年度まで、船舶建造の分が大きいのですけれども、60億570万9,000円ほどです。それから、新潟県ですが、平成18年度から平成25年度まで6億2,060万ほどでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） それは違うのではないですか。佐渡市が67億1,500万、そのほかに交通政策からではなくて観光関連のところから出ている金額が1億6,400万、合計で68億8,000万出ている。県は6億2,000万、9%しかないのです、佐渡市から対比したら。これが責任ある支配株主のところの姿勢ですか。市長、どう思います。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 支配株主としての責任は全く果たしておらないということであります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） では、それをどうするのです。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これは今の数字等をベースにしながら、県の場合体制もいろんなところがちょっと問題もあるわけでありましてけれども、このベースをもとにしてこういう第三セクター、こういうものの中に佐渡汽船にどう指導をしていくのか、そのことを明確に私どもは示してやっていかなければならないし、もう一つはこれは佐渡だけの問題ではないわけでありまして、県会においてもこのことは議論をしてもらうということも必要だと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） そこで、交通政策課長、佐渡汽船が島発の往復をやってきましたよね。今度はときわ丸、佐渡市が出した部分の原資を使って割引きをしています。佐渡汽船が独自でやっていたときは大体年間どのくらいの金額使っているの。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 申しわけありません。ちょっともう一度お願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） おおよそ1億2,000万使っていたのだ。ところが、これは何のために佐渡汽船がやったのです。わかりますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ちょっと申しわけありません。わかりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） 平成23年までは離島航路補助金というものがあって、しかし赤字航路だけれども、それが使えなかった。何で使えなかったかわかりますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

佐渡には3航路あるということで、航路収益を見ますと赤字の航路ありますけれども、一つの会社としては黒字であるというところでだめだったというふうに聞いております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） そうではないのです。ジェットfoilという特急便があるからなのです。そのことが原因で使えなかった。平成24年から変わりましたから使えるようになりました。だけれども、これは佐渡汽船としての責任だから1億2,000万を出しても島発の往復便を佐渡汽船が出していた。今度は佐渡市が出しているのだから、そうすると1億2,000万は彼らの懐へ入っているわけだ。これをどうして使わせないのだ。これもしっかりと指摘をしてください。これを航路運賃に反映させてください。そういう形をとればまたいろいろな展開ができますから、この交渉をまずやっていただきたいというふうに思います。これは、市長、すぐ話ができますよね。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） その都度、その都度の数字というのやっぱり大きいと思うのです。ただ何となくというのちょっと表現あれですけど、何となく島民の足の利便性のために安くしろというのではやっぱ

りインパクトがないので、今おっしゃったような数字をもとにしてこれから交渉をしてまいりたいと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） それと、今度は私初めてこの話をするのですが、県は38.45%の株を持っています。佐渡市は、1.何がしを持っています。県に市長は株を帳簿価格で譲渡しなさい、一番いいのは無償譲渡。そうさせるという交渉ができますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 幸いというのかもしれませんが、今回佐渡ご出身の副知事もおりますので、そこまず話をさせていただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） それをまずやってください。それ恐らくあの知事のことだから、そんなことは全く話に乗りません。

そこで、県の持つ全ての議決権を佐渡市に委任をする、株主総会の議決権を含めて佐渡市に委任をするという文書を取り交わしてください。そうすれば県には株は残る。県の資産は目減りしない。しかしながら、権限を全部佐渡市に移譲する。すると、佐渡市は支配株主としての権限を行使できます。この交渉はどうですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今急な話で、初めて聞いたのあれですけども、これは前、前段の部分でやっぱり副知事と話をする、そこのところからその部分まで持っていくという段階的にやらせていただきたいと思います。ストレートにそこにぽっと行くということではなくて、そういう方向でやらせてください。これはまだ相手の副知事も初めてのことでありますので。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） これは私初めて話をするのだけれども、このことについては非常に有効です。ですから、佐渡市が最大の株主権限を持つと。全てにおいて権限を持つと。私前回、いつだったか、出しましたけれども、去年ですか、佐渡汽船と県との債務負担行為のときの文書の交わしなども含めて、重役の任命権まで全部とる、そういう形で支配株主としての権限を持つことで佐渡島民が安全、安心にこの航路を運航できるという形でどうしてもこの交渉は成功させてください。これにはやはり県会議員なんかも必要です。これはスクラム組んで、こういう形で佐渡市が進める。先ほども言ったように、70億近いものを佐渡市はまだこれから出てくるのですよ、小木の船か何か。それを出して9%しか今のところは県は持っていない。そんなばかな話ありませんから、そこのところも突きつけて、あなたのところ権利も義務も果たせないのなら俺がではやるという形でぜひとも取り組みをしていただきたいと思います。

二重行政のこととか、これは後でまた、次のときにやらせてもらいますので、そのことを最後にきちっとお願いをして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で祝優雄君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 4時45分 休憩

午後 4時56分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒井眞理さんの一般質問を許します。

荒井眞理さん。

〔2番 荒井眞理君登壇〕

○2番（荒井眞理君） 無所属の荒井眞理です。通告に従って質問する前、まず冒頭に、8月15日に佐渡市非核平和都市宣言ができましたことを歓迎し、ともに喜びたいと思います。数年前から市民が願っていたことがかない、県内では最も遅れた宣言とはいえ、3.11を踏まえ、原発も含めた核の脅威があることを宣言の中で述べられていることは、女性を始め命の問題に関心のある人たちには島外の方々からも高い評価の言葉をいただきました。一方、7月1日には、集団的自衛権行使を認めた閣議決定がされました。これにより、大佐渡山脈の上の日米弾道ミサイル防衛の一翼を担っている高性能の巨大なF P S－5レーダーを持つ佐渡はイの一番に攻撃の標的となり、今まで以上に危険を増すことになりました。集団的自衛権行使と妙見山頂の巨大レーダーの存在の組み合わせは、佐渡にとって危険を増すことになると認識しなければなりません。このような時代を迎えてしまった佐渡にとって、今後この佐渡市非核平和都市宣言を内実のあるものにし、核の脅威も戦争もない平和な佐渡づくりに市も市民も力を合わせられるよう願っております。

さて、通告に従って質問に移らせていただきます。まずは、佐渡島の地域振興の考え方を問わせていただきます。日本の人口が減少する中、佐渡の将来も危機的だと感じている市民が多い中、佐渡市の地域振興に果たす役割は大きいものがあります。しかし、今の佐渡市は、焦って何かに着手しては問題を生じさせ、尻ぬぐいにエネルギーを費やさされている、行政も議会もそれに振り回されているとここにいる多くの者が感じているのではないのでしょうか。市長は、タウンミーティングで、今後の島の振興を観光で交流人口をふやすため、スポーツイベントなどに力を入ると強調されていることが新聞に書かれていました。観光振興は佐渡には魅力的な資源がたくさんありますから、夢があり、大いに盛り上がる可能性を秘めていますが、一方イベントは結局タコが自分の足を食べるばかりで、即効性はあるものの安定的な成長にはつながっていかないと思います。市長が一生懸命に佐渡のことを考えて行動されていることには敬意を表しますが、私は子供たちに残せる佐渡をつくるためにもっと腰を据えた行政に切りかえる必要を感じています。果たして佐渡市は地域振興のために何が必要なのか、庁内でどんな議論をしているのでしょうか。仮に問題を多く抱えていても、佐渡を長きにわたって住みやすく、お客さんにも愛される島にしていくなのだという共通の目標を持ち、情熱や積極的なものが出てくれば地域振興は成功すると思います。今度新潟市長選に立候補しておられる斎藤氏は行き過ぎたイベント行政を切りかえると公約しておられ、三条

市長選に立候補しておられる國定氏は人口減少を乗り切るために勤労者の所得を上げることに力を入れると公約しておられます。私は、佐渡市にもこのような地に足のついた安定的な成長が期待できるような方向性を期待しています。そのためにも幾つかの点を指摘しながら、佐渡の振興のためのお考えをお伺いいたします。

1つ目は、主管課長の決裁書類がない手続の無責任さについてです。今般、願地区小規模治山工事における架空工事発注事件においても、発生原因の一つに課長決裁の省略が可能だった点が挙げられると思いますが、私が疑惑を感じ、6月議会の一般質問で取り上げさせていただき、今回の一般質問でもさらにお聞きしたいと考えております佐渡観光総合情報発信事業も、課長決裁がないままに始められています。ほかの事業を見ても、市の手続の中では課長決裁を省略していることが日常茶飯事になり過ぎているのではないかと感じています。それは、責任の所在を明らかにしないということにつながります。それが佐渡市の行政の弱点になっていると思われませんが、この点の市長のお考えをお聞かせください。

2つ目は、平成23年度の県緊急雇用創出事業は、原則である新たな事業展開、失業者の雇用、競争入札の条件を守ったのかというお尋ねです。本来この緊急雇用創出事業は、新たな地域振興、産業振興、商工振興にチャレンジしつつ、新しい事業と雇用の場を生み出し、佐渡を盛り上げるために使えるものと理解しています。しかし、佐渡市はそのために新潟県から示されている3つの原則とも言える新たな事業展開をすること、失業者の雇用をすること、競争入札で業者を決めることの条件を平成21年度から平成23年度の3カ年には軽視し、本来のこの雇用創出事業の持つ可能性を十分に生かしてこなかったのではないかと見受けられます。平成23年度のこととはいえ、県の雇用創出事業は続いています。平成23年度のこの事業は、本来の目的を達成したのでしょうか。地域振興の観点からどのように評価しておられますか。

3つ目のお尋ねです。NPO法人の監督と指導について。地域振興を市民サイドで盛り上げる役割を果たす団体として、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人がありますが、佐渡市ではNPO法人が佐渡を盛り上げるにふさわしい活動をしているかどうかに関心を持って見ているのでしょうか。基本的にはそれぞれのNPO法人にはそれぞれの活動の自由はもちろん保障されなければなりませんが、ともすると行政から補助金をもらって活動することが目的化し、本来の市民社会の創造、市民の立場で考え、行動してこの佐渡をつくっていくのだという働きがおろそかにされているのではないと思われるNPO法人も見受けられます。その結果、佐渡においてはNPOという怪しい団体と思っている市民もおられ、それでは真面目に市民活動をしているNPO法人が評価されず、健全な市民社会による地域振興に水を差すことになりかねません。そのため、佐渡においてNPO法人の活動を指導、監督する地域振興課の役割と働きは大切であります。その役割をどのようなお考えで、どのように担っておられるのか、お伺いいたします。また、6月議会で一つのNPO法人に質問書を渡したということでしたが、その結果はいかがだったのでしょうか。

4つ目は、佐渡映像アーカイブ事業をNPO法人に任せていますが、その点検はどうなっているかのお尋ねです。この事業は、インターネット上の佐渡の大事な観光宣伝の窓口の一つで、佐渡観光に寄与する写真がたくさんアップされています。しかし、プロの撮った写真と素人の撮った写真の差が歴然としているなど問題が満載で、果たして佐渡観光を宣伝する役割にふさわしい映像をおさめているのかどうか、大いに疑問を感じます。これはそのサイトを利用した観光業者さんたちも同じことを感じると思われ、佐渡

観光の足を引っ張りかねません。今後積極的に観光を盛り上げ、佐渡市の大きな収入源の一つとして位置づけるなら、この佐渡映像アーカイブ事業に対する市の積極的な計画とそれに照らし合わせた評価、点検は欠かせません。その点はどうか実行しておられるでしょうか。

質問の大きい2つ目のお尋ねです。佐渡市がかかわる不正事件の原因究明、処分、報告など、けじめをつける姿勢について市長のお考えを問います。臭い物にはふたとは非常にわかりやすい言葉ですが、これが行政レベルで同じだと市民から思われては、佐渡市に人が定着することは期待できないと思います。佐渡市が関係している不正については、行政処分すべきことを見きわめて徹底的に調査すべきです。私の目には、残念ながら失態を放っておけばまた同じことが繰り返されると今の佐渡市が証明しているように思えます。佐渡市が不正の食べ物にされてはなりません。そういう姿を見ている市民は心からがっかりし、佐渡市に嫌気が差してしまいます。これでは佐渡の士気が上がりません。少なくとも今佐渡市がかかわっていることで不正があるのではないかと、おかしいと問題にされていることは全て徹底的に調査し、その原因究明をし、問題に応じた処分を決め、市民に報告するという姿勢をはっきりと見せるべきであると考えます。それが佐渡に対する信頼と誇りとなり、本当に島を豊かにすることになると考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

具体的な質問の中身としては3つあります。1つ目は、平成23年度の県緊急雇用創出事業の補助金1億7,000万円は、不正支出が疑われる件についてです。この事業は1つ目の質問でも触れたところですが、不正といえば厳しい見方かもしれませんが、18事業のうち、原則を守らず、違反していると思われるものが複数見受けられます。新しい事業展開という本来の目的を逸脱し、特に市の直接実施事業については佐渡市の日常業務の手の追いつかないところを補填するためにその多くが使われたのではないかと疑問すら湧いてしまいます。私も18事業の全てを詳しく調べ尽くせとは言いませんが、平たい感想を述べさせていただくなら、どうせ県からもらうお金だからいいだろうという甘えがあるのではないかと感じています。自らに甘いと他者にも甘くなる。その温床を断ち切るためにも、自らのおなかにメスを入れるのは痛みが伴うと思いますが、この事業の進め方を再検証し、原則に違反している部分を改め、改善命令を出す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

2つ目、平成23年度の佐渡観光総合情報発信事業における官製談合が強く疑われる件についてです。6月議会でもこの事業のいきさつについて疑問があるとお尋ねさせていただきましたが、その後も調べさせていただき、これは結論ありきの官製談合であったのではないかと疑いを強く持つに至っております。県に提出した起案書には委託先事業者の団体を決めておきながら、その後委託先事業者を決めるために公募型プロポーザルにして複数社に応募させたことは矛盾しています。しかもと言うべきか、当然と言うべきか、その上で選ばれた業者は県への起案書に書かれていたとおりのNPO法人でした。しかも、応募した事業者の中で最も実績のない、設立後間もないNPO法人でした。なぜそのような事業者選定が起り得るのか、非常に疑問です。特定の団体あるいはその背景にいる特定の人物との癒着すら疑われます。この件を調査し、官製談合と疑われることがなぜ起きたのかを明らかにし、今後の対策をとるべきと考えますが、いかがですか。

3つ目です。平成24年度の金山の町佐渡相川の伝統芸能とまつり保存継承実行委員会の負担金不正取得についてです。さきの6月議会において市長は、市に提出された6万8,000円の偽造領収書の扱いについ

て担当課に調査させ、副市長に報告をさせると答弁されましたが、その結果はどうなったでしょうか。金額は6万8,000円と一見大きくないように聞こえますが、400万円事業のかなめを確かにやりましたと証明するものであり、このわずかな金額ですら支出しなかったら事業全体の意味がなかったと言われるかなめの領収書になります。これが実は架空請求であり、偽造だったと明らかになったのですから、佐渡市として私文書偽造の犯罪として告発すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、227万円かけてつくるはずだった映像記録も、負担金の返還処分を受けるに至りました。これも闇に葬らず、なぜおかしいことになったのか調査すべきと考えますが、いかがでしょうか。

大きい質問の3つ目です。最後に、佐渡市の保育士養成の考え方を問います。今般、佐渡市に私立の保育士養成専門学校を開設するために佐渡市はさまざまな面から協力しようとしているようですが、佐渡市はどんな保育士が佐渡にふさわしいと考えておられるのでしょうか。ただ、市の管理する建物を誰かが使ってくればいいというところに走り、その先にいる子供たちのことが見えていないのではないのでしょうか。そこで、具体的に伺いますが、再度の保育現場の現在の状況はどうなっているのでしょうか。保育士の数は本当に足りないのでしょうか。また、今後どのような保育士を養成したいと考えているのか、お伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さんの一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、荒井議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

佐渡観光総合情報発信事業についてであります。6月議会におきましてもご質問をいただいたところでございまして、その調査を指示をいたしたところでございます。調査の内容につきましては後ほど観光振興課長から説明をさせますけれども、ご指摘のように県のヒアリングに事業計画書を提出する際、佐渡観光総合情報発信事業について個別には決裁書類は作成されておりません。しかし、その他の課の分を含めて取りまとめた係が一括起案をし、決裁をしたということでもありますので、これの事務処理については問題がなかったというふうに私自身は判断をいたしております。当然それぞれの係、課のほうから統括、まとめる課のほうにその内容を、事業等を提出する際においては各課の中で協議をしたものを上げているわけでありまして、決裁の段階でさらに全ての該当課が集まってそれを最終的にチェックをするというものであります。

それから、官製談合が疑われたという件でございまして、公募型プロポーザルで委託先の選定を行ったというものでございまして、選定委員会の審査も適正であったものというふうに判断をいたしております。事業の経過、これについては時系列的に観光振興課長に説明をさせます。

次に、平成23年度の緊急雇用の問題でございまして、平成23年度は、新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、こういう事業があるわけですが、これを活用いたしまして全20事業を新たに展開をしまして、失業者77人、延べ91人雇用をいたしたところでございます。このうち13事業については市の直営事業であったため、継続雇用とはなっておりませんが、残り7事業は委託をしており、28人はそのまま継続雇用をしているところであります。この事業の実施要綱の中に、臨時職員の雇用について業務量の増加等で

臨時職員の雇用が新たに必要な事情が生じた場合は、この基金を活用できるものとする記載もございました。県とも協議をいたしているわけでありますが、目的に合致している事業であるというふうに判断をいたしたところであります。

次に、平成21年4月1日から、新潟県から特定非営利活動促進法、これに基づきましてNPO等の事務権限の移譲を受けまして、設立の認証、定款変更、報告、解散、合併、清算、監督などを行う所管庁としての事務を行っているところであります。NPOの法人の監督につきましては特定非営利活動促進法の第2章第5節にうたっており、報告及び検査は法令に基づいてする行政庁の処分または定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときとされているところ、つまり報告と検査というものはそれに基づくというふうにされているところであります。佐渡市におきましては、この特定非営利活動促進法第41条における報告検査は今まで行っておりませんが、市に提出された事業報告書等に疑問や不備がある場合には当該法人に対して説明を求めているところであります。また、内閣府が定めましたNPO法の運用方針がありますので、これに沿った指導をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、佐渡映像アーカイブ、この事業の点検につきましては、観光振興課長に説明をさせます。

次に、今回、さっきの続きでありますけれども、新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した事業のうち、委託にかかわる事業というのは7事業でございます。委託契約を行う場合には各市町村の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則としておりまして、契約の性質または目的が競争を許さない場合などにおいては、佐渡市財務規則第142条第3項に基づき随意契約に準じた手続で契約をすることと要領に記載をされておるわけでありまして、今回の7事業は随意契約に相当すると事業執行課で判断をしたため、入札には至りませんでした。契約期間終了後も28人がその企業で継続し、雇用をされておるところであります。その意味では、雇用というものにつながったというふうに判断をいたしておるところであります。なお、13事業については、市の直営事業で臨時職員を雇用してまいりましたが、それについては先ほども申し上げました要領に基づいて活用したものであり、適正な支出であったというふうに考えているところであります。総論で申し上げますと、不正に対する我々としてはこのようなというか、今回の事案もあったわけでありまして、不正に対して市民の信頼をどう回復するかということがこれから大きく求められているわけでありまして、そのためには処分ということをももちろんでありますけれども、その問題が起きた背景にはどういうものがあったのか、それを分析し、その改善点について抽出をしながらそれを実践をしていくということでこれからも進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、平成24年度の地方文化事業につきましては調査委員会設置による調査を実施をし、原因究明を行いました。その結果として不適切な事業執行が確認され、実行委員会には負担金全額を返納していただき、組織の解散も行ったところであります。市といたしましてはこのことを重く受けとめ、本年度から補助金等のチェック体制を強化をするということにしておるわけでありまして、そのほかに庁議等で情報の共有、上司への報告を徹底をしているところであります。今回事業を実施した実行委員会に関しましては、市も実行委員会に加わっていたこと、市の審査がおろそかであったこと、負担金全額に加算金を加えた額が返還されるということなどからして法的な手続はとらないこととして、一定の決着をつけさせていただいたと考えておるところであります。

それから、保育の問題であります。保育現場の保育士の配置状況は入所児童に対する国の配置基準を

遵守をし、安全で質の高い保育の確保に努めているところであります。平成25年度に民営化となり、社会福祉法人に運営を委託しております私立保育園について、現場で働く保育士や臨時職員など体制の処遇に問題があるのではないかというようなご指摘もありますけれども、現場の職員の聞き取りでは公立から民営に移って間もないこともあり、勤務体制の違いや行事など公立にない取り組みなどで忙しくなっているということは聞いております。保育に対する理念、方針についても、子供を第一、常に最善の保育を追求し、子供たちの幸せを実現すると掲げ、職員一丸となって職務を全うしているとお聞きをしており、保護者の皆さんから保育園生活に関し90%以上の方が満足しているというふうに評価をいただいているところであります。職員の処遇については、法人組織の規定で行われるものでございます。保育の質に影響する場合は、業務を委託している市としても改善をするという体制がとられているところであります。現状などについては、社会福祉課長に説明をさせます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

このたびの事業に係る調査の経過についてということでご説明いたします。まず、佐渡観光総合情報発信事業について県に計画書を送る際の決裁文書の作成が行われていたかどうかということにつきまして、当時の担当係長に聞き取り調査を行うとともに、関連帳簿を保管している観光振興課と産業振興課の両方に書類が保存されていないかということについて確認作業を行いました。結果、当時の係長の記憶では決裁文書を作成した記憶はないということ、それからつづりから発見できないということから、この事業単独での決裁文書は作成されておらなかったという判断をいたしました。しかし、その他の分を含めて取りまとめた係が起案し、一括して決裁がされておったという文書が見つかりまして、このために事務処理上は問題がないというふうな判断に至ったところでございます。

それから、この事業に取り組むことになった経過についても当時の担当者から聞き取りを行っておりまして、その関係につきまして時系列で少し説明をさせてもらいたいと思います。平成22年11月ごろでございます。後に当該NPO法人の理事長となった者が観光商工課に来庁いたしまして、これまで任意団体として活動を行ってきたが、近々法人化することになったということで、挨拶ということで当時の担当が説明受けたということで聞き取り調査をしてございます。それから、11月30日に県からこの事業の募集の通知を受けております。同じく12月の初めころ、当時の課長から緊急雇用制度を活用した事業を計画するようということでこの係長に指示があったということでございます。そこで、内容については独自に内容を検討して、県にヒアリング用の事業計画書を作成したということでございます。その際に計画書の想定する事業委託先の欄には、このNPO法人となることを含めてNPO法人〇〇に事業委託を予定するという記載をし、県に提出をしたということでございます。ちなみにこの件につきましては、最近県の担当であります労政雇用課の担当者に確認をしてございます。この欄につきましては、計画作成時に市町村がどんなところを想定しているかを県が参考に確認するためのものであって、NPO法人になることを含めた予定であっても特に問題ないという回答をいただいております。このNPO法人の関係の経過を少し申し上げますと、平成22年12月27日に当該NPO法人が設立総会を開催してございます。1月

6日に当該NPO法人は、設立承認申請書を市に対して提出してございます。平成23年3月9日に、市がNPO法人の設立を認証しておると。3月24日に、NPO法人が法人登記を完了しているということでございます。それから、4月の上旬に、市は公募型のプロポーザルの実施を起案いたしまして、募集を開始してございます。平成23年4月21日に、参加意向申し出のあった4社に参加資格通知書を送付してございます。うち1社が参加辞退届をこの点で提出をしてございます。それから、4月25日に受託者選定委員会の開催通知を起案してございます。5月2日に3社がプレゼンに参加をいたしまして、選定委員会が採点結果により委託先を当該NPO法人に決定したということでございます。以上が経過でございますが、市長が申しあげましたように、平成23年5月2日に開催されました公募型プロポーザルの審査会において事業者の選定を実施しておりまして、その審査も適切に実施されております。このことから、当該NPO法人ありきで進められたということではございません。

それから、もう一点、アーカイブ事業の点検の関係でございます。佐渡映像アーカイブ事業につきましては、映像データを8つのカテゴリー、自然景観・四季、それからイベント・祭り、観光スポット、それから歴史・名所旧跡、グルメ・郷土料理、伝統工芸、特産品、その他資料・動画というふうに分類してございますが、そのアップされた映像等の点検につきましてはその年度によって事業実績報告書の内容とアップされた映像の点数を突合して確認するとともに、多様化するニーズに対応するために島内で行われたいろいろなイベントもアップするように指導をしております。また、トキの写真についてなのですが、農林水産課が所有してございまして、その使用に当たっては個別に使用の許諾申請が必要となっております。エージェントのほうからも要望が多いため、この部分につきましては農林水産課と協議し、10枚ほど登録をしてございます。年度ごとのアップ件数でございますが、平成23年度にアップした件数が3,049件、うち市の所有のものが1,834件、当該NPO法人が取材したものが1,204件、動画が11件ということでございます。それから、平成24年度の取材件数が572件です。平成25年度の取材件数は484件でございます。現在の総トータルは市の所有、取材等合わせまして4,378件ということになってございまして、これマスコミとか旅行会社等を対象に公開してございますが、有効に活用いただいておりますというふうに判断してございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明申し上げます。

保育現場の現状はどうかということでございます。専門学校を誘致しようとしております法人に移管されました保育園での保育士の配置状況でございますけれども、現在17名で配置基準の14名を上回る保育士が配置されております。そして、安全で質の高い保育が確保されているというふうに思っております。また、保護者の皆さんからは、満足度の調査ということなわけですが、84世帯からの回答でありましたけれども、保育園生活に約94%、そして保育士の対応につきましては91.6%の方が満足及びおおむね満足との回答をいただきまして、民営化につきましては82.1%の方がよかったというふうに評価を行っております。また、当該保育園の職員の処遇、それから労働条件等でございますけれども、こちらについては法人が定める就業規則や給与規程の取り決め等で取り扱われておるものと理解をしております。

それから、保育士の養成についてでございますけれども、公立保育園においても不足をしております。保育資格を取得するに当たりましては、厚生労働大臣指定の保育士養成施設、大学、専門学校、短大等でございますが、そちらに進学をし、その課程を修了して資格を取得をする方法、それが1つと、もう一つ、年に1回行われる国家試験を受験をしまして合格することが必要になってくるということでございます。ただ、夜間の大学や通信教育という選択もありますけれども、そういった国家試験での合格率というものがなかなか難しい状況になっておりまして、例年10%から20%程度の難易度ということでも言われております。その中で、佐渡市においての専門学校の開設については、授業料等の負担軽減もされますし、それから保育士確保に大きく貢献されるのではないかとというふうに期待をしているところでございます。また、新しくできる専門学校については、働きながら学ぶということから3年制ということでお聞きをしているところでございます。佐渡市においては、資格取得のための保育の実習ということで公立を受けるということになりますと、当然配置基準以外の補助的な形として受け入れていくということになります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） まず、佐渡市の地域振興の考え方について問うというところで、今主管課長の決裁書類がない手続の無責任さについてというところで、私が持っている平成23年度緊急雇用創出事業の数とちよっと合わないところはあるのですが、この平成23年度県緊急雇用創出事業で18事業中8事業の起案書決裁というのがありませんでした。ただ、同じ課の中でも決裁があるものとないものとあるのです。それは、どうしてそういうことが起こるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

今回の事業については各担当課のほうでそれぞれ検討して、そして我々産業振興課が県の窓口になっておりますので、産業振興課に提出された書類を我々が起案として県のほうへ提出しております。あと、起案とっているかとっていないかは、各課のそれぞれの判断と思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私は官製談合が強く疑われると言っている佐渡観光総合情報発信事業、これについて決裁がないわけでありましてけれども、この18事業の中で公募型のプロポーザルをしたのはこれだけなのです。そうすると、これについてどうしてそういうプロセスで決まったのかとか何かあってもよさそうで、そういうもの一切ないわけです。そういうことってあるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

今回今まで探してなかった書類が出てきたということなのですが、1つは個別に決裁文書があるかということで私どものほうで調べました。それは当時から商工の担当のほうで、その当時は観光商工課ということで取りまとめの係は商工のほうの係が取りまとめして県へ持っていくということでございました。そ

れで、平成25年度に組織改正ございまして、観光のほうと商工のほうが分かれて、書類のほうについても大もとの取りまとめのほうは産業振興課のほうへ行ってございます。それで、当時観光振興課のほうでやった事業についてはうちのほうで書類を保管しているというようなことがございまして、議員からお尋ねのときにその書類が見つけれなくておったのですが、全体として、これは平成22年12月13日に観光商工課の当時の担当のほうで、県へ計画書を持っていったのか、提出していったかということで伺いをとってございます。その中にうちのほうの今ほどの事業、佐渡観光総合情報発信事業というものが含まれておるということで、結果としてこの当時は一緒に課だったものですから、課長は見ておる、判こもあるということで、この事業については決裁があるというふうに私ら判断をして、問題がないということで判断をさせてもらったということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） その流れの中で問題がないということはわかるのですが、しかし後になってからこれ誰が責任を持って説明できるのかといったときに中身がさっぱりわからないのです。そうすると、後から見たときに何か疑惑があって、もうその疑惑が、いやいや、そんなことはないのだということを確信持てるものになっていないと思います。私はこの決裁書類がないということは、今後においては、今までも問題でした。決裁書類について今後改めてどうするとか、あるいは今までと変わらないでいいと、その辺はどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） お答えします。

当時幾つかの課から集まってきたものを観光商工課長のほうで一括して県へ提出するための判こを押しているわけなのですが、中にはそれぞれ観光商工課へ出していったかという部分につきまして当時のその事業を計画した課で内部で決裁をとっておるところもございます。本来であればそういったものがあれば一番わかりやすいですし、うちの場合についてはなかったわけですがけれども、その当時は同じ課長であったということで口頭での説明を行っておることから省略したというふうに聞いてございますが、一番いいのはあれば一番いいものだ。というのは、補佐が観光のほうと商工のほうで違ったりするようなこともありますし、例えば係の内部でも回覧というようなものがあるべきであるというようなことから、あれば一番よかったかなというふうに思っています。これ以後気をつけて、そういった部分については必ず起案するようにということで対処していきたいと思っております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これがいいか悪いかは別でありますけれども、私も39年間その仕事をしてまいりましたけれども、基本的に取りまとめ課というものがあって、私の場合は国に出すほうでありますけれども、取りまとめ課があって、それぞれの各課からそれぞれの内容を提出をさせて、取りまとめ課が決裁を受けて国に報告をするということはこれ間々あったことです。これ実は私もやってまいりました。ただ、今回

のいろんな事案があり、市民の方々も大変不信に思っているところもあるわけですし、安全には安全を重ねていかなければならないし、それから人事異動というのがあるわけです。全て退職するまで同じ職員でいるということもあり得ないわけであります。そういう意味におきましては、今回の事案の反省に立ちましてそういう取りまとめ課に報告をするものであったとしても、その各課において決裁をとるということを義務づけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ぜひそうしてください。疑いがあるようなときにどなたがどういうことで話し合っ
て決めたのかということがさっぱりわからない、それではやっぱり困ると思います。

その次に、平成23年度県緊急雇用創出事業は、原則である新たな事業展開、失業者の雇用、入札の条件を守ったのかというところですが、なぜこの県の出した3つの条件が守られなかったのかというと、先ほど臨時の活用でもいいということが要領にあったからということでしたが、これは何年度のものについてそうだと、対象は平成23年度も対象になっていたのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） お答えいたします。

要領の中の第8、その他というところで、平成21年10月23日から平成24年3月31日までの間に限りということ
で要領に入っております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） わかりました。こちらで資料請求をしたのですけれども、今いただいた資料につ
いては私はいただいていたので、ちょっとこちらもこの理解について勘違いをするようなことになり
ました。ちょっと大変失礼なことをいたしました。別件にはなりますが、資料要求については本当に不
手際が多くて、大変こちらも困っております。今のは、では臨時を直営で雇うということもありだとい
うことで承知いたしました。

その次に、NPO法人の監督と指導についてであります。事務所に検査に入ということを、6月議
会で質問書を出したのだけれども、それを断られたと。この経緯についてご説明いただけますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明いたします。

6月議会で某NPOに、平成23年度と平成24年度の事業報告書並びに財産目録及び会計収支の内容につ
いて依頼をしております。この内容につきましては、事業報告書に記載のない当該団体のホームページに
記載のある事業について、報告書に記載がないものですので、この内容について聞き取りをしたいとい
うことで照会をいたしました。6月19日に返事が参りまして、「当法人の会計は会計事務所に依頼し、作成
をしております。事務所にお越しいただけるようでしたら開示できる範囲で帳簿などもごらんいただく準

備をいたします」ということで、こういうことを言いながら、先ほどの事業につきましてはボランティアで行ったものであるために収支の記録がない、あとは会計収支計算書につきましては個人情報の問題からお出しできませんということが文書で返事がありました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） いや、ちょっと今の正直なところ本当に驚きました。私が聞いているのは、個人情報がたくさんあるから見せられないと、そういう断りがあったと、そのようにしか聞いていませんでしたが、ボランティアだからできない、そんなことはＮＰＯが言ってはいけないことだと、信頼失墜をすることだと思います。それで、その理由でも地域振興課のほうは、では行きませんと諦めたわけですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明をいたします。

その後８月におきまして、当課から当該ＮＰＯに再度事業内容について説明をしていただきたいということで電話をいたしております。その結果また文書で来まして、内容ですが、「ＮＰＯ法人として捜査機関及び認定機関に嫌疑をかけられるような状況にない中、前述の注視すべき情報などを公開、個別の調査に応じることは法人経営に当たっての大きな障害になることから、調査へのご対応をいたしかねます」という文書をいただいております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） その手紙を、文書をもって、どう対応されたのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明いたします。

再度９月に入りまして、内容と理由を教えていただきたいということで文書で出しました。その結果、「法人経営に当たっての大きな障害になることから、調査へのご対応をいたしかねます」という返事でございました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） 済みません。それで、地域振興課はどうされたのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明をいたします。

今回そういったことで返事がありました。ＮＰＯ法に基づきますと所轄庁の監督というところに入るわけですが、これは３つほどありまして、法第４１条、これは法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときに行う報告徴収及び立入検査ということですが、これが４１条で行うことができますが、次に法第４２条で、認証基準を満たさなくなったときや法令等に違反したとき、または法人運営が著しく不

適正を欠くと認めるときに行う改善命令ということで、改善命令が42条であります。最後に43条でございますけれども、改善命令に違反した場合であって、かつ他の方法によって監督の目的を達することができない場合や3年以上にわたって事業報告書を提出しない場合、また法令違反の場合であって改善命令をかけては事態の収拾が間に合わないときに行う認証の取り消しということで43条があります。ということで、例えばその法令等に違反する疑いがあると認められるときにつきましては、報告徴収、立入検査を41条で行うことができることになってございます。

○議長（根岸勇雄君） 課長、どうなったのだと聞いておるのだからちゃんと説明して。

○地域振興課長（計良隆弘君） これにつきまして、法解釈で弁護士及び県のほうに照会をいたしておるところでございます。この41条に相当な理由ということがありますが、調査、報告徴収及び立入検査はNPO法では法第41条の規定により、法令等に違反する疑いがあると認められる相当の理由がある場合に認められるということで、この相当な理由ということでございますけれども、所轄庁が提出を受けた書面及び所轄庁が調査・収集した資料に基づいて法令等に違反すると疑うに足りる合理的な理由（客観的に、十二分に疑いに足りる理由）があるとされております。今回は、当該NPO法人が訪問を拒否をしております。でも、佐渡市としても事業等をお願いしておることもありますので、さらに調査を進めていきたいと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 副市長、もうちょっと簡潔に答弁してよ。

池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） ご説明いたします。

本件については、先ほどご説明したとおり、ああいったようなやりとりになっております。NPO法人法の41条の規定だけでもって説明を求め続けていても、法律の運用上限界があるということが国、それから県との法律の担当者と協議をしてわかってまいりました。ですけれども、先ほど課長申し上げましたとおり、当該法人というのは佐渡市の事業を実施している、今年度も幾つか実施をしております。その契約の今年度の検査等において、これまでの経緯も踏まえましてきちっとそうした今年度の事業が行われているかどうかも含めまして、今後このNPO法人法ではないやり方できちっと調査を続けてまいりたいということを地域振興課と話しているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） それを早く言いなさい。

質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） この43条にあるように、認証の取り消しということを地域振興課はすることもできる、そのようなある意味では責任を持っているのに対して、のらりくらりとするNPOを監督できないということはおかしいと思います。そもそも何を調べたいということで、何を調べなければいけないとおっしゃられるのですか。何のために会計収支とか見たいと言って質問出されたのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） ちょっと個別の何を調べたいかというところは地域振興課長のほうから説明をさせますけれども、そもそもNPO法の運用指針というのが内閣府のほうから出ております。ここに法

律の趣旨が書かれておりまして、このNPO法はNPO法人の自主性、自律性を尊重する観点から、さまざまな形で行政の関与を極力抑制しているというのが大きな特徴となっておりますという文章がこの法律を所管するところから出ております。ですので、この法律でもって全てを解決していくというところは難しいという原則に立って市としても個別の案件にも対応していくということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、ちょっとお尋ねしますけれども、金山の町佐渡相川の伝統芸能とまつり保存実行委員会が映像記録を作成しなかったこと、領収書偽造により架空請求した件で返還金が生じましたが、返還というのは処分とみなしてもよろしいのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） ご説明申し上げます。

そのように解釈しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、この映像記録作成と領収書偽造にかかわった実行委員会の事務局はどこが担っていましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） 実行委員会の組織ということでよろしいでしょうか。

〔「事務局」と呼ぶ者あり〕

○世界遺産推進課長（安藤信義君） 事務局は、実行委員会の中にありますNPO法人が事務局をしておりました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） その事務局のNPO法人というのは、今地域振興課で話題にしているところと同じということでよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） 説明いたします。

そうです。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ということは、法令に反して、つまり佐渡市の法令に反して処分を受けたNPOであると。それに対して所轄庁は検査できるのではないのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明をいたします。

先ほど41条、42条を説明しましたが、これ法に基づく処分は今回の事例ではできないということで確認をしております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっとあれですけども、その映像記録の227万円という事業、これは一体どういう流れで、どこかお金を受けて、そして返還はどこが、どの団体がした、その流れをきちんとつぶさに把握しておられますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） ご説明いたします。

実行委員会が伝統芸能の伝承ということで、記録映像を撮るという当初の目的がございました。その中で、実行委員会の会長がいわゆる実行委員会全体にその映像記録の業務を報告しないまま委託をしてしまったということが調査の結果わかりました。結果、そのでき上がったものについては議員もごらんになったと思いますけれども、余りに額にふさわしくないというような部分、これは平成25年12月に立ち上げました調査委員会でもそのような同意見が出ておりますし、その後2月12日の総務文教常任委員会でも同様な結果が出ておるところでございます。結果的には、その部分につきまして額が妥当かどうかという部分につきましては、いわゆる民法上の債務不履行という部分に該当するのだそうですが、一般的には自由契約、自由競争という部分があるものですから、不当にそれが高いか安いという部分については、我々の弁護士のほうに確認したところ、なかなかそれは根拠づけができないということです。ですので、我々としては、そうはいいましても一般的に見てこれはとてもいただけるものではないという部分から、ほかの会社から見積もりをとって、それに相当する金額を差し引いた部分をその映像をつくっていただいている会社から実行委員会のほうに返還をしていただきました。実行委員会のほうにつきましては、当初契約の227万円分全額を返還をしていただいたという部分になります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ありがとうございます。その227万円が最初にこのNPO法人が受けたのではない委託先だったわけです。ところが、その方に聞けば、いやいや、これ受けたのは某NPOですと言って、実はどこが本当に受けたのかわからない状態であったと。そうすると、お金の流れというの、これも実は不明なのではないかと思うのですが、その辺は明らかになっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

安藤世界遺産推進課長。

もうちょっと課長、大きな声で。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） 失礼しました。説明をいたします。

お金の流れですけども、我々が把握をしているのは実行委員会からいわゆる一番最初に契約を結んだ

会社に対してお支払いをしたというのを会長から聞き取っております。それ以降、その先どういう流れというのは調査をしてございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 皆さんのお手元の資料のナンバー2、1枚めくっていただいて、これ見ていただきたいのですが、これは矢印で②と記されているところです。これ前期損益修正益というもので、207万9,300円が計上されています。NPO法人で赤字をこんなに毎年500万円ずつぐらい出しながら、その前の年に200万円の収入があったのにそれを見落としていました、こういうことあるのでしょうか。この207万9,300円というのは一体どういう流れなのかなということが非常に疑わしいと思います。この年度に200万ぐらいの収入がNPO法人にあったのではないかとおもわれますが、実はそれは計上されていなかったのではないかと、そんなような疑いもあるのですが、これどうお読みになりますか。感想だけで結構です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明いたします。

②の欄の金額でございませけれども、法人の経営につきましては個別の判断で運営をしているために、特に見解はございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そういう感覚だからちょっと市民は不安になるのです。先ほどこの某NPO法人は、経営上差しさわりのあるから見に来るなと言っている。そういうのがまさにこういうところなのではないでしょうか。これはあくまでも推測ですけれども、では今度資料ナンバー1のほうに戻りますが、ここにそのNPO法人の定款が載っています。これ役員の数、定款どうなっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明をいたします。

この法人の定款につきましては、理事は3人以上20人以内、監事につきましては1人以上5人以内ということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ありがとうございます。そうしましたら、実際このNPO法人は役員、理事は何人持っているのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明をいたします。

下のほうに役員の名簿が載っております。理事長が1名、副理事長が1名、監事が1名となっております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 理事は2名しかいないと。この定款に反しているのではないのでしょうか。その定款に反している場合は、地域振興課、所轄庁はどうしなければいけないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明をいたします。

NPO法人は、特定非営利活動促進法第15条において、理事3人以上及び監事1名以上を置かなければならないということになっておりますし、先ほど定款では3人から20人、1人から5名となっておりますが、提出された名簿におきましては理事が2名、監事が1名となっております。所轄庁といたしましては、このような報告があった場合については事実関係を確認しまして、事実と異なる場合におきましては修正、訂正等の意思の確認をして、間違いであれば訂正をさせます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 間違いであれば訂正すればいいのですが、NPO法人において理事が持っているこの責務というものはどういうものか、お答え願います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） お答えいたします。

理事の役目につきましては、定款に載っております。この会を代表するということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） やっぱり地域振興課長はこのNPOを、地域を振興するためにあるこの活動を支援するので、やはりそのぐらいのことは言われなくても頭に入っている必要があります。そして、それはNPO法に限らないと思います。理事というのは、何かあったとき負債を全部責任を負う立場にいるわけです。それを、前から指摘していますが、この団体は毎年500万円赤字を出し、そして累積1,000万円になっている。こういうところで理事が喜んでやりますと言うと思いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明をいたします。

現在、佐渡市内のNPOは27団体ございます。そのうち、12団体が負債を抱えております。ですから、当該NPOだけではないということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それは答弁になっていないと思います。もう一度ご答弁願います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明をいたします。

負債の団体は先ほど言ったとおりでございますけれども、最終的には解散したとき等の負債については理事が負担するのは当然でございますけれども、具体的にその12団体の負債の額でございますが……。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私は今このNPOだけに限って聞いていますし、このNPOの資料しかお出ししていません。このNPOの範疇でお答えいただきたいのです。理事が欠けている、しかし理事の責任は負債を最終的には負わなければいけない、毎年500万円の赤字を出している、こういうところで喜んで理事を受ける方いるのでしょうかという質問です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） 負債を抱えていることからしますと、通常こうしたところに新たに理事で加わろうという方というのは、普通はいないのではないかというふうに思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そのぐらい重く考え、受けとめるべきで、これ間違いがあったら訂正してもらいますとか、そういうレベルではないわけです。この団体に関しては会計に関して改善命令を出さなければ、理事も欠乏したままであると、そのような可能性が高い、そのような認識になりませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） いただいた資料を見まして、定款に反する疑いというものは確かにあると思われれます。ただし、法律の規定上、相当な理由がある場合であっても検査をすることができるという規定になっております。ですので、これが事務的なミスなのか、そうでないのか、そこはきちんと聞き取りをしながら、41条の適用をすることが法的に妥当なのかどうか、検討してまいりたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、検討していただけるということなので、資料ナンバー2にあります矢印の①、ここの団体には会費収入、寄附収入がゼロです。例年ゼロです。この問題についても同じく検討していただきたいと思います。

次に、佐渡観光アーカイブ事業についてお伺いいたします。この事業を請け負っている団体、委託されている団体はどちらでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 先ほど来お話ししています当該NPO法人ということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、引き続き同じNPO法人ですけれども、このNPO法人がつくっている佐渡観光アーカイブ事業、これは効果的なのでしょうか。外部からの評判というのお聞きしたことはありますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

今のところ、外部からのアクセスについては、パスワードを登録してやるようになっています。そのサイトがあるというようなことについても一般の方には公開をしていなくて、例えば旅行業者、それから雑誌をつくる会社とか、そういった方々が写真データを欲しいというのがいろいろあるものですから、今のところはそれのためにつくっておるものですから、それらの方に問い合わせがあったときには、ここにありますよと、ぜひ登録してお使いくださいというようなことでやっておるものでございます。

評判については、いい写真もあるし、余りというような写真もあるものですから、いろいろでございます。もっといいのはないのかというような話も時々あります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そのいいのはないのかというところが問題だと思うのですけれども、この事業について仕様書というものはあるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

平成23年度に今ほどの当該NPO法人で外枠をつくって、平成24年度、平成25年度、平成26年度と当該NPO法人にメンテナンスといいますか、画像データの追加だけお願いしております。当然委託契約でございますして、仕様書等はございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） その仕様書というものはもちろん私も見させていただいたのですけれども、その中には今例えば観光業者のほうからもっといい写真はないのかと言われたことなどを反映させて仕様書というのはおつくりになっておられますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

業務内容につきましては、観光資源、イベント等の取材によるデジタルデータの収集、編集及びサイトへの追加、更新ということでございまして、それから業務目的につきましては観光誘客の向上を図る情報

発信基地としての役割を担うというようなことぐらいしか書いてございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） ということは、この佐渡観光を担う大事なアーカイブであるにもかかわらず、観光振興課は余り内容について責任を持って仕様書を出していないというふうに受け取られます。実際は今年度の仕様書については、初めてどこどこ海岸、どこどこ海岸というオーダーが出ています。それは今までないよりはましだと思うのですが、このＮＰＯ法人が撮った海岸の写真と、それからもともとプロが撮られた写真というのは余りにも歴然としているのです。それ課長ご自身ごらんになりました。そういうようなこと何か気づかれましたか。あるいは、どなたかから言われたとか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

この平成23年度につくったときに、市が持っておったプロが撮ったようなものも含んで最初立ち上げてございます。それから、つくるときについては、雇用というようなこともあったものですから、プロを雇って写真撮影をしておらないということから、そういうばらつきがあるのは事実でございます。その内容をアップするよにということについては、これから指示をしてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） 今のご答弁で課長は余り疑問に思っていないのかなとちょっと不安になりましたが、まずこのカテゴリーの分類、先ほど８あると言いましたが、これはどなたが決めておられますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 先ほど平成23年度につくるときのお話をさせてもらって、８つのカテゴリーというようにお話をさせてもらっておるかと思います。それで、今回平成26年度の契約に当たってもカテゴリーをつくっておりますが、実際には担当のほうで内容を見ながら、それからＮＰＯ法人のほうと打ち合わせをしながらやっておるということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） 映像は、このＮＰＯが私はかなりめっちゃくちゃなＮＰＯだともう頭から決めかかっているからそう思うのかもしれないのですけれども、この観光情報発信についてもやる気はないのだなと思っています。今佐渡が観光の目玉にこれからしようとしている世界三資産について、なぜカテゴリーの中にないのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

当初のカテゴリーの中に、つくった当時にそういう認識がなかったものをそのまま引きずっておるからということでございます。中身を見ますと、大間港だとか、北沢選鉱場とか、そういったもの、世界遺産の関係なんかも入っております。これをやはりきちんと工夫をして、それから足りない部分については補っていく必要があると思いますので、対応していきたいと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 市長、お聞きになったと思いますけれども、佐渡観光をやろう、市長は一生懸命言っておられても担当がこういう調子で、全く信頼のできないNPOに任せっきりなのです。それもこうやって議会で追及されるまで担当の課長も知らない。私は、本当にがっかりしております。昨年9月24日に佐渡ジオパークは日本認定されました。このジオパークの写真はどうなっていますか。小木の枕状溶岩の写真って見たことありますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 済みません。全部は私見てございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ぜひ課長は全部つぶさに見ていただきたいと思います。枕状溶岩は、これどこをどう見てもこれは枕状溶岩と思えない。どこの写真なのという、どこかの山の写真です。こんなのは何年間ですか、平成23年から今に至って3年以上ですか、そのままなのです。これが佐渡観光の一番先を担っている、観光業者が一番アクセスするところのアーカイブなのです。ついでに、トキのカテゴリーというのはどこに入っていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 済みません。私もちょっと見てもございませんが、担当の者に確認したところ、トキについては欲しいということがあって、10枚ほど載っておるということで、その点は確認をしておるということでございます。カテゴリーについては、ちょっと私存じておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 普通でしたら自然かなと思って検索するのです。そうしたらなかったのです。だから、私がトキのこといろいろうさく言ったから、このアーカイブから削除したのかなと思ったのです。ところが、探してみたら資料というところにあるのです。資料というのは何かといたら、佐渡市のロゴとか世界遺産のロゴ、こういうものです。その中にトキの写真があるのです。こういうカテゴリーのままなのです。こういうNPOにやる気があるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

私どものほうとNPO法人のほうと、やはり打ち合わせがうまくいっていないのだと思います。今言われたことを含めまして、適正に対応していくように指示をしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうしましたら、トキは写真私が見たら、数え間違いかもしれませんが、8枚でした。その中で、今トキは自然界でトキのひなが生まれましたと、こんな何年もわたって私たち喜んでいるのにトキのひなの写真が1枚もない。そして、プロレスの写真は何十枚もアップされているのです。こういうことなのです。本当に信頼の置けるNPO法人にこの際委託先は変えたほうがいいと思います。そうでなければ、佐渡の観光振興は決して伸びることはありません。ないどころか、本当に足を引っ張られると思います。

次に、佐渡市がかかわる不正事件の原因究明、処分、報告など、けじめをつける姿勢について問うというところに移りたいと思います。今話題になっているNPO法人のことから始めたいと思います。平成24年度の金山の町佐渡相川の伝統芸能とまつり保存実行委員会の負担金不正取得、これについて偽造領収書がつくられたということがはっきりしています。しかし、なぜこんな故意な私文書偽造なのに市は訴えない、告発しないのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） ご説明いたします。

今回の事業に関しましては、まず第1点目に我々市が実行委員会のメンバーであったということ、そこで管理ができていなかったということ、チェックができていなかったということが一番大きな理由だと思います。

それと、一連に係る事業費ですけれども、我々200万円ほどですけれども、全額を返していただいたということがございます。こういったものを現在と申しますか、これまで我々の弁護士にも相談をいたしまして、やはり自分たちがかかわっている事業だからということになるとなかなか訴えるという部分にはいかないのではないかという部分がございます、そういったものを副市長、市長等と相談して訴えないということに決めさせていただきました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 全く納得がいきません。では、その偽造した実行者たちは、偽造であるということを見破られないために一体どうしましたか。この佐渡市議会で今年の12月に世界遺産推進課長や社会教育課長がどんな答弁させられましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） ご説明いたします。

12月議会及び3月議会におきまして、それまでの調査でわかったことを報告したということでございますが、結果的にそれが間違った答弁であったということは3月議会に確認していると、そのように承知し

ております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 本当にただの間違いだったらいいのですけれども、課長たちを最初からだますつもりでうその情報を流した、全く事実ない情報を流して、いついつに練習をしました、いついつに練習しましたと、とうとうとここで説明をさせられたわけです。それもし課長、ご自分がその立場に立ったらどう思いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） 私の気持ちということであれば、やはり同じ立場に立ったのであれば非常に残念であるということです。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 非常に残念に思うということは、正直なところだと思います。この同じ実行委員会にいたのだからという言い方をすれば、こういう人をだます者と佐渡市は共犯だと言っているのと同じなのです。そういう説明今佐渡市から受けたと思って、私はそういう点で残念に思います。しかし、私信頼の置ける公の機関に、市民と一緒に相談に行きました。そうしましたら、そこで言われたのは、これは告発する要件はほぼそろっているということです。佐渡市は、これをお聞きしてどうされますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） ご説明いたします。

6月議会のときに、市長答弁の中で今の偽造の部分についてはちゃんと調べるようにということがありまして、その後既に12月27日の第1回目の調査委員会の報告以降、調べはある程度はついておりましたけれども、その部分だけをもう少し整理をして、その後6月議会終了後、副市長にもご相談をいたしました。経過を全部説明したところでありますけれども、私は当初の決定と申しますか、訴えないという方針は変えないということで指示を受けております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私はここでなぜ取り上げているかということ、市民の感情としてはやっぱりこれは佐渡市が告発するべきだろうと。この領収書に関して一番責任があるのは、今のところ佐渡市でないかと。そして、ある意味では議会の中で課長がうその答弁までさせられている被害者でもあるわけです。いろいろな立場から考えて佐渡市がまず告発するべきだろうと、そう考えて市民は一応佐渡市を立てようと思って告発をしないのです。この市民の感情についてどうお答えになるおつもりですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） 市民感情ということですが、市民の方々には今回の件では大変ご迷惑をおかけしたと、心よりというか、深く反省はしています。それでもって今回訴えないというような結論に至ったわけですが、確にお金を返せばそれでいいのかということはもう私としても重々わかりますけれども、一応私どもも実行委員会のメンバーであったことや全額返していただいたということを一定のけじめとさせていただいているところでございまして、市民感情のほうは私個人としては理解できます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 安藤課長はこのことに心を砕いておられるということは、いろいろやりとりしながら私も感じているところですが、こういうときになぜ副市長や市長が先鞭を切って答弁されないのか、私はそこが非常に疑問に思っております。今市民が答えてほしいと言っているのは、課長ではなくて市長や副市長、相談を受けたその立場の方々なのです。市長、お答え願えますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） このことにつきましては報告も受けていますし、議会の中でもこの議論をしているということについては、私も承知をいたしております。こういう事態が生じたということについてどこに原因があるかという、やっぱり追及していくと某NPO法人がやってきたということ、それに振り回されたということは事実だと私は思っています。ただし、今回のものについては、実行委員長といいますか、實際会を運営する会長という者がいて、そこが基本的に、我々はその会長との間でやってきているわけであって、そういう意味を含めて弁護士とも協議をいたしました。その結果、こういうことでありますよという報告であったわけでありますので、私としてはそれを是としたと、こういうことでございます。その段階でももちろん市民の方々はなかなか納得しない部分があるかとは思いますが、そういう判断をさせていただいたということで、私自身が訴えるとか訴えないとかという判断をするということよりも、やはり専門家の立場のご意見を参考にさせていただいたと、こういうことでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私も法律にそんなに明るいわけではありませんけれども、犯罪というのを犯した場合、その組織の長がその犯罪者になるわけではなく、その犯罪を犯した人が犯罪者なわけです。ですから、実行委員長が実行委員会の中のことは責任はとられるでしょうけれども、犯罪に関してまで、そこまでは実行委員長は責任をとる立場にはないと思います。この件に関しては、私も市民の皆さんとまた相談しながら進めさせていただきたいと思います。

今度は、佐渡市が官製談合を行ったのではないかと疑われる件についてです。これも佐渡観光総合情報発信事業、これを請け負ったNPOは今ずっと話題になっているNPOです。このNPOと官の間の癒着の可能性が非常に高いと見ています。資料のナンバーの3をごらんください。先ほどご説明ありましたけれども、この重点分野雇用創出事業計画書、これのナンバー3のところに当時の観光商工課がなぜこの事業所を想定するかということを書かれています。佐渡市内にあるNPO法人に、何とかに事業委託を予定

するとしています。しかし、ここ担当者の方にお聞きしましたら、最初からこう指定されていたわけではないのです。なぜ後からこれ書き加えられることになったのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

この計画書は、事業を実施する前の計画書ということでございます。それで、1つは県の要綱によりまして、この事業を契約するには各市町村の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とするがというようなことで、各市町村の財務規則によってこの契約先を決めろということがうたわれております。そういうことで、まだ決まらない段階でこの事業所を書けということなのです。これは書けるわけがないのです。それで、想定するということになっております。それで、この書いた者は、そのこと、佐渡市財務規則によりまして後日契約者を決定することが前提ということで、この欄への記載はあくまでも一例、この記載には縛られないという認識のもとに一例として書いたということでございます。

それから、何でこのNPOの名前が入ったかということにつきましては、先ほど一番最初に私申し上げましたように、12月ごろにそのNPO法人がご挨拶に来たということがあって、あくまでも一例としてここに書いたということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） どんなご挨拶だったのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

今まで任意団体として相川で事業を行ってきましたと。それで、事業をきちんとやるために、この後近々NPO法人にしますよと、ぜひよろしくということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ぜひよろしくと言われてどう答えたのでしょうか。その当時担当しておられなかったかと思うのですけれども。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） お答えします。

当然いろんな業者から売り込みというのは間々あることでございまして、それがあったからその方々を、会ったことによって契約先とするということはないわけでございます。これは、財務規則に基づいて適正な決裁、それから入札、それからプロポーザル等を行って決めるということが前提でございまして、そのようなことで対応したということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうしましたら、資料ナンバー5のもう一つ、これ同じ時期に燕市が出した同じような事業の計画をごらんいただきたいと思います。課長、申しわけありませんが、お手数ですが、ここに書いてある想定する事業委託先お読みいただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 株式会社どこどこ、同じく株式会社どこどこ、市または市観光関連のホームページの作成を委託している業者への委託が効果的であるということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これと同じ文章がなぜ佐渡市の場合は書けなかったのでしょうか。これが私も1つ疑問なのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

ここに例えば2つ書いたとしても、それはあくまでも例として書くということではないということですよ。あくまでもここには例でございまして、ここに佐渡市の財務規則によりまして後日適正なことを行って業者を決めなければならないということとございまして、あくまでもこれ燕市がここにこう書いてありますけれども、これが正しいとは私は思いません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 新潟県のほうは、競争性のある入札ということを前提にしているのです。そうすると、佐渡市がそれまでホームページの管理だとか、いろいろネット上のこととか頼んでいた業者というのはいないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

先ほど来申し上げておりますが、ここの欄についてはある一定の業者にすることをその担当係が決めて書いたというものではございません。要するに市の財務規則によりまして、最終的にはこの事業につきましてはプロポーザルを行ったわけなのですが、そういうことがなければここは本来なら書けない。けれども、書けということになっておるので、この記載には縛られない、あくまでも一例ということでの認識のもとに書いたということとでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっとご答弁が違って、私はそれまで佐渡市のホームページとかネット関係とか管理しているような委託先なかったのですかとお聞きしたのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 市のホームページ、いろいろな業者は想定はできると思います。あると思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうだと思います。実際プロポーザルをしてみたら、そういうところに公募してこられたわけでよね、そういうところは。なのになぜ佐渡市の場合はそのように、今まで市が使っている、ホームページの管理とか、そういうことをしている団体と、事業者と書かずにこのNPOを委託先にするということを前提にして、そこにあたかも条件を絞り込むように、昼夜、休日と関係のない観光情報の発信が可能になると、そんなところにわざわざ絞り込んで書いたのか、これ非常に不思議に思うのですが、そういうの不自然に思いませんか。佐渡市には、わざわざちゃんと公募プロポーザルすると手を挙げてくる事業者があるのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

もとの担当者に聞いたところ、この上の例をごらんいただきますと、NPO等の名称とか書いてございまして、最初具体的なNPOの名前は入れなかったということなのです。ただ、ところが、当時の担当のほうで特定できるように変えてくださいということがあって、以前ご挨拶のあった者を書いたということです。

それから、このNPOを委託先とすることで昼夜、休日と関係のない観光情報等の発信が可能という部分については、これ委託する場合と、それから市が直接雇用する場合もあるのですが、彼は市が雇う場合にあっては土日等が出にくいということであって、そのことをまず思ってNPOを委託先とすることで昼夜、休日とないというような文章を書いたというように聞いています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、このNPO法人何とかかんとかと書いてありますが、このときここは本当にNPO法人になっていたのでしょうか、この起案書を書かれたとき。それから、このNPO法人は、佐渡市の物品等入札参加資格リストに載っていましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

一番最初の経過のところでもご説明申し上げましたが、この計画書を記載するときには想定する事業委託先の欄にはNPO法人となることを含めての想定として、NPO法人何々に事業委託を予定するというふうに書いたということです。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、このときは入札参加資格リストに載っていないと知りながら書いたということなのですか。ちょっと難しいかもしれませんがね。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） この後NPO法人になるということの話の中で書いたということで、その入札参加資格があることがわかっておったかどうかということについては、確認はしておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 当時の課長ではないので、わからないと思いますけれども、恐らくもう挨拶に来てくださった、それでここに名前を載せるならではあの団体だと頭がもう働いていたので、入札参加資格があるかどうかもうすっ飛ばした、そういう勇み足だったというところが実際のところではないかと思います。では、実際この団体が本当に実績のあった団体だったのかということ、佐渡市はどう判断されたのかということですが、資料ナンバーの7、一番最後のページをごらんください。これは入札参加資格を取るために私どものNPOはこういう仕事を請け負いましたと、そして請求書をもらいましたということですが、この請求書というのは住所黒塗りにしてありますが、NPO法人の当時の代表者の住所と姓、そしてこの黒塗りの方の姓とそれから住所が一致しているのです。これ内部の人の仕事、たった1週間で5万円の仕事をやりました、これで仕事をやってもらった請求書です、こういうものを佐渡市は認めて物品等調達入札参加資格名簿の審査に合格すると、お載せするのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） ご説明申し上げます。

物品等調達入札参加資格者名簿の登載につきましては、例えばその業務に対して資格等が必要なものにつきましては、その資格等の添付を義務づけております。また、通常売られているような品物につきましては、実際にそういうものを卸業者から仕入れてくることができるかどうかということを確認するために、実績も一定程度求めてもおります。このようなソフト事業につきましては実績等がない中で、私こういうことをやりますという中で、資格等も必要ないものにつきましては実績がなくとも認めております。この際、この件につきましてこういう形で実績出ております。これを実績と見るかどうかというご判断につきましてはさておきまして、このソフト事業について登録をしたいというのであれば、ほかの事業者であっても登録をしておるのが実態でございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） いや、ちょっと私かなり不安になりました。実績がなくとも認めていると。そうすると、その団体が本当にこれできます、これできますと言ったものについては確認をどうやってするのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君）　ご説明を申し上げます。

入札に参加する資格を付与するということで、例えばその入札の中で落札をして契約者となる、あるいは入札でなくても随意契約、プロポーザル等の中で契約者となったときにそのものがその業務を遂行する、これは発注者が現に監督等をしまして実行させるということでもありますので、そのときもしその業者がでなければ、それはもう当然資格というか、次からそういうところは選ばれないということになろうと思います。

以上です。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君）　その辺は、ちょっとかなり非常に甘いと思います。そういうところは、今後実績をどうやってかチェックすることが必要なのではないかと私の意見として申し上げます。

その下の資料ナンバー８というのをごらんください。今度この８の資料は、このＮＰＯ法人が今度この佐渡観光総合情報発信事業の公募型プロポーザルの審査に際して提出した調書の実績の部分です。ここ平成何年になっているかというと、平成21年、平成22年に実施したものです。このＮＰＯ法人の設立は一体何年ですか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君）　登記が完了したのが平成23年３月24日ということでございます。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君）　そうすると、設立以前のものというのは誰がやったものというのは何の証拠もないわけです。こういうものをこの審査にまず企画提案者として合格だというふうにみなしますか。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君）　お答えします。

この類似業務の実績という部分につきましては、その団体が事業を遂行できる体制にあるかどうかということを見きわめる、評価の対象にするというものでございます。それで、このときはプロポーザルのときには来て、いろいろお話をして評価をしてもらったわけなのですが、この団体については任意団体であったときにここに記載してある総務省の事業のお手伝いをしてやったということでお話があって、その実績についても評価の対象にしたというふうに聞いております。

○議長（根岸勇雄君）　質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君）　いや、ちょっとお手伝いというので、あきれました。私こんな自分たちが設立する前のものなんか載せるのはうそだと思っていましたけれども、お手伝いというのますます自分たちでやっていないということを感じます。

それで、質問なのですけれども、公募型プロポーザルってそもそもどういうことをするために行うのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） ご説明申し上げます。

プロポーザルということのちょっと定義みたいな話からになりますが、よろしいでしょうか。会計法あるいは地方自治法上でプロポーザルという言葉はないのですけれども、日本語で企画競争入札と呼ばれることもあります。あくまでもこれはやはり入札ではなくて、随意契約の一種というふうに解されております。随意契約の仕組みにつきましては、会計法上も細かな手続論はされておられません。国等においての通知の中でプロポーザルという言葉が出てきております。価格以外の要素を含めて契約者を決定するという考え方で、公募型というのはこういうものがありますと言って手を挙げてきた方が、その方の参加資格も確認しますけれども、その方でやるやり方と、これとは別に指名型のプロポーザルというものもございます。このぐらいでよろしいでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ということは、この方といって事業者を特定するために公募型プロポーザルをするということですね。このために公募してきた団体というのは4社で、実際3社残ったと。そのほかの2つの会社というのは、どういう経歴だったのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

1社が本社が新潟市の株式会社で、島内の営業所ということでございます。それから、もう一社が、本社新潟市の株式会社ということです。それから、もう一社が本社東京の株式会社の佐渡支社というふうに聞いてございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そのうちの1社は既に佐渡市と一緒に仕事をしていたというふうに伺っていますが、間違いありませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） ちょっとそこまで確認してございません。済みません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 実際に佐渡市とネットシステムなどの仕事をしていたところがあるというふうに聞いています。しかし、この3社の審査をした方、このことが私は問題だと思っているのですが、これだけの既に佐渡市とネットシステムなど仕事をしているところも抜いて、一体どこが高得点をとったのでしょうか。

うか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

先ほどご説明いたしましたが、平成23年5月2日に行われました選定委員会で点数をつけて、先ほどの点数に基づいて当該NPO法人を選定したということでございます。

〔「一番点数が高かったところ」と呼ぶ者あり〕

○観光振興課長（濱野利夫君） 高かったところはそこでございます。当該NPO法人でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 設立してほんの数週間のところが、今までネットシステムで佐渡市と仕事をしていたところよりも高得点をとる、こんなことってあるのでしょうか。これ非常に疑問に思います。先ほど審査は適正に行われたと市長も課長もご答弁くださいましたけれども、この審査に当たったのはどなただったのでしょうか。資料のナンバーの4をごらんください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

当時の地域振興課長、それから佐渡観光協会の職員、それから当時の観光商工課の課長ということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 先ほどからNPO法人から挨拶があったとか、そういう課長がここで審査をするということは適正だったのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

このプロポーザルでやるから準備をしろと課長から指示があったのが平成23年3月中旬ごろということございまして、このときには事業の内容から民間からの提案がより効果的な事業につながるということから、プロポーザルでやるので、準備をなさいという指示が当時の係長にあったということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） この課長が審査することは適切だったかとお聞きしているのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） お答えします。

もともとナンバー３にあるように、財務規則に基づいて適正な委託者の選定をするのだということの考えのもとにやっている事業でございますので、課長が入ってやるのは何も問題ないというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） そうしましたら、その財務規定を変えたほうがいいということをご提案させていただきます。

今度保育士の育成ということに移りたいと思いますが、佐渡市は保育士の資格を取ったら保育士の給料というのは上がるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

保育士の有資格ということだと思いますけれども、無資格のときよりも若干ではありますが、市の職員については上がるようになっています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） この保育専門学校の年間の授業料幾らでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 済みません。授業料については、今聞いておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） 私いただいた資料で計算したら約70万円です。この70万円に見合うような年間の給料が上がるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） まず、金額につきましては、今県のほうに申請中でございますので、私どもが70万かどうかというのは申し上げることはできません。この70万が働いて、働きながら学べるというのが一つの特徴でございます。ただ、それで70万が賄える、賄えという判断ではなく、働きながら佐渡で免許が取れる、もしくは我々にすると島外から入ってきて佐渡に若い人が来てもらう、こういう点だと思っておりますので、今議員おっしゃるような視点で議論をしたことはございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） では、保育士の資格を取ったら佐渡では正規の保育所の職員になれますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

保育士の資格を取ったといたしましても、職員の採用試験に合格しなければなりませんし、今述べておりますように、ビジョンでもありますように、職員の数ということを適正に追っていくという観点からしましても、まず合格が条件ということでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私がもし保育士の立場だったら、全くそこで資格取るメリットはないなというふうに思います。そんなところに一体学生が集まるのだろうか、それを胸算用していいのだろうかということとを不安に思います。また、この先にまだ質問したいことがありますけれども、所管の委員会のほうで質問させていただきたいと思います。今ほど私の中にある疑問がたくさんありますけれども、それについて調査しますとお答えいただいたものについては、今後も調査をしっかりとお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で荒井眞理さんの一般質問は終わりました。

○議長（根岸勇雄君） 本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、あす10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 7時01分 散会